令和８年

第３回後期
定例県議会議案

（附　　予算説明書）

群　　馬　　県

令和８年第３回後期定例県議会議案目次

第１２４号議案　令和８年度群馬県一般会計補正予算（第５号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5頁
第１２５号議案　令和８年度群馬県流域下水道事業会計補正予算（第１号）・・・・・・・・・・　18
第１２６号議案　令和８年度群馬県電気事業会計補正予算（第２号）・・・・・・・・・・・・・・・　20
第１２７号議案　令和８年度群馬県工業用水道事業会計補正予算（第１号）・・・・・・・・・・　22
第１２８号議案　令和８年度群馬県水道事業会計補正予算（第１号）・・・・・・・・・・・・・・・　23
第１２９号議案　令和８年度群馬県団地造成事業会計補正予算（第１号）・・・・・・・・・・・・　25
第１３０号議案　令和８年度群馬県施設管理事業会計補正予算（第１号）・・・・・・・・・・・・　27
第１３１号議案　令和８年度群馬県病院事業会計補正予算（第１号）・・・・・・・・・・・・・・・　29
第１３２号議案　群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一
部を改正する条例 ・・　30
第１３３号議案　群馬県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 ・・・・・・・・・・・　32
第１３４号議案　群馬県政治資金規正法関係手数料条例の一部を改正する条例 ・・・・・・・　58
第１３５号議案　群馬県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基
準を定める条例及び群馬県指定障害児入所施設等の人員、設備
及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 ・・・・・・・・・　59
第１３６号議案　群馬県中小企業者等の事業の再生を支援するための措置に関す
る条例の一部を改正する条例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　61
第１３７号議案　群馬県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 ・・・・・・・・・・・・・・・　62
第１３８号議案　群馬県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 ・・・・・　68
第１３９号議案　群馬県収入証紙条例を廃止する等の条例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　87
第１４０号議案　新・群馬県総合計画（ビジョン）の変更について ・・・・・・・・・・・・・・・・　106
第１４１号議案　指定管理者の指定について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　109
第１４２号議案　指定管理者の指定の期間の変更について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　111
第１４３号議案　請負契約の締結について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　113
第１４４号議案　請負契約の変更について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　114
第１４５号議案　請負契約の変更について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　115
第１４６号議案　県道路線の認定について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　116
第１４７号議案　当せん金付証票の発売について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　117
報第８号　報　告　書 ・・・　118

予 算 説 明 書 目 次

令和８年度群馬県一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書（第５号） …… 122 頁

１ 総　　括 …… 122

２ 歳　　入 …… 126

１ 県　　税 …… 126

４ 地方特例交付金 …… 127

５ 地 方 交 付 税 …… 128

７ 分担金及び負担金 …… 129

８ 使用料及び手数料 …… 130

９ 国 庫 支 出 金 …… 131

11 寄　　附　　金 …… 132

12 繰　　入　　金 …… 133

13 繰　　越　　金 …… 134

14 諸　　収　　入 …… 135

16 利 子 割 清 算 金 …… 136

３ 歳　　出 …… 137

１ 議　　会　　費 …… 137

２ 知 事 戦 略 費 …… 138

３ 総　　務　　費 …… 141

４ 地 域 創 生 費 …… 146

５ 生 活 こ ど も 費 …… 150

６ 健 康 福 祉 費 …… 154

７ 環 境 森 林 費 …… 161

８ 労　　働　　費 …… 165

９ 農　　政　　費 …… 167

10 産 業 経 済 費 …… 172

11 県 土 整 備 費 …… 175

12 警　　察　　費 …… 179

13 教　　育　　費 …… 180

16 諸 支 出 金 …… 185

補正予算給与費明細書 …… 186 頁
債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書 …… 193
令和８年度群馬県流域下水道事業会計補正予算実施計画（第１号） …… 196
令和８年度群馬県電気事業会計補正予算実施計画（第２号） …… 210
令和８年度群馬県工業用水道事業会計補正予算実施計画（第１号） …… 224
令和８年度群馬県水道事業会計補正予算実施計画（第１号） …… 238
令和８年度群馬県団地造成事業会計補正予算実施計画（第１号） …… 251
令和８年度群馬県施設管理事業会計補正予算実施計画（第１号） …… 264
令和８年度群馬県病院事業会計補正予算実施計画（第１号） …… 280

第１２４号議案

令和８年度群馬県一般会計補正予算（第５号）

令和８年度群馬県の一般会計補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１０，３０４，４９４千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ８７７，７８６，８４４千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第２条　繰越明許費の補正は、「第２表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第３条　債務負担行為の補正は、「第３表債務負担行為補正」による。

令和８年１１月２０日提出

群馬県知事　山　本　一　太

第１表　歳入歳出予算補正

１　歳　入　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 県税		280,000,000	536,098	280,536,098
	1 県民税	94,580,452	536,098	95,116,550
4 地方特例交付金		11,300,000	275,675	11,575,675
	1 地方特例交付金	11,300,000	275,675	11,575,675
5 地方交付税		158,000,000	3,172,466	161,172,466
	1 地方交付税	158,000,000	3,172,466	161,172,466
7 分担金及び負担金		3,802,953	108	3,803,061
	2 負担金	3,555,194	108	3,555,302
8 使用料及び手数料		11,565,954	397	11,566,351
	1 使用料	7,870,089	159	7,870,248
	2 手数料	3,695,865	238	3,696,103
9 国庫支出金		109,712,466	2,902,896	112,615,362
	1 国庫負担金	58,811,013	942,456	59,753,469
	2 国庫補助金	50,159,113	1,957,070	52,116,183
	3 委託金	742,340	3,370	745,710
11 寄附金		578,414	49	578,463
	1 寄附金	578,414	49	578,463
12 繰入金		65,142,954	441,654	65,584,608
	2 基金繰入金	61,684,106	441,654	62,125,760
13 繰越金		5,341,019	1,417,269	6,758,288
	1 繰越金	5,341,019	1,417,269	6,758,288

（単位　千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
14 諸　　収　　入		13,532,701	3,110	13,535,811
	6 雑　　入	3,416,491	3,110	3,419,601
16 利　子　割　清　算　金			1,554,772	1,554,772
	1 利　子　割　清　算　金		1,554,772	1,554,772
歳　入　合　計		867,482,350	10,304,494	877,786,844

２　歳　出

（単位　千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 議　会　費		1,565,518	13,337	1,578,855
	1 議　会　費	1,565,518	13,337	1,578,855
2 知　事　戦　略　費		12,345,684	50,033	12,395,717
	1 知事戦略管理費	1,226,986	15,289	1,242,275
	2 メディアプロモーション費	734,723	7,671	742,394
	3 エンターテインメント・コンテンツ費	812,091	5,179	817,270
	4 デジタルトランスフォーメーション費	3,102,949	8,386	3,111,335
	5 グリーンイノベーション推進費	3,448,586	4,653	3,453,239
	6 交通イノベーション推進費	2,543,393	3,749	2,547,142
	7 地　域　外　交　費	476,956	5,106	482,062
3 総　務　費		44,875,347	1,266,411	46,141,758
	1 総　務　管　理　費	26,396,517	257,281	26,653,798
	2 徴　税　費	13,009,361	65,985	13,075,346
	3 市　町　村　振　興　費	1,175,101	7,259	1,182,360
	4 選　挙　費	380,355	673	381,028
	5 統　計　費	474,366	5,888	480,254
	6 危　機　管　理　費	1,384,100	7,271	1,391,371
	7 消　防　保　安　費	1,723,910	913,461	2,637,371
	8 人　事　委　員　会　費	159,149	3,671	162,820
	9 監　査　委　員　費	172,488	4,922	177,410
4 地　域　創　生　費		10,111,584	60,597	10,172,181

（単位　千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
	1 地　域　創　生　費	976,040	6,809	982,849
	2 ぐんま暮らし・外国人活躍推進費	677,061	3,311	680,372
	3 文　化　振　興　費	3,170,671	27,409	3,198,080
	4 文　化　遺　産　費	709,642	7,513	717,155
	5 スポーツ振興費	2,131,208	6,389	2,137,597
	6 大　会　総　務　費	1,814,221	4,172	1,818,393
	7 施　設　調　整　費	580,492	2,206	582,698
	8 競　技　式　典　費	52,249	2,788	55,037
5 生　活　こ　ど　も　費		47,091,202	85,599	47,176,801
	1 生　活　こ　ど　も　費	679,013	11,771	690,784
	2 こども・子育て支援費	23,986,974	3,531	23,990,505
	3 私学・青少年費	14,331,648	3,715	14,335,363
	4 児　童　福　祉　費	7,745,795	58,435	7,804,230
	5 県民活動支援・広聴費	195,669	3,898	199,567
	6 消　費　生　活　費	152,103	4,249	156,352
6 健　康　福　祉　費		149,680,040	207,067	149,887,107
	1 健　康　福　祉　費	3,000,341	74,926	3,075,267
	2 医　務　費	17,401,135	8,950	17,410,085
	3 感染症・疾病対策費	4,845,466	8,430	4,853,896
	4 健康長寿社会づくり推進費	557,072	5,581	562,653
	5 薬　務　費	213,296	18,482	231,778
	6 国　保　医　療　費	53,967,779	4,297	53,972,076

（単位　千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
	7 食品・生活衛生費	1,185,190	22,835	1,208,025
	8 地域福祉費	8,620,478	9,285	8,629,763
	9 監査指導費	155,731	3,910	159,641
	10 介護高齢費	33,821,685	5,941	33,827,626
	11 障害政策費	25,911,867	44,430	25,956,297
7 環境森林費		19,048,630	122,339	19,170,969
	1 環境政策費	1,958,220	34,124	1,992,344
	2 環境保全費	345,359	4,270	349,629
	3 廃棄物・リサイクル費	1,331,403	8,938	1,340,341
	4 自然環境費	1,329,086	51,983	1,381,069
	5 林政費	6,104,761	12,223	6,116,984
	6 林業振興費	1,286,853	6,175	1,293,028
	7 森林保全費	6,692,948	4,626	6,697,574
8 労働費		2,461,659	666,633	3,128,292
	1 労働政策費	2,353,843	664,649	3,018,492
	2 労働委員会費	107,816	1,984	109,800
9 農政費		23,171,940	197,469	23,369,409
	1 農政費	5,187,850	96,363	5,284,213
	2 農業構造政策費	2,557,087	23,486	2,580,573
	3 米麦畜産費	2,703,710	20,682	2,724,392
	4 野菜花き費	2,585,927	28,135	2,614,062
	5 蚕糸特産費	1,715,491	17,134	1,732,625

（単位　千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
	6 ぐんまブランド推進費	708,327	4,161	712,488
	7 農村整備費	7,713,548	7,508	7,721,056
10 産業経済費		11,680,944	426,415	12,107,359
	1 産業政策費	2,367,091	8,126	2,375,217
	2 未来投資・デジタル産業費	1,096,815	378,547	1,475,362
	3 地域企業支援費	5,947,409	26,788	5,974,197
	4 観光リトリート推進費	1,045,909	6,752	1,052,661
	5 eスポーツ・クリエイティブ推進費	1,223,720	6,202	1,229,922
11 県土整備費		71,819,604	204,823	72,024,427
	1 土木管理費	5,654,814	187,647	5,842,461
	2 道路管理費	16,542,208	4,577	16,546,785
	3 道路整備費	22,214,844	5,688	22,220,532
	4 河川費	7,210,897	3,246	7,214,143
	5 砂防費	5,575,644	1,221	5,576,865
	6 都市計画費	663,365	305	663,670
	7 都市整備費	6,725,299	1,054	6,726,353
	8 下水環境費	4,108,648	126	4,108,774
	9 建築費	168,902	437	169,339
	10 住宅政策費	2,954,983	522	2,955,505
12 警察費		50,899,977	1,019,722	51,919,699
	1 警察管理費	45,097,359	1,019,722	46,117,081
13 教育費		191,808,567	4,261,796	196,070,363

（単位　千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
	1 教　育　総　務　費	36,443,162	360,335	36,803,497
	2 小　学　校　費	56,303,157	1,664,635	57,967,792
	3 中　学　校　費	33,919,818	984,872	34,904,690
	4 高　等　学　校　費	30,535,269	794,663	31,329,932
	5 特 別 支 援 学 校 費	16,453,938	433,568	16,887,506
	6 学 校 建 設 事 業 費	9,167,671	15,417	9,183,088
	7 社　会　教　育　費	938,653	7,789	946,442
	8 健　康　体　育　費	5,459,167	517	5,459,684
16 諸　支　出　金		127,870,718	1,722,253	129,592,971
	2 利 子 割 交 付 金	684,137	446,326	1,130,463
	10 利 子 割 清 算 金		1,275,927	1,275,927
歳　出　合　計		867,482,350	10,304,494	877,786,844

第２表　繰越明許費補正

１　追　　加

款	項	事業名	金額（千円）
3 総務費	7 消防保安費	火薬ガス等保安推進	907,500
7 環境森林費	2 環境保全費	大気保全推進	28,767
	5 林政費	農山漁村地域整備	287,309
9 農政費	7 農村整備費	農山漁村地域整備	128,000
		農村地域防災減災	71,000
		農業競争力強化基盤整備	22,904
		農業水路等長寿命化・防災減災	100,000
10 産業経済費	2 未来投資・デジタル産業費	投資戦略促進	374,061
11 県土整備費	1 土木管理費	公共事業調整費	2,000
		建設技術支援	165,000
	2 道路管理費	道路維持管理	401,000
		単独地域道路管理	22,540
	3 道路整備費	単独橋りょう予防保全	127,500
	4 河川費	河川メンテナンス	72,000
		ダムメンテナンス	179,010
	5 砂防費	災害関連緊急砂防	349,794
	6 都市計画費	社会資本総合整備	26,000
		土地区画整理事業負担金	159,500
		単独道路交通計画調査	190,000
		道路交通計画調査	11,000
		航空振興	2,000
		航空整備	18,000
	7 都市整備費	社会資本総合整備（新水泳場）	1,350,000
		敷島公園新水泳場整備	17,400
14 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	土木施設単独災害復旧	337,977
		土木施設補助災害復旧	1,070,000

２変　更

款	項	事業名	補正前 金額（千円）	補正後 金額（千円）
11 県土整備費	2 道路管理費	単独道路維持修繕	55,929	1,355,545
		単独交通安全対策	24,260	748,660
		社会資本総合整備	270,455	3,725,805
		道路メンテナンス	7,253	257,644
		無電柱化推進	159,215	1,083,314
	3 道路整備費	単独道路改築	47,315	876,108
		社会資本総合整備	775,403	8,923,125
		道路改築	548,742	4,267,082
		道路メンテナンス	181,344	2,081,175
	4 河川費	単独河川改修	49,646	394,774
		河川維持補修	144,178	1,698,481
		社会資本総合整備	43,301	948,784
		大規模特定河川	19,558	120,000
		特定ダム環境対策	2,215	17,000
	5 砂防費	単独砂防施設	7,251	254,162
		単独砂防維持管理	76,302	597,291
		社会資本総合整備	148,235	1,134,377
		緊急防災・減災対策	20,379	180,527
		事業間連携砂防	68,327	382,650
		砂防メンテナンス	80,869	357,424
	7 都市整備費	単独街路	2,145	269,094
		社会資本総合整備（街路）	79,696	774,560
		無電柱化推進	28,876	445,000
		公園施設維持修繕	2,904	218,874
		花と緑のぐんまづくり推進	2,182	20,000
		社会資本総合整備（公園）	27,414	198,962
13 教育費	6 学校建設事業費	高等学校施設整備	212,100	222,600

第３表　債務負担行為補正

１　追　　加

事　　項	期　　間	限　度　額　（千円）
群馬県社会福祉総合センターの管理及び運営に関する協定	令　和　9　年　度	109,509
群馬県福祉マンパワーセンターの管理及び運営に関する協定	令　和　9　年　度	62,685
県立点字図書館の管理及び運営に関する協定	令　和　9　年　度	43,770
県立義肢製作所の管理及び運営に関する協定	令　和　9　年　度	10,912
群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザの管理及び運営に関する協定	令　和　9　年　度	54,356
伊香保森林公園・憩の森の管理及び運営に関する協定	令和9年度から 令和13年度まで	148,148
単独公共治山委託契約	令　和　9　年　度	80,000
単独公共治山工事請負契約	令　和　9　年　度	120,000
群馬県馬事公苑の管理及び運営に関する協定	令和9年度から 令和13年度まで	122,505
単独道路維持修繕委託契約	令　和　9　年　度	1,953,100
単独道路維持修繕工事請負契約	令　和　9　年　度	6,000
単独地域道路管理委託契約	令　和　9　年　度	1,000,000
社会資本総合整備（道路管理）工事請負契約	令　和　9　年　度	1,344,000
単独橋りょう予防保全委託契約	令　和　9　年　度	110,000

事　　項	期　　間	限　度　額　（千円）
単独道路改築委託契約	令　和　9　年　度	95,000
社会資本総合整備（道路整備）工事請負契約	令　和　9　年　度	655,000
河川維持補修委託契約	令　和　9　年　度	535,000
単独河川改修委託契約	令　和　9　年　度	3,500
特定ダム環境対策工事請負契約	令　和　9　年　度	8,000
単独砂防維持管理委託契約	令　和　9　年　度	189,400
社会資本総合整備（砂防）工事請負契約	令　和　9　年　度	355,000
群馬ヘリポートの管理及び運営に関する協定	令和9年度から 令和13年度まで	158,905
社会資本総合整備（街路）工事請負契約	令　和　9　年　度	60,000
敷島公園新水泳場整備運営事業契約	令和9年度から 令和25年度まで	941,000
金山総合公園の管理及び運営に関する協定	令和9年度から 令和13年度まで	720,985
社会資本総合整備（公園）工事請負契約	令　和　9　年　度	66,000
社会資本総合整備（公園）委託契約	令　和　9　年　度	20,000
運転者管理システム機器リース契約	令和9年度から 令和14年度まで	770,030

２　変　　更

事　　項	補　正　前		補　正　後	
	期　間	限度額（千円）	期　間	限度額（千円）
県立夜間中学校基本ソフトウェアライセンス契約	令　和　9　年　度	206	令和9年度から 令和11年度まで	825
県立高等学校基本ソフトウェアライセンス契約	令　和　9　年　度	40,971	令和9年度から 令和11年度まで	111,837
県立特別支援学校基本ソフトウェアライセンス契約	令　和　9　年　度	18,465	令和9年度から 令和11年度まで	49,335

第１２５号議案

令和８年度群馬県流域下水道事業会計補正予算（第１号）

（総　則）

第１条　令和８年度群馬県流域下水道事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　令和８年度群馬県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第２条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(2) 主要な建設改良事業

イ　社会資本総合整備事業

区　　分	既決予定量	補正予定量	計
令　和　８　年　度	5,336,460 千円	3,532 千円	5,339,992 千円

（収益的収入及び支出）

第３条　予算第３条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（　科　　目　）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　計　）
	支　　出		
第１款　流域下水道事業費用	11,220,669千円	8,511千円	11,229,180千円
第１項　営　業　費　用	10,979,308千円	8,511千円	10,987,819千円

（資本的収入及び支出）

第４条　予算第４条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額９１８，７３１千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額９２２，２６３千円」に、「過年度分損益勘定留保資金４４５，０３４千円」を「過年度分損益勘定留保資金４４８，５６６千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（　科　　目　）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　計　）
	支　　出		
第１款　流域下水道事業資本的支出	6,765,791千円	3,532千円	6,769,323千円

第１項 建 設 改 良 費	5,489,060千円	3,532千円	5,492,592千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第５条　予算第９条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
(1) 職 員 給 与 費	447,259千円	12,043千円	459,302千円

令和８年１１月２０日提出

群馬県知事　山　本　一　太

第１２６号議案

令和８年度群馬県電気事業会計補正予算（第２号）

（総　則）

第１条　令和８年度群馬県電気事業会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第２条　令和８年度群馬県電気事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（　科　　目　）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　計　）
	支　　出		
第１款　電気事業費用	11,077,229千円	53,133千円	11,130,362千円
第１項　営業費用	10,614,724千円	53,133千円	10,667,857千円

（資本的収入及び支出）

第３条　予算第４条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額１３，９８７，４５１千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額１３，９８９，７３９千円」に、「過年度分損益勘定留保資金８，３７３，３３４千円」を「過年度分損益勘定留保資金８，３７５，６２２千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（　科　　目　）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　計　）
	支　　出		
第１款　電気事業資本的支出	14,376,143千円	2,288千円	14,378,431千円
第１項　建設改良費	11,367,522千円	2,288千円	11,369,810千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第４条　予算第８条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（　科　　目　）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　計　）
(1) 職員給与費	1,655,318千円	55,421千円	1,710,739千円

令和８年１１月２０日提出

群馬県知事　山　本　一　太

第１２７号議案

令和８年度群馬県工業用水道事業会計補正予算（第１号）

（総　則）

第１条　令和８年度群馬県工業用水道事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第２条　令和８年度群馬県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（　科　　目　）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　計　）
	支　　出		
第１款 工業用水道事業費用	2,126,287千円	9,635千円	2,135,922千円
第１項 営　業　費　用	1,927,145千円	9,635千円	1,936,780千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第３条　予算第８条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（　科　　目　）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　計　）
(1) 職　員　給　与　費	260,969千円	9,635千円	270,604千円

令和８年１１月２０日提出

群馬県知事　山　本　一　太

第１２８号議案

令和８年度群馬県水道事業会計補正予算（第１号）

（総　則）

第１条　令和８年度群馬県水道事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第２条　令和８年度群馬県水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（　科　　目　）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　計　）
	支　　出		
第１款　水道事業費用	4,652,989千円	15,327千円	4,668,316千円
第１項　営業費用	4,418,064千円	15,327千円	4,433,391千円

（資本的収入及び支出）

第３条　予算第４条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額３，０５０，２７０千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額３，０５１，６４８千円」に、「過年度分損益勘定留保資金１，８９６，９６４千円」を「過年度分損益勘定留保資金１，８９８，３４２千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（　科　　目　）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　計　）
	支　　出		
第１款　水道事業資本的支出	3,092,790千円	1,378千円	3,094,168千円
第１項　建設改良費	2,353,243千円	1,378千円	2,354,621千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第４条　予算第８条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（　科　　目　）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　計　）
(1) 職員給与費	501,204千円	16,705千円	517,909千円

令和８年１１月２０日提出

群馬県知事　山　本　一　太

第１２９号議案

令和８年度群馬県団地造成事業会計補正予算（第１号）

（総　則）

第１条　令和８年度群馬県団地造成事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第２条　令和８年度群馬県団地造成事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（　科　　目　）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　計　）
	支　　出		
第１款　団地造成事業費用	4,934,787千円	3,885千円	4,938,672千円
第１項　営　業　費　用	4,893,418千円	3,885千円	4,897,303千円

（資本的収入及び支出）

第３条　予算第４条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額８，８２０，４５９千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額８，８２６，５８８千円」に、「過年度分損益勘定留保資金８，８１８，５７３千円」を「過年度分損益勘定留保資金８，８２４，７０２千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（　科　　目　）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　計　）
	支　　出		
第１款　団地造成事業資本的支出	8,820,518千円	6,129千円	8,826,647千円
第１項　土地造成費	8,496,053千円	6,129千円	8,502,182千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第４条　予算第８条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（　科　　目　）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　計　）
(1) 職　員　給　与　費	311,873千円	10,014千円	321,887千円

令和８年１１月２０日提出

群馬県知事　山　本　一　太

第１３０号議案

令和８年度群馬県施設管理事業会計補正予算（第１号）

（総　則）

第１条 令和８年度群馬県施設管理事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　令和８年度群馬県施設管理事業会計予算（以下「予算」という。）第２条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

⑵主要な建設改良事業

イ 前橋ゴルフ場クラブハウス長寿命化改修工事

区　　分	既決予定量	補正予定量	計
令　和　８　年　度	191,532 千円	61,648 千円	253,180 千円

（収益的収入及び支出）

第３条　予算第３条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（　科　　目　）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　計　）
	支　　出		
第３款　ゴルフ場事業費用	490,801千円	2,467千円	493,268千円
第１項　営　業　費　用	471,897千円	2,467千円	474,364千円

（資本的収入及び支出）

第４条　予算第４条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額３２５，２９４千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額３８７，５００千円」に、「過年度分損益勘定留保資金１７３，８９８千円」を「過年度分損益勘定留保資金２３６，１０４千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（　科　　目　）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　計　）
	支　　出		
第３款　ゴルフ場事業資本的支出	658,884千円	62,206千円	721,090千円
第１項　建設改良費	432,153千円	62,206千円	494,359千円

（債務負担行為）

第５条　予算第５条に定めた債務負担行為を次のとおり補正する。

変　　更

事　　項	補　正　前		補　正　後	
	期　　間	限度額(千円)	期　　間	限度額(千円)
クラブハウス長寿命化改修工事請負契約（除却工事分）	令和９年度	46,200	令和９年度から令和10年度まで	46,200
クラブハウス長寿命化改修工事請負契約（建設改良分）	令和９年度	287,298	令和９年度から令和10年度まで	379,760
クラブハウス建築工事監理業務委託契約	令和９年度	2,618	令和９年度から令和10年度まで	3,900

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第６条　予算第８条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（　科　　目　）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　計　）
(1) 職員給与費	69,464千円	2,467千円	71,931千円

令和８年１１月２０日提出

群馬県知事　山　本　一　太

第１３１号議案

令和８年度群馬県病院事業会計補正予算（第１号）

（総　則）

第１条　令和８年度群馬県病院事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第２条　令和８年度群馬県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（　科　　目　）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　計　）
支　　出			
第１款　病院事業費用	39,270,223千円	776,415千円	40,046,638千円
第１項　医業費用	38,376,331千円	776,415千円	39,152,746千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第３条　予算第９条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（　科　　目　）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　計　）
(1)職員給与費	16,608,241千円	776,415千円	17,384,656千円

令和８年１１月２０日提出

群馬県知事　山　本　一　太

第百三十二号議案

群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年群馬県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の五の項下欄中「及び明和町」を「、明和町及び千代田町」に改め、同表五の五の項上欄中「及び群馬県収入証紙条例（昭和四十一年群馬県条例第六号）の施行のための規則」を削り、同欄㈣を削り、同表六の二の項下欄中「上野村」の下に「、神流町」を、「甘楽町」の下に「、中之条町、高山村」を、「玉村町」の下に「、板倉町」を加え、同表十八の二の項下欄中「東吾妻町」の下に「及び大泉町」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和九年四月一日から施行する。ただし、別表第一の五の五の項の改正規定は、同年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の際群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第一の一の五の項上欄、六の二の項上欄若しくは十八の二の項上欄に掲げる事務に係る法律の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に当該法律の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後において当該各項の下欄に掲げる町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における当該法律の適用については、当該町村の長がした処分その他の行為又は当該町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

3　別表第一の五の五の項の改正規定の施行の日から令和十年三月三十一日までの間は、群馬県収入証紙条例を廃止する等の条例（令和八年群馬県条例第　　号）附則第二項の規定によりなお従前の例により使用することができるとされた同項に規

定する証紙に係る事務については、なお従前の例による。

令和八年十一月二十日提出

群馬県知事　山　本　一　太

「注」　公有地の拡大の推進に関する法律に基づく事務の千代田町への移譲等を行おうとするものである。

第百三十三号議案

群馬県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（群馬県職員の給与に関する条例の一部改正）

第一条　群馬県職員の給与に関する条例（昭和二十六年群馬県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第八条の三第一項第一号中「四十一万七千六百円」を「四十一万八千六百円」に改め、同項第二号中「五万二千百円」を「五万二千六百円」に改める。

第二十条第二項中「百分の百二十六・二五」を「百分の百二十八・七五」に、「百分の百六・二五」を「百分の百八・七五」に改め、同条第三項中「百分の百二十六・二五」を「百分の百二十八・七五」に、「百分の七十一・二五」を「百分の七十三・七五」に、「百分の百六・二五」を「百分の百八・七五」に、「百分の六十一・二五」を「百分の六十三・七五」に改める。

第二十一条第二項第一号中「百分の百六・二五」を「百分の百八・七五」に、「百分の百二十六・二五」を「百分の百二十八・七五」に改め、同項第二号中「百分の五十一・二五」を「百分の五十三・七五」に、「百分の六十一・二五」を「百分の六十三・七五」に改める。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第一（第四条関係）

行 政 職 給 料 表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	205,300	251,500	286,200	320,700	344,400	379,500	434,300	486,700	541,700
	2	206,400	252,800	287,200	322,200	346,200	381,200	436,200	492,000	548,400
	3	207,600	254,200	288,200	323,600	348,000	382,800	438,100	496,900	553,500
	4	208,700	255,600	289,200	325,000	349,800	384,400	439,900	501,500	557,700
	5	209,800	257,000	290,200	326,400	351,500	386,000	441,800	505,500	561,100
	6	211,500	258,400	291,200	327,600	353,300	387,800	443,600	508,900	564,300
	7	213,100	259,800	292,200	328,700	355,100	389,300	445,400	511,800	567,200
	8	214,700	261,200	293,200	329,900	356,700	390,900	447,200	514,300	569,700
	9	216,200	262,600	294,200	331,200	358,300	392,200	448,800	516,300	571,700
	10	217,900	263,800	295,300	332,800	360,000	393,800	450,300		
	11	219,500	265,100	296,300	334,500	361,700	395,400	451,800		
	12	221,100	266,400	297,300	336,100	363,400	396,900	453,300		
	13	222,600	267,600	298,300	337,600	364,900	398,800	454,800		
	14	224,300	268,800	299,600	339,200	366,500	400,700	456,100		
	15	226,000	270,100	300,900	340,900	368,100	402,600	457,400		
	16	227,700	271,300	302,100	342,500	369,600	404,400	458,600		
	17	228,900	272,400	303,400	344,000	370,900	405,900	459,800		
	18	230,500	273,500	304,700	345,700	372,600	407,700	461,100		
	19	232,100	274,600	306,000	347,400	374,200	409,400	462,400		
	20	233,600	275,700	307,200	349,000	375,800	411,000	463,600		
	21	235,100	276,600	308,300	350,400	376,900	412,700	464,800		
	22	236,700	277,600	309,500	352,100	378,400	414,100	465,600		
	23	238,300	278,600	310,800	353,800	379,900	415,500	466,400		
	24	239,900	279,600	312,100	355,400	381,400	416,900	467,200		
	25	241,500	280,600	313,400	356,600	383,100	418,300	467,800		
	26	243,200	281,500	314,500	358,500	384,900	419,500	468,400		
	27	244,500	282,300	315,500	360,200	386,500	420,700	469,000		
	28	245,800	283,200	316,500	361,800	388,200	421,700	469,600		
	29	247,100	284,000	317,700	363,300	389,600	422,800	470,300		
	30	248,200	284,800	318,900	364,900	390,900	424,000	471,100		
	31	249,300	285,700	320,100	366,500	392,100	425,100	471,500		
	32	250,400	286,400	321,300	368,100	393,500	426,200	472,200		
	33	251,500	287,200	322,500	369,800	394,600	426,900	472,700		
	34	252,400	288,000	323,800	371,600	395,500	427,600	473,100		
	35	253,300	288,800	325,200	373,400	396,500	428,200	473,500		
	36	254,300	289,400	326,500	375,200	397,500	428,900	473,900		
	37	255,300	290,100	327,800	376,700	398,300	429,500	474,300		
	38	256,200	290,900	329,100	378,100	399,200	430,100	474,600		
	39	257,100	291,600	330,400	379,500	400,100	430,600	474,900		
	40	257,900	292,300	331,700	380,900	400,900	431,000	475,200		
	41	258,700	293,000	333,100	382,400	401,700	431,400	475,500		
	42	259,300	293,800	334,300	383,200	402,500	431,600	475,800		
	43	259,900	294,500	335,500	384,100	403,300	431,900	476,100		
	44	260,500	295,200	336,600	385,100	404,000	432,200	476,400		
	45	261,100	295,900	337,500	386,000	404,700	432,500	476,700		
	46	261,700	296,600	338,700	387,100	405,400	432,800			
	47	262,300	297,300	339,900	388,000	406,100	433,100			
	48	262,900	297,900	341,200	389,000	406,800	433,400			
	49	263,400	298,600	342,300	389,900	407,300	433,600			
	50	264,000	299,300	343,500	390,600	407,900	433,900			
	51	264,600	300,000	344,700	391,300	408,500	434,100			
	52	265,100	300,700	345,900	391,900	409,200	434,400			
	53	265,500	301,200	347,200	392,300	409,600	434,600			
	54	265,900	301,900	348,200	392,900	410,200	434,900			
	55	266,200	302,500	349,300	393,500	410,800	435,200			
	56	266,500	303,200	350,400	394,200	411,300	435,500			
	57	266,800	303,800	351,100	394,500	411,700	435,700			
	58	267,100	304,400	352,000	395,200	412,300	436,000			
	59	267,400	305,000	352,700	395,900	412,900	436,300			
	60	267,700	305,800	353,500	396,500	413,400	436,500			
定年前再任用短時間	61	268,000	306,400	354,300	396,800	413,800	436,700			
	62	268,300	306,900	354,700	397,300	414,300	437,000			
	63	268,600	307,400	355,200	397,900	414,800	437,300			

勤務職員以外の職員	６４	268,900	307,800	355,900	398,500	415,400	437,500			
	６５	269,200	308,300	356,700	398,800	415,700	437,700			
	６６	269,500	308,800	357,400	399,400	416,100	438,000			
	６７	269,800	309,200	358,100	400,100	416,400	438,300			
	６８	270,100	309,700	358,700	400,700	416,800	438,500			
	６９	270,400	310,100	359,200	401,100	417,100	438,700			
	７０	270,700	310,600	359,800	401,600	417,400	439,000			
	７１	271,000	311,000	360,300	402,200	417,700	439,300			
	７２	271,300	311,500	360,900	402,700	417,900	439,500			
	７３	271,600	311,900	361,200	403,200	418,100	439,700			
	７４	271,900	312,300	361,700	403,800	418,400				
	７５	272,200	312,600	362,000	404,200	418,700				
	７６	272,500	312,900	362,400	404,500	418,900				
	７７	272,800	313,100	362,800	404,900	419,100				
	７８	273,100	313,400	363,300	405,400	419,400				
	７９	273,400	313,600	363,800	405,800	419,700				
	８０	273,700	313,900	364,300	406,200	419,900				
	８１	274,000	314,100	364,600	406,600	420,100				
	８２	274,300	314,300	365,000	407,100	420,400				
	８３	274,600	314,600	365,400	407,500	420,700				
	８４	274,900	314,800	365,800	407,900	420,900				
	８５	275,200	315,100	366,100	408,200	421,100				
	８６	275,500	315,300	366,500						
	８７	275,800	315,600	366,900						
	８８	276,100	315,900	367,300						
	８９	276,400	316,200	367,500						
	９０	276,700	316,500	367,900						
	９１	277,000	316,800	368,300						
	９２	277,300	317,100	368,700						
	９３	277,600	317,300	368,900						
	９４		317,500	369,200						
	９５		317,800	369,600						
	９６		318,200	369,900						
	９７		318,400	370,200						
	９８		318,700	370,600						
	９９		319,000	371,000						
	１００		319,400	371,400						
	１０１		319,600	371,900						
	１０２		319,900	372,300						
	１０３		320,200	372,700						
	１０４		320,500	373,100						
	１０５		320,700	373,600						
	１０６		321,000	374,000						
	１０７		321,300	374,300						
	１０８		321,600	374,600						
	１０９		321,800	375,000						
	１１０		322,100							
	１１１		322,500							
	１１２		322,800							
	１１３		323,000							
	１１４		323,200							
	１１５		323,500							
	１１６		323,900							
	１１７		324,100							
	１１８		324,300							
	１１９		324,600							
	１２０		324,900							
	１２１		325,200							
	１２２		325,400							
	１２３		325,700							
	１２４		326,000							
	１２５		326,300							
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 218,800	円 247,600	円 292,400	円 314,800	円 331,600	円 359,500	円 405,400	円 442,400	円 499,600

備考　この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、非常勤の職員には適用しない。

別表第二（第四条関係）

公安職給料表

職員の区分	職務の級 / 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額	6級 給料月額	7級 給料月額	8級 給料月額	9級 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	236,300	257,600	280,600	319,500	356,200	378,600	410,400	447,100	494,900
	2	238,800	259,800	282,500	320,500	357,700	380,400	412,100	448,700	500,900
	3	241,200	262,000	284,600	321,400	359,100	382,100	413,700	450,200	505,800
	4	243,600	264,200	286,700	322,300	360,600	383,800	415,400	451,700	510,000
	5	245,900	266,400	288,700	322,900	362,100	385,400	416,900	453,200	514,000
	6	248,300	268,400	290,000	323,600	363,600	387,100	418,500	454,800	517,400
	7	250,700	270,400	291,300	324,200	365,000	388,800	420,100	456,200	520,300
	8	252,900	272,200	292,600	324,900	366,400	390,400	421,700	457,600	522,800
	9	255,100	274,000	293,900	325,500	367,800	391,900	423,200	458,700	525,000
	10	257,200	275,700	295,200	326,200	369,400	393,500	424,800	460,100	
	11	259,300	277,400	296,400	326,900	371,100	395,100	426,400	461,600	
	12	261,300	278,800	297,600	327,500	372,700	396,700	428,000	463,100	
	13	263,200	280,200	298,800	328,200	374,100	398,300	429,500	464,400	
	14	265,200	282,000	299,800	328,900	375,700	399,900	431,500	466,100	
	15	267,200	283,300	300,800	329,500	377,300	401,500	433,500	467,700	
	16	268,800	284,700	302,200	330,300	378,800	403,100	435,500	469,300	
	17	270,400	286,100	303,300	331,000	380,400	404,600	437,000	470,700	
	18	271,900	287,300	304,400	331,800	382,000	406,200	438,700	472,400	
	19	273,400	288,500	305,500	332,800	383,600	407,800	440,300	474,100	
	20	274,900	289,600	306,600	333,600	385,100	409,400	442,000	475,700	
	21	276,400	290,900	307,800	334,500	386,600	410,900	443,600	477,100	
	22	277,900	292,000	308,400	335,700	388,200	412,500	445,100	477,800	
	23	279,400	293,200	308,900	337,000	389,800	414,200	446,600	478,500	
	24	280,900	294,300	309,500	338,300	391,400	415,900	448,000	479,200	
	25	282,400	295,600	309,900	339,600	392,800	417,600	449,200	479,600	
	26	283,600	296,900	310,500	341,100	394,500	419,600	450,700	480,100	
	27	284,800	298,100	311,000	342,500	396,200	421,400	452,200	480,700	
	28	286,000	299,300	311,500	343,500	397,700	423,300	453,600	481,300	
	29	287,200	300,200	311,900	344,400	399,300	425,000	455,100	481,900	
	30	288,300	301,200	312,500	345,700	400,900	426,400	456,400	482,600	
	31	289,400	302,300	313,000	346,900	402,500	427,600	457,600	483,100	
	32	290,500	303,300	313,500	348,000	404,100	428,900	458,800	483,600	
	33	291,800	304,500	314,000	349,100	405,800	429,900	459,800	484,100	
	34	293,100	305,100	314,600	350,400	407,800	431,000	460,500	484,400	
	35	294,300	305,700	315,000	351,600	409,800	432,000	461,200	484,700	
	36	295,600	306,300	315,400	352,700	411,800	433,000	461,900	485,100	
	37	296,500	306,700	315,900	353,800	413,500	434,100	462,400	485,400	
	38	297,500	307,300	316,500	355,000	415,200	435,200	462,800	485,600	
	39	298,600	307,900	317,100	356,300	416,700	436,300	463,200	485,900	
	40	299,700	308,400	317,600	357,500	418,200	437,400	463,500	486,100	
	41	300,900	308,800	318,200	358,700	419,400	438,600	463,800	486,400	
	42	301,500	309,400	318,900	359,900	420,400	439,400	464,100	486,600	
	43	302,100	310,000	319,600	361,100	421,400	440,200	464,400	486,800	
	44	302,600	310,500	320,200	362,300	422,400	440,800	464,700	487,000	
	45	303,000	310,900	320,800	363,500	423,400	441,300	464,900	487,400	
	46	303,500	311,400	321,600	364,800	424,500	442,000	465,200		
	47	304,000	311,900	322,400	366,000	425,600	442,700	465,500		
	48	304,500	312,400	323,100	367,200	426,700	443,300	465,700		
	49	304,900	312,900	323,900	368,500	428,000	444,000	466,000		
	50	305,400	313,400	324,900	369,800	428,800	444,400	466,300		
	51	305,900	314,000	325,900	371,000	429,600	445,000	466,600		
	52	306,400	314,500	326,900	372,300	430,200	445,600	466,900		
	53	306,900	315,100	328,000	373,200	430,700	446,000	467,100		
	54	307,500	315,700	329,100	374,500	431,400	446,400	467,400		
	55	307,900	316,400	330,100	375,700	432,000	446,900	467,600		
	56	308,300	317,000	331,100	376,900	432,700	447,400	467,900		
	57	308,800	317,600	332,200	378,000	433,000	447,900	468,100		
	58	309,300	318,400	333,300	379,300	433,700	448,400	468,400		
	59	309,800	319,200	334,400	380,700	434,400	448,800	468,700		
	60	310,200	319,900	335,500	382,100	434,900	449,200	468,900		
	61	310,700	320,700	336,400	383,400	435,300	449,600	469,100		
	62	311,100	321,500	337,600	384,900	435,700	449,900	469,400		
	63	311,600	322,300	338,700	386,400	436,200	450,200	469,700		
	64	312,000	323,200	339,800	387,800	436,700	450,500	470,000		
	65	312,500	324,000	340,800	389,000	437,200	450,700	470,200		
	66	313,000	324,800	341,900	390,400	437,600	451,000	470,500		
	67	313,400	325,600	343,000	391,700	438,100	451,300	470,800		
	68	313,800	326,400	344,200	393,100	438,600	451,500	471,100		
	69	314,300	327,300	345,300	394,200	439,100	451,700	471,300		
	70	314,700	328,200	346,400	395,400	439,600	452,000	471,600		
	71	315,100	329,100	347,600	396,600	440,200	452,300	471,900		
	72	315,600	330,000	348,800	397,800	440,700	452,500	472,200		
定年前再任用	73	316,100	330,700	349,500	399,100	441,100	452,700	472,400		
	74	316,600	331,600	350,800	400,300	441,700	453,000			

短時間勤務職以外の職員	75	317,200	332,500	352,100	401,500	442,100	453,300			
	76	317,600	333,300	353,400	402,600	442,300	453,500			
	77	318,100	334,000	354,600	403,700	442,600	453,700			
	78	318,600	334,900	356,000	404,900	443,100	454,000			
	79	319,200	335,800	357,400	406,000	443,400	454,300			
	80	319,800	336,800	358,800	407,200	443,700	454,500			
	81	320,300	337,700	360,100	408,300	444,000	454,700			
	82	320,900	338,600	361,700	408,900	444,400	455,000			
	83	321,600	339,500	363,200	409,400	444,800	455,300			
	84	322,200	340,500	364,700	409,900	445,200	455,500			
	85	322,800	341,400	366,100	410,500	445,500	455,700			
	86	323,400	342,400	367,600	411,100	445,900				
	87	324,100	343,400	369,100	411,700	446,300				
	88	324,800	344,400	370,500	412,300	446,700				
	89	325,500	345,300	371,800	412,600	447,000				
	90	326,100	346,600	373,000	413,100					
	91	326,800	347,800	374,200	413,600					
	92	327,500	349,000	375,500	414,100					
	93	328,000	350,200	376,800	414,500					
	94	328,700	351,500	378,300	414,900					
	95	329,600	352,700	379,800	415,400					
	96	330,400	353,900	381,200	415,900					
	97	331,100	355,100	382,500	416,300					
	98	331,900	356,400	383,700	416,800					
	99	332,700	357,600	384,800	417,300					
	100	333,500	358,800	386,000	417,700					
	101	334,400	360,200	387,100	418,000					
	102	335,400	361,100	388,200	418,400					
	103	336,400	362,100	389,300	418,800					
	104	337,300	363,200	390,400	419,100					
	105	338,100	364,300	391,600	419,400					
	106	338,700	365,400	392,100	419,900					
	107	339,300	366,400	392,700	420,400					
	108	339,900	367,400	393,300	420,900					
	109	340,400	368,600	393,900	421,200					
	110	340,900	369,600	394,400	421,700					
	111	341,300	370,600	394,800	422,200					
	112	341,800	371,500	395,300	422,700					
	113	342,600	372,400	395,700	423,000					
	114	343,200	373,300	396,100	423,500					
	115	343,900	374,200	396,600	424,000					
	116	344,500	375,200	397,100	424,500					
	117	345,100	376,200	397,500	424,900					
	118	345,800	376,600	398,000	425,400					
	119	346,500	377,200	398,600	425,800					
	120	347,200	377,800	399,100	426,300					
	121	347,800	378,100	399,300	426,700					
	122	348,100	378,500	399,800						
	123	348,600	378,900	400,300						
	124	349,100	379,300	400,700						
	125	349,400	379,700	401,200						
	126		380,100	401,700						
	127		380,500	402,200						
	128		380,900	402,700						
	129		381,300	403,000						
	130		381,700	403,500						
	131		382,100	404,000						
	132		382,500	404,500						
	133		382,700	404,800						
	134		383,200	405,300						
	135		383,500	405,700						
	136		383,800	406,100						
	137		384,100	406,400						
	138		384,500	406,800						
	139		385,000	407,300						
	140		385,500	407,800						
	141		385,800	408,100						
	142		386,300							
	143		386,800							
	144		387,300							
	145		387,600							

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		277,300	290,300	295,200	330,500	349,300	365,000	390,700	429,400	464,800

備考　この表は、警察官に適用する。

別表第三（第四条関係）

研　究　職　給　料　表

職員の区分	職務の級 / 号給	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	205,800	257,000	350,800	402,100	476,600
	2	206,900	261,300	352,800	403,500	479,200
	3	208,100	264,100	354,800	404,900	481,700
	4	209,200	266,900	356,700	406,300	484,300
	5	210,300	269,500	358,700	407,700	486,800
	6	212,500	271,300	360,700	409,100	487,100
	7	214,600	272,800	362,700	410,400	487,400
	8	216,700	274,300	364,600	411,800	487,700
	9	218,800	275,800	366,500	413,200	488,000
	10	220,900	277,800	368,100	414,700	488,300
	11	222,900	279,800	369,700	416,100	488,600
	12	224,900	281,700	371,300	417,500	488,900
	13	226,900	283,700	372,900	418,700	489,200
	14	228,800	285,900	374,000	420,200	489,500
	15	230,700	288,100	375,000	421,700	489,800
	16	232,500	290,300	376,000	423,200	490,100
	17	234,200	292,500	377,300	424,700	490,400
	18	236,000	294,800	378,500	426,300	490,700
	19	237,800	297,200	379,700	427,900	491,000
	20	239,600	299,600	380,900	429,600	491,300
	21	241,500	301,900	382,100	430,800	491,600
	22	243,300	304,100	383,300	432,200	491,900
	23	245,000	306,200	384,400	433,600	492,200
	24	246,700	308,300	385,400	434,900	492,500
	25	248,400	310,400	386,500	436,200	492,800
	26	250,500	312,300	387,500	437,500	493,100
	27	252,400	314,200	388,400	439,000	493,400
	28	254,300	316,100	389,400	440,500	493,700
	29	256,200	318,000	390,300	441,700	494,000
	30	257,400	319,500	391,000	442,900	494,300
	31	258,500	321,100	391,800	444,500	494,600
	32	259,600	322,600	392,500	446,000	494,900
	33	261,000	324,100	393,100	447,300	495,200
	34	262,300	325,600	393,800	448,700	495,500
	35	263,700	327,100	394,500	450,100	495,800
	36	265,100	328,600	395,300	451,500	496,100
	37	266,500	330,000	396,000	451,700	496,400
	38	268,000	331,000	396,700	452,000	496,700
	39	269,500	331,900	397,500	452,300	497,000
	40	271,100	332,700	398,200	452,500	497,300
	41	272,500	333,400	399,000	452,700	497,600
	42	273,800	333,900	400,100	453,000	497,900
	43	275,200	334,400	401,300	453,300	498,200
	44	276,600	334,800	402,500	453,500	498,500
	45	278,100	335,200	403,200	453,700	498,800

	46	279,400	335,700	404,200	454,000	499,100
	47	280,700	336,200	405,000	454,300	499,400
	48	281,900	336,600	405,700	454,500	499,700
	49	283,100	337,000	406,400	454,700	500,000
	50	284,200	337,400	407,100	455,000	500,300
	51	285,300	337,800	407,700	455,300	500,600
	52	286,400	338,300	408,300	455,500	500,900
	53	287,400	338,700	408,900	455,700	501,200
	54	288,500	339,100	409,600	456,000	501,500
	55	289,500	339,500	410,400	456,300	
	56	290,500	339,900	411,200	456,500	
	57	291,500	340,300	411,800	456,700	
	58	292,200	340,600	412,600		
	59	292,700	341,000	413,300		
	60	293,300	341,400	414,000		
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	61	293,900	341,800	414,600		
	62	294,500	342,300	415,300		
	63	295,100	342,900	415,900		
	64	295,700	343,400	416,600		
	65	296,300	343,800	417,300		
	66	296,800	344,400	417,900		
	67	297,400	344,900	418,500		
	68	297,900	345,500	419,200		
	69	298,500	346,000	419,900		
	70	299,200	346,500	420,400		
	71	299,800	346,900	421,000		
	72	300,400	347,500	421,600		
	73	301,100	348,000	422,100		
	74	301,700	348,500	422,700		
	75	302,300	349,100	423,300		
	76	303,000	349,800	423,800		
	77	303,700	350,400	424,300		
	78	304,400	350,800	424,800		
	79	305,100	351,500	425,300		
	80	305,600	352,200	426,000		
	81	306,200	352,800	426,400		
	82	306,900	353,500			
	83	307,600	354,100			
	84	308,200	354,700			
	85	308,700	355,200			
	86	309,400	355,700			
	87	310,100	356,100			
	88	310,700	356,400			
	89	311,200	356,700			
	90	311,800	357,200			
	91	312,500	357,500			
	92	313,100	357,900			
	93	313,700	358,200			
	94	314,200	358,500			
	95	314,800	358,900			
	96	315,300	359,300			

	９７	315,600	359,800			
	９８	316,000	360,300			
	９９	316,400	360,800			
	１００	316,900	361,300			
	１０１	317,300	361,800			
	１０２	317,600	362,300			
	１０３	317,900	362,700			
	１０４	318,200	363,200			
	１０５	318,600	363,600			
	１０６	318,900	364,000			
	１０７	319,300	364,500			
	１０８	319,600	364,900			
	１０９	319,800	365,400			
	１１０	320,200	365,800			
	１１１	320,500	366,200			
	１１２	320,700	366,600			
	１１３	321,000	367,100			
	１１４	321,300	367,500			
	１１５	321,600	367,900			
	１１６	321,900	368,300			
	１１７	322,100	368,800			
	１１８	322,400	369,200			
	１１９	322,600	369,600			
	１２０	322,900	370,000			
	１２１	323,200	370,400			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 250,200	基準給料月額 円 296,600	基準給料月額 円 324,600	基準給料月額 円 371,700	基準給料月額 円 435,900

備考　この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、本務として試験研究又は調査研究業務に従事する職員で、任命権者が人事委員会と協議して定めるものに適用する。

別表第四（第四条関係）

医　療　職　給　料　表

イ　医療職給料表（一）

職員の区分	職務の級	1　級	2　級	3　級	4　級
	号　給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	317,300	430,100	486,900	584,000
	2	319,700	432,800	488,900	590,100
	3	322,000	435,500	490,800	595,200
	4	324,200	438,100	492,700	599,900
	5	326,400	440,600	494,200	604,200
	6	329,900	442,800	495,900	608,500
	7	333,400	444,800	497,700	611,900
	8	336,900	446,900	499,500	614,800
	9	340,500	449,000	501,300	617,300
	１０	344,000	450,600	503,000	619,600
	１１	347,500	452,200	504,800	
	１２	351,000	453,800	506,600	
	１３	354,500	455,400	508,400	
	１４	358,000	456,900	510,100	
	１５	361,500	458,400	511,900	
	１６	365,000	459,800	513,700	
	１７	368,400	461,200	515,500	
	１８	371,600	462,700	517,400	
	１９	374,900	464,200	519,300	
	２０	378,100	465,600	521,200	
	２１	381,400	466,900	523,100	
	２２	384,700	468,400	524,800	
	２３	387,900	469,800	526,600	
	２４	391,000	471,200	528,400	
	２５	394,200	472,600	530,000	
	２６	396,600	474,000	531,800	
	２７	399,000	475,300	533,600	
	２８	401,200	476,600	535,100	
	２９	403,200	478,000	536,500	
	３０	404,900	479,300	538,200	
	３１	406,600	480,700	540,000	
	３２	408,400	482,100	541,700	
	３３	410,200	483,400	543,200	
	３４	412,000	484,700	544,500	
	３５	413,600	486,000	545,800	
	３６	415,100	487,400	547,100	
	３７	416,600	488,800	548,100	
	３８	418,000	490,400	549,400	
	３９	419,400	492,000	550,700	
	４０	420,800	493,500	552,000	
定年前再任用	４１	422,300	495,100	553,000	
	４２	423,100	496,300	553,800	

短時間勤務職員以外の職員	４３	423,800	497,300	554,600	
	４４	424,500	498,300	555,400	
	４５	425,300	499,100	556,300	
	４６	425,900	500,000	557,100	
	４７	426,500	500,900	557,900	
	４８	427,000	501,700	558,600	
	４９	427,500	502,400	559,400	
	５０	427,900	503,100	560,200	
	５１	428,400	503,800	560,900	
	５２	428,800	504,400	561,800	
	５３	429,200	505,000	562,700	
	５４	429,500	505,700	563,500	
	５５	429,800	506,300	564,400	
	５６	430,200	506,900	565,300	
	５７	430,500	507,200	566,100	
	５８	430,800	507,800	566,900	
	５９	431,100	508,400	567,700	
	６０	431,400	509,100	568,400	
	６１	431,800	509,500	569,200	
	６２	432,100	510,100	570,100	
	６３	432,400	510,800	571,000	
	６４	432,700	511,500	571,900	
	６５	433,000	511,900	572,700	
	６６		512,500	573,600	
	６７		513,100	574,500	
	６８		513,600	575,400	
	６９		514,100	576,200	
	７０		514,600	577,100	
	７１		515,100	578,000	
	７２		515,600	578,900	
	７３		516,000	579,700	
	７４		516,500		
	７５		516,900		
	７６		517,300		
	７７		517,800		
	７８		518,400		
	７９		518,900		
	８０		519,300		
	８１		519,800		
	８２		520,400		
	８３		521,000		
	８４		521,500		
	８５		522,000		

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 339,500	基準給料月額 円 386,200	基準給料月額 円 446,500	基準給料月額 円 528,200

備考　この表は、保健福祉事務所、衛生環境研究所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ　医療職給料表（二）

職員の区分	職務の級 / 号給	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級	特５級	6　級	7　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	210,500	249,600	284,500	303,700	337,600	343,500	385,000	440,600
	2	212,700	250,900	285,300	304,500	339,100	345,100	386,700	442,600
	3	214,800	252,200	286,000	305,200	340,600	346,700	388,300	444,600
	4	216,900	253,500	286,800	305,900	342,000	348,200	389,900	446,500
	5	218,900	254,700	287,600	306,700	343,500	349,700	391,400	448,300
	6	220,900	255,800	288,400	307,400	345,100	351,300	393,000	450,000
	7	222,900	256,800	289,200	308,100	346,700	352,900	394,600	451,600
	8	224,800	257,700	289,900	308,800	348,200	354,400	396,200	453,100
	9	226,600	258,800	290,600	309,600	349,700	358,300	397,800	454,600
	10	228,500	259,900	291,400	310,300	351,300	360,000	399,800	455,900
	11	230,400	261,000	292,200	311,100	352,900	361,700	401,800	457,200
	12	232,500	262,200	293,000	311,700	354,400	363,400	403,800	458,500
	13	234,200	263,400	293,800	312,300	355,900	364,900	405,200	459,800
	14	236,200	264,600	294,600	313,400	357,500	366,500	406,900	461,000
	15	238,400	265,800	295,300	314,600	359,100	368,100	408,600	462,200
	16	240,500	266,900	296,100	315,900	360,700	369,600	410,300	463,300
	17	242,600	267,900	296,900	317,100	362,200	370,900	412,000	464,500
	18	243,700	268,900	297,800	318,300	363,700	372,600	413,500	465,600
	19	244,700	270,000	298,600	319,400	365,300	374,200	415,000	466,800
	20	245,700	271,000	299,300	320,600	366,800	375,800	416,500	468,000
	21	246,800	272,100	300,100	321,900	368,100	376,900	417,800	469,100
	22	247,600	273,000	301,000	323,100	369,600	378,400	419,100	469,900
	23	248,500	273,800	301,900	324,300	371,100	379,900	420,400	470,300
	24	249,300	274,600	302,600	325,500	372,500	381,400	421,500	471,000
	25	250,200	275,400	303,300	326,700	373,900	383,100	422,600	471,500
	26	251,100	276,200	304,200	327,900	375,400	384,900	423,700	471,900
	27	252,000	277,000	305,100	329,100	376,900	386,500	424,800	472,300
	28	252,900	277,800	305,900	330,300	378,300	388,200	425,900	472,700
	29	253,700	278,500	306,700	331,600	379,700	389,600	426,700	473,100
	30	254,500	279,300	307,700	332,800	381,300	390,900	427,500	473,500
	31	255,200	280,100	308,700	334,100	382,700	392,100	428,200	473,800
	32	256,000	280,900	309,700	335,300	384,200	393,500	429,000	474,100
	33	256,700	281,700	310,700	336,500	385,400	394,600	429,400	474,400
	34	257,300	282,500	311,800	337,600	386,500	395,500	430,000	474,700
	35	257,900	283,100	312,900	338,800	387,700	396,500	430,500	475,000
	36	258,600	283,900	313,800	340,000	388,800	397,500	430,900	475,300
	37	259,300	284,800	314,800	341,300	389,800	398,300	431,300	475,600
	38	259,900	285,600	315,900	342,500	390,600	399,200	431,500	
	39	260,500	286,400	317,000	343,700	391,500	400,100	431,800	
	40	261,000	287,100	318,000	344,800	392,600	400,900	432,100	
	41	261,500	287,800	319,000	345,700	393,600	401,700	432,400	
	42	262,100	288,600	320,200	346,900	394,600	402,500	432,700	
	43	262,700	289,400	321,400	348,000	395,600	403,300	433,000	
	44	263,200	290,100	322,500	349,100	396,500	404,000	433,300	
	45	263,600	290,800	323,500	350,000	397,300	404,700	433,500	
	46	264,200	291,600	324,600	350,900	398,100	405,400	433,800	
	47	264,600	292,400	325,700	351,900	399,000	406,100	434,100	
	48	265,000	293,100	326,800	352,800	399,800	406,800	434,400	
	49	265,400	293,800	327,900	353,700	400,300	407,300	434,600	
	50	265,900	294,600	328,900	354,600	401,100	407,900	434,800	
	51	266,400	295,200	329,900	355,600	401,900	408,500	435,100	
	52	266,900	295,900	331,000	356,500	402,700	409,200	435,400	
	53	267,200	296,600	332,000	357,000	403,100	409,600	435,600	
	54	267,500	297,300	332,900	357,900	403,800	410,200	435,800	
	55	267,800	298,000	333,800	358,600	404,500	410,800	436,100	
	56	268,100	298,600	334,800	359,500	405,100	411,300	436,400	
定年前再任用短時間	57	268,400	299,300	335,700	360,200	405,500	411,700	436,600	
	58	268,700	300,100	336,500	360,500	406,000	412,300	436,800	
	59	269,000	300,800	337,500	360,900	406,600	412,900	437,100	

勤務職員以外の職員	６０	269,300	301,400	338,400	361,500	407,200	413,400	437,400	
	６１	269,600	301,900	339,300	362,100	407,600	413,800	437,600	
	６２	269,900	302,600	340,000	362,800	408,100	414,300		
	６３	270,200	303,300	340,700	363,500	408,600	414,800		
	６４	270,500	303,900	341,300	364,100	409,100	415,400		
	６５	270,800	304,400	341,900	364,800	409,700	415,700		
	６６	271,100	305,000	342,600	365,300	410,200	416,100		
	６７	271,400	305,700	343,200	365,900	410,800	416,400		
	６８	271,700	306,400	343,800	366,500	411,400	416,800		
	６９	272,000	307,000	344,400	366,800	411,900	417,100		
	７０	272,300	307,500	344,600	367,300	412,400	417,400		
	７１	272,600	308,100	345,000	367,700	412,800	417,700		
	７２	272,800	308,600	345,500	368,200	413,200	417,900		
	７３	273,000	309,200	346,100	368,700	413,500	418,100		
	７４	273,300	309,600	346,600	369,200	414,000	418,400		
	７５	273,600	309,900	347,100	369,700	414,400	418,700		
	７６	273,800	310,200	347,500	370,100	414,800	418,900		
	７７	274,000	310,500	348,100	370,400	415,200	419,100		
	７８	274,300	310,800	348,600	370,700		419,400		
	７９	274,600	311,000	349,000	370,900		419,700		
	８０	274,800	311,300	349,500	371,200		419,900		
	８１	275,000	311,600	350,000	371,700		420,100		
	８２	275,300	311,800	350,300	372,000		420,400		
	８３	275,600	312,100	350,500	372,300		420,700		
	８４	275,800	312,400	350,800	372,600		420,900		
	８５	276,000	312,600	351,200	373,000		421,100		
	８６		312,800	351,600	373,300				
	８７		313,000	351,900	373,600				
	８８		313,200	352,200	373,900				
	８９		313,600	352,500	374,300				
	９０		313,800	352,700	374,600				
	９１		314,000	353,100	374,800				
	９２		314,200	353,400	375,100				
	９３		314,600	353,600	375,400				
	９４		314,800	353,900	375,800				
	９５		315,000	354,200	376,200				
	９６		315,300	354,400	376,600				
	９７		315,600	354,600	377,100				
	９８		315,800	354,900	377,500				
	９９		316,000	355,200	377,900				
	１００		316,300	355,400	378,300				
	１０１		316,600	355,600	378,800				
	１０２		316,800	355,800					
	１０３		317,000	356,200					
	１０４		317,300	356,400					
	１０５		317,600	356,600					
	１０６			356,900					
	１０７			357,300					
	１０８			357,700					
	１０９			357,900					
前年定年再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 219,900	基準給料月額 円 247,700	基準給料月額 円 279,200	基準給料月額 円 294,400	基準給料月額 円 323,100	基準給料月額 円 331,600	基準給料月額 円 368,700	基準給料月額 円 414,700

備考　この表は、保健福祉事務所等に勤務する獣医師、薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師等で現に当該本来の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ　医療職給料表（三）

職員の区分	職務の級	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級	特５級	6　級	7　級
	号　給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	232,500	265,700	304,700	318,200	342,300	344,400	386,200	442,400
	2	234,400	267,800	305,200	318,700	343,300	346,200	388,000	444,600
	3	236,200	270,000	305,700	319,200	344,300	348,000	389,700	446,800
	4	237,900	272,200	306,200	319,700	345,300	349,800	391,500	449,000
	5	239,600	274,400	306,600	320,200	346,400	351,500	393,400	451,000
	6	241,500	275,400	307,100	320,700	347,600	353,300	395,400	453,000
	7	243,400	276,200	307,600	321,300	348,800	355,100	397,500	454,800
	8	245,100	277,100	308,000	321,700	350,000	356,700	399,600	456,700
	9	246,800	277,900	308,400	322,200	351,000	358,300	401,300	458,400
	10	248,700	279,000	308,900	322,700	352,200	360,000	403,400	460,000
	11	250,600	280,100	309,400	323,300	353,400	361,700	405,500	461,800
	12	252,500	281,000	309,900	323,800	354,500	363,400	407,500	463,400
	13	254,300	281,800	310,300	324,200	355,600	364,900	409,400	464,700
	14	256,300	282,500	310,800	324,800	356,700	366,500	411,000	466,000
	15	258,300	283,200	311,200	325,500	357,900	368,100	412,800	467,600
	16	260,300	284,000	311,700	326,100	359,000	369,600	414,600	469,200
	17	262,300	285,100	312,200	326,800	360,100	370,900	416,300	470,900
	18	264,300	286,000	312,600	327,700	361,200	372,600	418,000	472,500
	19	266,400	286,900	313,100	328,600	362,300	374,200	420,000	474,000
	20	268,400	287,800	313,500	329,500	363,400	375,800	421,700	475,400
	21	270,300	288,800	314,000	330,300	364,500	376,900	423,400	476,500
	22	271,500	289,800	314,400	331,300	365,700	378,400	425,100	477,800
	23	272,600	290,700	314,900	332,200	366,800	379,900	426,900	479,100
	24	273,600	291,700	315,300	333,000	367,900	381,400	428,700	480,600
	25	274,700	292,500	315,800	333,800	368,900	383,100	430,300	481,600
	26	275,500	293,400	316,400	334,700	370,200	384,900	432,000	482,200
	27	276,300	294,300	317,100	335,600	371,500	386,500	433,800	482,900
	28	277,100	295,200	317,800	336,500	372,800	388,200	435,600	483,500
	29	277,900	296,200	318,500	337,300	374,000	389,600	437,100	484,400
	30	278,600	296,900	319,200	338,400	375,500	390,900	438,600	485,100
	31	279,300	297,600	319,900	339,500	377,000	392,100	440,100	485,900
	32	279,900	298,300	320,700	340,600	378,500	393,500	441,400	486,700
	33	280,600	298,900	321,500	341,800	379,700	394,600	442,600	487,400
	34	281,200	299,500	322,300	342,800	381,200	395,500	443,700	488,100
	35	281,800	300,000	323,000	343,900	382,600	396,500	444,900	488,800
	36	282,300	300,400	323,700	345,000	384,000	397,500	446,100	489,600
	37	282,800	300,800	324,500	346,100	385,400	399,600	447,400	490,400
	38	283,500	301,400	325,300	347,200	386,400	400,800	448,500	491,200
	39	284,200	301,900	326,100	348,300	387,800	402,100	449,700	491,900
	40	284,900	302,300	326,900	349,400	389,100	403,400	450,900	492,600
	41	285,600	302,700	327,600	350,200	390,400	404,700	452,100	493,400
	42	286,200	303,200	328,500	351,300	391,800	405,400	453,100	
	43	286,900	303,600	329,500	352,400	393,100	406,100	454,200	
	44	287,500	304,100	330,400	353,400	394,400	406,800	455,300	
	45	288,300	304,600	331,300	354,300	395,900	407,300	456,300	
	46	289,000	305,000	332,300	355,200	397,100	407,900	456,800	
	47	289,700	305,500	333,300	356,200	398,200	408,500	457,300	
	48	290,300	305,900	334,200	357,200	399,400	409,200	457,700	
	49	290,800	306,400	335,100	358,400	400,500	409,600	458,300	
	50	291,300	306,800	336,000	359,700	401,400	410,200	458,800	
	51	291,700	307,300	337,000	360,900	402,400	410,800	459,200	
	52	292,100	307,800	338,000	362,100	403,300	411,300	459,700	
	53	292,400	308,200	338,800	363,000	403,900	411,700	460,200	
	54	292,900	308,600	339,700	364,200	404,700	412,300	460,600	
	55	293,300	309,100	340,700	365,300	405,500	412,900	460,900	
	56	293,700	309,500	341,600	366,600	406,300	413,400	461,200	
	57	294,100	310,000	342,500	367,600	407,000	413,800	461,600	
	58	294,500	310,700	343,400	368,500	407,700	414,300		

	５９	294,800	311,400	344,400	369,600	408,400	414,800			
	６０	295,100	312,100	345,300	370,800	409,000	415,400			
	６１	295,500	312,800	346,200	371,900	409,600	415,700			
	６２	295,900	313,700	347,300	373,100	410,200	416,100			
	６３	296,300	314,600	348,500	374,300	410,900	416,400			
	６４	296,600	315,300	349,700	375,300	411,500	416,800			
	６５	296,900	316,000	350,400	376,300	412,200	417,100			
	６６	297,300	316,900	351,500	377,300	412,700	417,400			
	６７	297,700	317,700	352,600	378,400	413,300	417,700			
	６８	298,000	318,500	353,500	379,500	413,800	417,900			
	６９	298,400	319,200	354,600	380,300	414,200	418,100			
	７０	298,900	320,100	355,300	381,400	414,800	418,400			
	７１	299,300	321,000	356,400	382,500	415,200	418,700			
	７２	299,600	321,800	357,500	383,500	415,500	418,900			
	７３	300,000	322,700	358,600	384,200	415,800	419,100			
	７４	300,500	323,500	359,800	385,000	416,300	419,400			
	７５	301,000	324,400	360,900	385,800	416,700	419,700			
	７６	301,500	325,300	362,000	386,500	417,000	419,900			
	７７	302,000	326,100	363,100	387,100	417,300	420,100			
	７８	302,500	327,000	364,200	387,600	417,800	420,400			
	７９	303,100	327,900	365,200	388,100	418,300	420,700			
	８０	303,500	328,700	366,300	388,600	418,700	420,900			
前職短時間勤務以外の再任用短時間勤務職員の定年	８１	304,000	329,200	367,200	389,200	419,000	421,100			
	８２	304,400	329,900	368,200	389,700	419,400	421,400			
	８３	304,900	330,700	369,100	390,200	419,900	421,700			
	８４	305,400	331,500	370,100	390,700	420,300	421,900			
	８５	305,800	332,300	371,000	391,100	420,700	422,100			
	８６	306,200	333,100	371,800	391,500					
	８７	306,700	334,100	372,600	392,100					
	８８	307,200	335,100	373,400	392,600					
	８９	307,600	336,000	374,000	392,900					
	９０	308,100	337,000	374,600	393,400					
	９１	308,600	338,000	375,200	393,700					
	９２	309,100	339,000	375,800	394,000					
	９３	309,600	339,800	376,200	394,600					
	９４	309,900	340,500	376,600	395,100					
	９５	310,400	341,200	377,100	395,600					
	９６	310,900	341,800	377,500	396,100					
	９７	311,400	342,200	378,000	396,700					
	９８	311,900	342,500	378,400	397,200					
	９９	312,300	343,000	378,900	397,700					
	１００	312,700	343,600	379,300	398,100					
	１０１	313,100	344,000	379,600	398,700					
	１０２	313,500	344,500	380,100	399,200					
	１０３	313,900	345,100	380,400	399,700					
	１０４	314,200	345,600	380,700	400,200					
	１０５	314,500	346,000	381,100	400,800					
	１０６	314,900	346,500	381,600	401,200					
	１０７	315,300	347,000	382,100	401,700					
	１０８	315,600	347,500	382,600	402,200					
	１０９	315,800	347,900	383,100	402,800					
	１１０	316,100	348,200	383,600						
	１１１	316,300	348,500	384,100						
	１１２	316,600	348,800	384,500						
	１１３	316,900	349,100	384,900						
	１１４	317,100	349,500	385,300						
	１１５	317,400	349,800	385,800						
	１１６	317,600	350,100	386,300						
	１１７	317,900	350,300	386,700						
	１１８	318,100	350,600	387,200						
	１１９	318,400	350,900	387,700						
	１２０	318,700	351,100	388,200						

	１２１	319,000	351,300	388,500					
	１２２	319,300	351,600						
	１２３	319,600	351,900						
	１２４	319,900	352,200						
	１２５	320,100	352,400						
	１２６	320,300	352,700						
	１２７	320,600	353,000						
	１２８	321,000	353,200						
	１２９	321,200	353,400						
	１３０	321,500	353,600						
	１３１	321,800	353,900						
	１３２	322,200	354,100						
	１３３	322,400	354,400						
	１３４	322,700	354,800						
	１３５	323,000	355,200						
	１３６	323,300	355,600						
	１３７	323,500	355,900						
	１３８	323,800	356,300						
	１３９	324,100	356,700						
	１４０	324,400	357,100						
	１４１	324,600	357,400						
	１４２	324,900	357,800						
	１４３	325,300	358,100						
	１４４	325,600	358,500						
	１４５	325,800	358,800						
	１４６	326,000	359,200						
	１４７	326,300	359,600						
	１４８	326,600	360,000						
	１４９	326,800	360,300						
	１５０	327,000	360,700						
	１５１	327,300	361,100						
	１５２	327,600	361,500						
	１５３	328,000	361,800						
	１５４	328,200							
	１５５	328,400							
	１５６	328,700							
	１５７	329,000							
	１５８	329,300							
	１５９	329,600							
	１６０	329,900							
	１６１	330,300							
	１６２	330,600							
	１６３	330,900							
	１６４	331,200							
	１６５	331,600							
	１６６	331,900							
	１６７	332,200							
	１６８	332,500							
	１６９	332,900							
前年度再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 270,400	基準給料月額 円 292,600	基準給料月額 円 300,900	基準給料月額 円 312,600	基準給料月額 円 331,000	基準給料月額 円 331,600	基準給料月額 円 372,300	基準給料月額 円 420,700

備考　この表は、保健福祉事務所等に勤務する保健師、看護師等で現に当該本来の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第五（第四条関係）

福　祉　職　給　料　表

職員の区分	職務の級	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級	6　級
	号　給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	222,800	278,000	310,200	337,000	379,500	434,300
	2	224,500	279,400	311,100	338,700	381,200	436,200
	3	226,100	280,700	311,900	340,300	382,800	438,100
	4	227,800	282,000	312,900	341,800	384,400	439,900
	5	229,300	283,400	313,800	343,200	386,000	441,800
	6	230,900	284,400	314,700	344,600	387,800	443,600
	7	232,500	285,400	315,600	345,900	389,300	445,400
	8	234,100	286,400	316,400	347,300	390,900	447,200
	9	235,700	287,300	317,200	348,700	392,200	448,800
	10	237,500	288,200	318,200	350,300	393,800	450,300
	11	239,300	289,200	319,400	351,800	395,400	451,800
	12	240,300	290,100	320,500	353,300	396,900	453,300
	13	241,200	291,200	321,700	354,800	398,800	454,800
	14	242,300	292,100	322,800	356,300	400,700	456,100
	15	243,500	293,000	324,000	357,900	402,600	457,400
	16	244,500	293,800	325,000	359,500	404,400	458,600
	17	245,500	294,300	326,100	361,000	405,900	459,800
	18	246,500	295,000	327,200	362,700	407,700	461,100
	19	247,400	295,800	328,300	364,200	409,400	462,400
	20	248,300	296,500	329,300	365,700	411,000	463,600
	21	249,300	297,400	330,300	367,200	412,700	464,800
	22	250,700	298,300	331,400	368,800	414,100	465,600
	23	252,000	299,200	332,400	370,300	415,500	466,400
	24	253,300	300,100	333,400	371,900	416,900	467,200
	25	254,600	301,100	334,400	373,400	418,300	467,800
	26	255,900	302,000	335,300	375,000	419,500	468,400
	27	257,200	302,800	336,300	376,500	420,700	469,000
	28	258,400	303,700	337,400	377,900	421,700	469,600
	29	259,500	304,600	338,500	379,100	422,800	470,300
	30	260,400	305,400	339,500	380,600	424,000	471,100
	31	261,200	306,300	340,600	382,000	425,100	471,500
	32	262,000	307,100	341,700	383,500	426,200	472,200
	33	262,900	308,100	342,800	384,800	426,900	472,700
	34	263,700	309,100	343,900	386,300	427,600	473,100
	35	264,500	310,100	345,000	387,800	428,200	473,500
	36	265,300	311,000	346,000	389,300	428,900	473,900
	37	266,000	311,900	347,100	390,700	429,500	474,300
	38	266,600	312,800	348,100	392,100	430,100	474,600
	39	267,300	313,800	349,000	393,400	430,600	474,900
	40	268,000	314,700	350,000	394,800	431,000	475,200
	41	268,800	315,600	351,000	395,800	431,400	475,500
	42	269,400	316,500	351,900	396,900	431,600	475,800
	43	270,000	317,500	352,700	397,800	431,900	476,100
	44	270,600	318,400	353,500	398,800	432,200	476,400
	45	271,000	319,300	354,100	399,500	432,500	476,700
	46	271,500	320,300	354,700	400,100	432,800	
	47	272,000	321,200	355,300	400,700	433,100	
	48	272,400	322,000	355,900	401,400	433,400	
	49	272,800	322,900	356,500	402,200	433,600	
	50	273,400	323,800	357,100	402,900	433,900	
	51	273,900	324,700	357,600	403,700	434,100	
	52	274,400	325,500	358,100	404,400	434,400	

	５３	274,800	326,500	358,700	405,200	434,600	
	５４	275,300	327,400	359,200	405,900	434,900	
	５５	275,700	328,400	359,700	406,600	435,200	
	５６	276,100	329,300	360,100	407,200	435,500	
	５７	276,600	330,200	360,500	407,500	435,700	
	５８	277,000	331,100	360,700	408,100	436,000	
	５９	277,400	332,000	361,100	408,700	436,300	
	６０	277,700	332,900	361,600	409,400	436,500	
	６１	278,100	333,800	361,900	409,800	436,700	
	６２	278,500	334,600	362,300	410,500	437,000	
	６３	278,800	335,400	362,700	411,100	437,300	
	６４	279,100	336,200	363,100	411,700	437,500	
	６５	279,500	336,900	363,500	412,100	437,700	
	６６	279,900	337,700	364,000	412,600		
	６７	280,200	338,400	364,400	413,200		
	６８	280,500	339,100	364,900	413,700		
	６９	280,900	339,600	365,100	414,100		
	７０	281,200	340,100	365,600	414,600		
	７１	281,500	340,600	366,000	415,100		
	７２	281,900	341,000	366,400	415,600		
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	７３	282,300	341,400	366,700	416,100		
	７４	282,600	341,900	367,100	416,500		
	７５	283,000	342,400	367,600	416,800		
	７６	283,300	342,800	368,000	417,100		
	７７	283,600	343,100	368,200	417,300		
	７８	284,000	343,400	368,500	417,500		
	７９	284,400	343,700	368,900	417,800		
	８０	284,700	344,000	369,300	418,100		
	８１	284,900	344,300	369,600	418,300		
	８２	285,200	344,600	369,900	418,600		
	８３	285,600	344,800	370,300	418,900		
	８４	285,900	345,100	370,700	419,100		
	８５	286,100	345,500	371,000	419,300		
	８６	286,400	345,900	371,400			
	８７	286,800	346,200	371,800			
	８８	287,100	346,400	372,000			
	８９	287,400	346,900	372,300			
	９０	287,600	347,300				
	９１	287,900	347,500				
	９２	288,200	347,800				
	９３	288,500	348,200				
	９４	288,800	348,600				
	９５	289,200	348,900				
	９６	289,500	349,200				
	９７	289,700	349,400				
	９８	290,000	349,700				
	９９	290,300	350,000				
	１００	290,600	350,300				
	１０１	290,900	350,700				
	１０２	291,200	350,900				
	１０３	291,500	351,200				
	１０４	291,800	351,600				
	１０５	292,000	352,000				
	１０６	292,200	352,300				
	１０７	292,500	352,600				
	１０８	292,800	352,900				
	１０９	293,100	353,200				
	１１０	293,400	353,600				

	１１１	293,700	353,900				
	１１２	293,900	354,100				
	１１３	294,200	354,300				
	１１４	294,400	354,600				
	１１５	294,700	354,800				
	１１６	295,100	355,100				
	１１７	295,400	355,300				
	１１８	295,700					
	１１９	296,000					
	１２０	296,300					
	１２１	296,500					
	１２２	296,700					
	１２３	297,100					
	１２４	297,400					
	１２５	297,600					
	１２６	297,900					
	１２７	298,200					
	１２８	298,600					
	１２９	298,800					
	１３０	299,200					
	１３１	299,600					
	１３２	299,900					
	１３３	300,100					
	１３４	300,400					
	１３５	300,800					
	１３６	301,100					
	１３７	301,300					
	１３８	301,600					
	１３９	301,900					
	１４０	302,200					
	１４１	302,400					
	１４２	302,600					
	１４３	302,800					
	１４４	303,000					
	１４５	303,400					
	１４６	303,600					
	１４７	303,900					
	１４８	304,200					
	１４９	304,500					
	１５０	304,700					
	１５１	305,000					
	１５２	305,200					
	１５３	305,500					

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 233,900	基準給料月額 円 276,700	基準給料月額 円 292,500	基準給料月額 円 330,100	基準給料月額 円 359,500	基準給料月額 円 405,400

備考　この表は、児童福祉施設等で人事委員会が指定するものに勤務し、本務として入所者の指導、保育等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第二条　群馬県職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十二条の六第一項第一号中「道路（以下この項から第三項まで」の下に「及び第五項」を加え、同条第二項中「第五項」を「第六項」に改め、同項第一号中「及び次項」を「、次項及び第五項」に改め、同項第二号中「七万八十円」を「六万八千八百九十円」に改め、同条第三項中「でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」及び「の二分の一」を削り、「勤務日数の少ない職員以外の職員にあつてはその額を支給対象期間の月数で除して得た額が二万円を超えるときは二万円に支給対象期間の月数を乗じて得た額、勤務日数の少ない職員にあつてはその額を支給対象期間の月数で除して得た額が二万円に勤務日数割合を乗じて得た額を超えるときは二万円に勤務日数割合及び支給対象期間の月数を乗じて得た額」を「人事委員会規則で定める場合にあつては、特別料金等の額の二分の一に相当する額（勤務日数の少ない職員以外の職員にあつてはその額を支給対象期間の月数で除して得た額が二万円を超えるときは二万円に支給対象期間の月数を乗じて得た額、勤務日数の少ない職員にあつてはその額を支給対象期間の月数で除して得た額が二万円に勤務日数割合を乗じて得た額を超えるときは二万円に勤務日数割合及び支給対象期間の月数を乗じて得た額）（第五項において「特別料金等相当額」という。）」に、「同項」を「前項」に改め、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　運賃等相当額をその支給対象期間の月数で除して得た額（交通機関等が二以上ある場合においては、その合計額）、第二項第二号に定める額、特別料金等相当額をその支給対象期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が二以上ある場合においては、その合計額）及び前項第一号に定める額の合計額が十五万円を超える職員の通勤手当の額は、第二項から前項までの規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給対象期間のうち最も長い支給対象期間につき、十五万円に当該支給対象期間の月数を乗じて得た額とする。

第十八条第一項中「五千五百円」を「五千六百円」に、「八千二百五十円」を「八千四百円」に改める。

第二十条第二項中「百分の百二十八・七五」を「百分の百二十七・五」に、

「百分の百八・七五」を「百分の百七・五」に改め、同条第三項中「百分の百二十八・七五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の七十三・七五」を「百分の七十二・五」に、「百分の百八・七五」を「百分の百七・五」に、「百分の六十三・七五」を「百分の六十二・五」に改める。

第二十一条第二項第一号中「百分の百八・七五」を「百分の百七・五」に、「百分の百二十八・七五」を「百分の百二十七・五」に改め、同項第二号中「百分の五十三・七五」を「百分の五十二・五」に、「百分の六十三・七五」を「百分の六十二・五」に改める。

（群馬県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第三条　群馬県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年群馬県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	420,000
2	507,000
3	557,000
4	663,000
5	771,000
6	879,000

第五条第二項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	370,000
2	408,000
3	438,000

第六条第三項中「百分の百二十六・二五」を「百分の百二十八・七五」に、「百分の百七十五」を「百分の百八十」に改める。

第四条　群馬県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「百分の百二十八・七五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百八十」を「百分の百七十七・五」に改める。

（群馬県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第五条　群馬県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年群馬県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	190,000
2	197,000
3	204,000
4	211,000
5	218,000
6	225,000
7	232,000

第九条第二項及び第三項中「百分の百二十六・二五」を「百分の百二十八・七五」に、「百分の九十六・二五」を「百分の九十八・七五」に、「百分の百六・二五」を「百分の百八・七五」に、「百分の八十八・七五」を「百分の九十一・二五」に改める。

第六条　群馬県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「百分の百二十八・七五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の九十八・七五」を「百分の九十七・五」に、「百分の百八・七五」を「百分の百七・五」に、「百分の九十一・二五」を「百分の九十」と、「総額」とあるのは「総額（任命権者に所属する職員の数、人事評価の結果その他の事情を考慮して当該総額を超えて支給することが特に必要と認められる場合には、当該総額に三を超えない範囲内で当該職員の数に応じて人事委員会規則で定める数を乗じて得た額の範囲内で人事委員会の承認を受けた額）」に改める。

第九条第三項中「百分の百二十八・七五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の九十八・七五」を「百分の九十七・五」に、「百分の百八・七五」を「百分の百七・五」に、「百分の九十一・二五」を「百分の九十」と、「総額」とあるのは「総額（任命権者に所属する職員の数、人事評価の結果その他の事情を考慮

して当該総額を超えて支給することが特に必要と認められる場合には、当該総額に三を超えない範囲内で当該職員の数に応じて教育委員会規則で定める数を乗じて得た額の範囲内で人事委員会の承認を受けた額）」に改める。

（知事、副知事及び企業管理者の諸給与支給条例等の一部改正）

第七条　次に掲げる条例の規定中「百分の百七十五」を「百分の百八十」に改める。

一　知事、副知事及び企業管理者の諸給与支給条例（昭和二十二年群馬県条例第十六号）第二条第二項

二　識見を有する者の中から選任された監査委員及び監査委員の事務局職員に関する条例（昭和二十八年群馬県条例第三十五号）第二条第三項

三　群馬県教育委員会教育長の諸給与支給条例（昭和二十八年群馬県条例第四十号）第三条第二項

第八条　次に掲げる条例の規定中「百分の百八十」を「百分の百七十七・五」に改める。

一　知事、副知事及び企業管理者の諸給与支給条例第二条第二項

二　識見を有する者の中から選任された監査委員及び監査委員の事務局職員に関する条例第二条第三項

三　群馬県教育委員会教育長の諸給与支給条例第三条第二項

（群馬県会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第九条　群馬県会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（令和元年群馬県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百二十六・二五」を「百分の百二十八・七五」に改める。

第六条の二第二項中「百分の百六・二五」を「百分の百八・七五」に改める。

第十条　群馬県会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百二十八・七五」を「百分の百二十七・五」に改める。

第六条の二第二項中「百分の百八・七五」を「百分の百七・五」に改める。

（群馬県職員の寒冷地手当に関する条例の一部改正）

第十一条　群馬県職員の寒冷地手当に関する条例（昭和二十六年群馬県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「前条第一号に掲げる職員の」及び「地域の区分及び」を削り、同項の表中備考以外の部分を次のように改める。

世帯等の区分		
世帯主である職員		その他の職員
扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
一九、八〇〇円	一一、四〇〇円	八、二〇〇円

第三条第二項を削る。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

地域
沼田市 多野郡　上野村 吾妻郡　長野原町 嬬恋村 草津町 高山村 利根郡　片品村 川場村 みなかみ町

別表備考中「令和七年四月一日」を「令和八年四月一日」に改める。

附　則

（施行期日等）

第一条　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条、第八条、第十条及び第十一条並びに附則第六条の規定は、令和九年四月一日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の群馬県職員の給与に関する条例（次項及び附則第五条において「改正後の給与条例」という。）第八条の三第一項及び別表第一から別表第五までの規定、第三条の規定による改正後の群馬県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（次項、次条及び附則第五条において「改正後の任期付研究員条例」という。）第五条第一項及び第二項の規定並びに第五条の規定による

改正後の群馬県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次項、次条及び附則第五条において「改正後の任期付職員条例」という。）第七条第一項の規定は、令和八年四月一日から適用する。

3　改正後の給与条例第二十条第二項及び第三項並びに第二十一条第二項の規定、改正後の任期付研究員条例第六条第三項の規定、改正後の任期付職員条例第九条第二項及び第三項の規定、第七条の規定による改正後の知事、副知事及び企業管理者の諸給与支給条例第二条第二項、識見を有する者の中から選任された監査委員及び監査委員の事務局職員に関する条例第二条第三項及び群馬県教育委員会教育長の諸給与支給条例第三条第二項並びに第九条の規定による改正後の群馬県会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（附則第五条において「改正後の会計年度任用職員給与条例」という。）第六条第二項及び第六条の二第二項の規定は、令和八年十二月一日から適用する。

（任期付研究員等に係る最高の号給を超える給料月額の切替え）

第二条　令和八年四月一日（以下この条から附則第四条までにおいて「適用日」という。）の前日において次の各号に掲げる給料月額を受けていた職員の適用日における給料月額は、当該各号に定める給料月額及び一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の指定職俸給表五号俸の額との権衡を考慮して人事委員会規則で定める。

一　群馬県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第五条第五項の規定による給料月額　改正後の任期付研究員条例第五条第一項に規定する給料表に掲げる号給の給料月額

二　群馬県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第七条第三項の規定による給料月額　改正後の任期付職員条例第七条第一項に規定する給料表に掲げる号給の給料月額

（適用日前の異動者等の号給の調整）

第三条　適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、当該職員が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（第二種初任給調整手当に関する特例）

第四条　適用日からこの条例の施行の日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）の末日までの間における群馬県職員の給与に関する条例第九条第一項の規定の適用については、同項中「当該職員に適用される」とあるのは、「群馬県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和八年群馬県条例第　　号）第一条の規定による改正前の別表第一から別表第五までの給料表を適用するとしたならば当該職員に適用されることとなる」とする。

（給与の内払）

第五条　改正後の給与条例、改正後の任期付研究員条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の会計年度任用職員給与条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の群馬県職員の給与に関する条例、第三条の規定による改正前の群馬県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例、第五条の規定による改正前の群馬県一般職の任期付職員の採用等に関する条例又は第九条の規定による改正前の群馬県会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の任期付研究員条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の会計年度任用職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（寒冷地手当に関する経過措置）

第六条　群馬県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年群馬県条例第六十八号）附則第九条第一項第五号に規定するみなし寒冷地手当額については、第十一条の規定による改正後の群馬県職員の寒冷地手当に関する条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（人事委員会規則への委任）

第七条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

令和八年十一月二十日提出

群馬県知事　山　本　一　太

「注」　職員の給与改定等を行おうとするものである。

第百三十四号議案

群馬県政治資金規正法関係手数料条例の一部を改正する条例

群馬県政治資金規正法関係手数料条例（平成二十年群馬県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「書面又は」を「書面、」に改め、「政治資金監査報告書」の下に「又は法第十九条の十四の二第四項に規定する確認書」を加える。

別表四の項を同表五の項とし、同表三の項を同表四の項とし、同表二の項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）」を削り、同項を同表三の項とし、同表一の項の次に次のように加える。

二　電子情報処理組織を使用する方法により提出され、又は添付された収支報告書等の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を用紙に出力したもの（白黒で出力したものに限る。）の交付	一枚につき十円

別表備考中「一の項」の下に「及び二の項」を加え、「二の項」を「三の項」に、「四の項」を「五の項」に改める。

附　則

この条例は、令和九年一月一日から施行する。

令和八年十一月二十日提出

群馬県知事　山　本　一　太

「注」　収支報告書等の写しの交付の対象に、電子情報処理組織を使用する方法により提出され、又は添付された収支報告書等の電磁的記録を加えようとするものである。

第百三十五号議案

群馬県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び群馬県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

（群馬県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第一条　群馬県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年群馬県条例第九十四号）の一部を次のように改正する。

第四十七条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第四十七条　指定児童発達支援事業者は、法第二十一条の五の十八第四項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第五十九条中「第三十四条」の下に「、第四十七条」を加える。

第七十八条、第七十八条の二、第八十一条の九及び第八十九条中「第四十六条まで、第四十八条から」を削る。

（群馬県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第二条　群馬県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年群馬県条例第九十五号）の一部を次のように改正する。

第四十四条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第四十四条　指定福祉型障害児入所施設の設置者は、法第二十四条の十一第四項において準用する法第二十一条の五の十八第四項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附　則

この条例は、令和八年十二月二十五日から施行する。

令和八年十一月二十日提出

群馬県知事　山　本　一　太

「注」　学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律等の制定に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

第百三十六号議案

群馬県中小企業者等の事業の再生を支援するための措置に関する条例の一部を改正する条例

群馬県中小企業者等の事業の再生を支援するための措置に関する条例（令和五年群馬県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第五号中「第二条第二十一項」を「第二条第二十二項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十三項」に改め、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七　円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和七年法律第六十七号）第十四条第一項の規定により作成された早期事業再生計画（保証協会が当該早期事業再生計画に係る権利変更議案（同法第十一条に規定する権利変更議案をいう。）に対し、同法第二十条第一項に規定する同意を行おうとする場合に限る。）

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

令和八年十一月二十日提出

群馬県知事　山　本　一　太

「注」　円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律の施行に伴い、群馬県信用保証協会に対して県が有する回収納付金を受け取る権利を放棄する要件となる計画を追加する等の改正を行おうとするものである。

第百三十七号議案

群馬県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

群馬県道路占用料徴収条例（昭和二十八年群馬県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第二条、第四条関係）

占用物件		単位	占用料 所在地				
			第二級地	第三級地	第四級地	第五級地
法第三十二条第一項第一号に掲げる工作物	第一種電柱	一本につき一年	九四〇円	六七〇円	五七〇円	五三〇円
	第二種電柱		一、四〇〇円	一、〇〇〇円	八八〇円	八一〇円
	第三種電柱		二、〇〇〇円	一、四〇〇円	一、二〇〇円	一、一〇〇円
	第一種電話柱		八四〇円	六〇〇円	五一〇円	四七〇円
	第二種電話柱		一、三〇〇円	九六〇円	八二〇円	七五〇円
	第三種電話柱		一、八〇〇円	一、三〇〇円	一、一〇〇円	一、〇〇〇円
	その他の柱類		八四円	六〇円	五一円	四七円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ一メートルにつき一年	八円	六円	五円	五円
	地下に設ける電線その他の線類		五円	四円	三円	三円
	路上に設ける変圧器	一個につき一年	八二〇円	五九〇円	五〇〇円	四六〇円
	地下に設ける変圧器	占用面積一平方メートルにつき一年	五〇〇円	三六〇円	三一〇円	二八〇円
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		一個につき一年	一、七〇〇円	一、二〇〇円	一、〇〇〇円	九四〇円
郵便差出箱及び信書便差出箱			七一〇円	五〇〇円	四三〇円	三九〇円
広告塔		表示面積一平方メ	五、四〇〇円	一、九〇〇円	九〇〇円	五八〇円

| | | |

| 示する標示柱その他の柱類 | | |

| | | |

	その他のもの	Aに〇・〇二六を乗じて得た額
令第七条第九号に掲げる施設	建築物	Aに〇・〇一五を乗じて得た額
		Aに〇・〇一七を乗じて得た額
	その他のもの	Aに〇・〇二四を乗じて得た額
		Aに〇・〇二二を乗じて得た額
		Aに〇・〇一五を乗じて得た額
		Aに〇・〇一七を乗じて得た額
令第七条第十号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	Aに〇・〇一一を乗じて得た額
		Aに〇・〇一二を乗じて得た額
	その他のもの	Aに〇・〇二四を乗じて得た額
		Aに〇・〇二二を乗じて得た額
		Aに〇・〇一一を乗じて得た額
		Aに〇・〇一二を乗じて得た額
令第七条第十一号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに〇・〇一一を乗じて得た額
		Aに〇・〇一二を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに〇・〇二四を乗じて得た額
	その他のもの	Aに〇・〇二二を乗じて得た額
令第七条第十二号に掲げる器具		Aに〇・〇二六を乗じて得た額
令第七条第十三号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに〇・〇一五を乗じて得た額
		Aに〇・〇一七を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに〇・〇二四を乗じて得た額
	その他のもの	Aに〇・〇二三四を乗じて得た額
令第七条第十四号及び第十五号に掲げる施設		Aに〇・〇三四を乗じて得た額

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の際現に道路の占用の許可（許可の期間が一年未満である場合を除く。）を受けて存する占用物件（この条例の施行の日以後に当該許可に係る期間が更新される占用物件を含む。以下「既存占用物件」という。）について徴収する同日以後の占用の期間に係る占用料の額は、当該既存占用物件ごとに、改正後の別表の規定を適用して算定した額とする。ただし、改正後の別表の規定を適用して算定した各年度の占用料の額が次の各号に掲げる年度の区分に応じそれぞ

れ当該各号に定める方法により算出した額を超える場合は、当該算出した額を当該年度の占用料の額とする。

一　令和九年度　当該既存占用物件に係る改正前の別表又は群馬県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（令和五年群馬県条例第五十七号）附則第二項ただし書の規定を適用して算定した占用料の額に十分の十二を乗じて得た額

二　令和十年度以降　当該既存占用物件に係る前年度の占用料の額（前年度の占用の期間と当該年度の占用の期間が異なる場合にあっては、当該年度の占用の期間に相当する期間における前年度の占用料の額）に十分の十二を乗じて得た額

3　この条例の施行の際現に道路の占用の許可（許可の期間が一年未満である場合に限る。）を受けている者の当該許可に係る占用料の額については、なお従前の例による。

令和八年十一月二十日提出

群馬県知事　山　本　一　太

「注」　道路占用料の改定を行おうとするものである。

第百三十八号議案

群馬県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（群馬県公立学校職員の給与に関する条例の一部改正）

第一条　群馬県公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年群馬県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項中「百分の百二十六・二五」を「百分の百二十八・七五」に改め、同条第三項中「百分の百二十六・二五」を「百分の百二十八・七五」に、「百分の七十一・二五」を「百分の七十三・七五」に改める。

第二十四条第二項第一号中「百分の百六・二五」を「百分の百八・七五」に改め、同項第二号中「百分の五十一・二五」を「百分の五十三・七五」に改める。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一（第五条関係）

高 等 学 校 等 教 育 職 給 料 表

学校職員区分	職務の級 / 号給	1　級	2　級	3　級	4　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	223,000	270,400	403,000	479,200
	2	225,400	271,800	404,500	481,000
	3	227,800	273,200	406,000	482,800
	4	230,100	274,600	407,500	484,600
	5	232,300	276,000	409,000	486,300
	6	234,700	277,200	410,400	488,000
	7	236,900	278,400	411,900	489,900
	8	239,100	279,600	413,300	491,700
	9	241,300	280,900	414,600	493,400
	10	243,500	282,000	416,000	495,000
	11	245,700	283,100	417,500	496,700
	12	248,000	284,300	419,000	498,200
	13	250,200	285,600	420,300	499,700
	14	252,300	287,300	421,800	501,000
	15	254,400	289,000	423,300	502,400
	16	256,500	290,700	424,800	503,700
	17	258,600	292,400	426,200	504,900
	18	260,400	294,400	427,800	505,500
	19	262,100	296,600	429,400	506,100
	20	263,800	298,900	430,900	506,800
	21	265,500	301,100	432,100	507,400
	22	266,800	303,300	433,500	508,000
	23	268,100	305,600	434,900	508,600
	24	269,300	307,800	436,200	509,300
	25	270,500	309,900	437,800	509,900
	26	271,700	311,800	439,200	
	27	272,900	313,700	440,500	
	28	274,100	315,500	441,900	
	29	275,200	317,400	443,300	
	30	276,200	319,300	444,600	
	31	277,300	321,100	446,100	
	32	278,300	322,800	447,600	
	33	279,400	324,500	449,200	
	34	280,500	326,300	450,600	
	35	281,700	328,000	452,200	
	36	283,000	329,700	453,700	
	37	284,200	331,400	455,400	
	38	285,300	333,200	456,900	
	39	286,500	335,000	458,500	
	40	287,600	336,700	460,100	

定年前再任用短時間勤務校員外学職員	41	288,900	338,100	461,600	
	42	289,900	340,000	463,100	
	43	290,900	341,800	464,300	
	44	291,800	343,500	465,500	
	45	292,400	345,300	466,700	
	46	293,200	347,200	468,000	
	47	294,000	348,900	469,200	
	48	294,800	350,700	470,400	
	49	295,500	352,500	471,500	
	50	296,300	354,300	472,700	
	51	297,000	356,000	473,900	
	52	297,800	357,700	475,100	
	53	298,600	359,400	476,300	
	54	299,400	360,800	477,500	
	55	300,100	362,200	478,700	
	56	300,900	363,700	479,900	
	57	301,600	365,300	481,000	
	58	302,200	366,900	481,600	
	59	303,000	368,400	482,100	
	60	303,800	370,000	482,600	
	61	304,500	371,600	483,100	
	62	305,100	373,200	483,700	
	63	305,900	374,800	484,200	
	64	306,500	376,300	484,700	
	65	307,500	377,900	485,200	
	66	308,300	379,500		
	67	309,000	381,100		
	68	309,700	382,600		
	69	310,400	384,100		
	70	311,100	385,700		
	71	311,800	387,100		
	72	312,500	388,600		
	73	313,200	390,100		
	74	313,900	391,700		
	75	314,600	393,300		
	76	315,200	394,800		
	77	315,800	396,200		
	78	316,500	397,600		
	79	317,200	399,000		
	80	317,800	400,300		
	81	318,400	401,600		
	82	319,000	403,000		
	83	319,700	404,300		
	84	320,400	405,600		
	85	321,100	406,700		
	86	321,900	408,100		
	87	322,600	409,400		
	88	323,200	410,700		

	89	323, 900	411, 900			
	90	324, 700	413, 200			
	91	325, 400	414, 300			
	92	326, 200	415, 500			
	93	326, 700	416, 700			
	94	327, 400	417, 800			
	95	328, 100	419, 000			
	96	328, 800	420, 200			
	97	329, 400	421, 600			
	98	330, 000	422, 600			
	99	330, 800	423, 600			
	100	331, 500	424, 600			
	101	332, 300	425, 500			
	102	333, 100	426, 500			
	103	334, 000	427, 600			
	104	334, 800	428, 700			
	105	335, 400	429, 400			
	106	336, 200	430, 300			
	107	337, 000	431, 200			
	108	337, 800	432, 100			
	109	338, 400	432, 900			
	110	338, 800	433, 700			
	111	339, 100	434, 500			
	112	339, 600	435, 300			
	113	340, 100	435, 900			
	114	340, 500	436, 600			
	115	340, 900	437, 300			
	116	341, 300	438, 000			
	117	341, 800	438, 600			
	118	342, 300	439, 100			
	119	342, 700	439, 400			
	120	343, 200	439, 700			
	121	343, 700	440, 000			
	122	344, 100	440, 300			
	123	344, 500	440, 600			
	124	345, 000	440, 800			
	125	345, 500	441, 000			
	126	345, 800	441, 300			
	127	346, 100	441, 600			
	128	346, 400	441, 800			
	129	346, 600	442, 000			
	130	346, 900	442, 300			
	131	347, 200	442, 600			
	132	347, 400	442, 800			
	133	347, 600	443, 000			
	134	347, 800	443, 300			
	135	348, 000	443, 600			
	136	348, 300	443, 800			

	137	348,600	444,000		
	138	348,800	444,300		
	139	349,100	444,600		
	140	349,400	444,800		
	141	349,600	445,000		
	142	349,800	445,300		
	143	350,100	445,600		
	144	350,300	445,800		
	145	350,600	446,000		
	146	350,800	446,300		
	147	351,100	446,600		
	148	351,400	446,800		
	149	351,600	447,000		
	150	351,800	447,300		
	151	352,100	447,600		
	152	352,400	447,800		
	153	352,600	448,000		
定年前再任用短時間勤務学校職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		268,200	313,100	376,600	471,600

備考　この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の級が３級である学校職員の給料月額はこの表の額に11,700円を、４級である学校職員の給料月額はこの表の額に4,000円をそれぞれ加算した額とする。

別表第一の二（第五条関係）

小 学 校 中 学 校 教 育 職 給 料 表

学校職員区分	職務の級 / 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	223,000	244,500	374,500	461,800
	2	225,400	246,900	376,000	463,100
	3	227,800	249,300	377,600	464,300
	4	230,100	251,800	379,100	465,600
	5	232,300	254,300	380,500	466,700
	6	234,700	256,700	381,900	467,800
	7	236,900	259,100	383,200	469,000
	8	239,100	261,600	384,600	470,300
	9	241,300	264,000	386,100	471,600
	10	243,500	265,600	387,400	472,800
	11	245,700	267,200	388,800	473,900
	12	248,000	268,800	390,100	475,000
	13	250,200	270,400	391,500	476,200
	14	252,300	271,800	392,800	477,000
	15	254,400	273,200	394,000	477,800
	16	256,500	274,600	395,200	478,700
	17	258,600	276,000	396,200	479,600
	18	260,400	277,200	397,500	480,000
	19	262,100	278,400	398,800	480,500
	20	263,800	279,600	399,900	481,000
	21	265,500	280,900	400,900	481,500
	22	266,800	282,000	402,100	481,900
	23	268,100	283,100	403,300	482,400
	24	269,300	284,300	404,400	482,900
	25	270,500	285,600	405,400	483,400
	26	271,600	287,300	406,500	
	27	272,700	289,000	407,600	
	28	273,800	290,700	408,700	
	29	275,000	292,400	409,800	
	30	276,100	294,400	411,000	
	31	277,200	296,600	412,100	
	32	278,200	298,900	413,200	
	33	279,300	301,100	414,200	
	34	280,300	303,300	415,300	
	35	281,300	305,600	416,500	
	36	282,400	307,800	417,700	
	37	283,600	309,900	418,800	
	38	284,500	311,800	420,100	
	39	285,500	313,700	421,200	
	40	286,600	315,500	422,300	

年再用時勤学職以の校員定前任短間務校員外学職	41	287, 800	317, 400	423, 400	
	42	288, 900	319, 300	424, 700	
	43	290, 000	321, 100	425, 700	
	44	291, 100	322, 800	426, 800	
	45	292, 000	324, 500	428, 000	
	46	292, 800	326, 300	429, 200	
	47	293, 600	328, 000	430, 400	
	48	294, 400	329, 700	431, 600	
	49	295, 000	331, 400	432, 700	
	50	295, 800	333, 200	433, 700	
	51	296, 500	335, 000	435, 000	
	52	297, 200	336, 700	436, 200	
	53	298, 000	338, 100	437, 400	
	54	298, 800	340, 000	438, 500	
	55	299, 400	341, 800	439, 600	
	56	300, 100	343, 500	440, 700	
	57	300, 800	345, 300	441, 700	
	58	301, 600	347, 200	442, 900	
	59	302, 400	348, 900	444, 100	
	60	303, 000	350, 700	445, 300	
	61	303, 600	352, 500	445, 900	
	62	304, 300	354, 300	446, 700	
	63	305, 000	356, 000	447, 400	
	64	305, 500	357, 700	447, 900	
	65	306, 200	359, 400	448, 200	
	66	306, 900	360, 800	448, 500	
	67	307, 500	362, 200	448, 900	
	68	308, 100	363, 700	449, 300	
	69	308, 800	365, 300	449, 600	
	70	309, 500	366, 800	450, 000	
	71	310, 100	368, 300	450, 300	
	72	310, 800	369, 800	450, 600	
	73	311, 300	371, 200	450, 900	
	74	312, 000	372, 800	451, 200	
	75	312, 700	374, 300	451, 500	
	76	313, 200	375, 700	451, 800	
	77	313, 800	377, 100	452, 000	
	78	314, 500	378, 600	452, 300	
	79	315, 100	380, 100	452, 600	
	80	315, 700	381, 700	452, 800	
	81	316, 200	383, 000	453, 000	
	82	316, 800	384, 300	453, 300	
	83	317, 400	385, 600	453, 600	
	84	318, 000	386, 800	453, 800	
	85	318, 400	387, 900	454, 000	
	86	318, 800	389, 100		
	87	319, 300	390, 100		
	88	319, 800	391, 200		

	89	320, 200	392, 200				
	90	320, 600	393, 300				
	91	321, 000	394, 400				
	92	321, 400	395, 400				
	93	321, 700	396, 500				
	94	322, 100	397, 600				
	95	322, 500	398, 600				
	96	322, 800	399, 700				
	97	323, 100	400, 700				
	98	323, 500	401, 700				
	99	323, 800	402, 600				
	100	324, 100	403, 500				
	101	324, 500	404, 300				
	102	324, 800	405, 300				
	103	325, 100	406, 100				
	104	325, 400	407, 000				
	105	325, 600	407, 800				
	106	325, 900	408, 700				
	107	326, 200	409, 600				
	108	326, 400	410, 500				
	109	326, 600	411, 300				
	110	326, 800	412, 300				
	111	327, 100	413, 200				
	112	327, 400	414, 100				
	113	327, 600	414, 700				
	114	327, 800	415, 600				
	115	328, 000	416, 500				
	116	328, 300	417, 400				
	117	328, 600	418, 200				
	118	328, 800	418, 900				
	119	329, 100	419, 700				
	120	329, 400	420, 500				
	121	329, 600	421, 100				
	122	329, 800	421, 800				
	123	330, 000	422, 500				
	124	330, 300	423, 100				
	125	330, 600	423, 700				
	126		424, 400				
	127		424, 900				
	128		425, 500				
	129		426, 100				
	130		426, 700				
	131		427, 200				
	132		427, 700				
	133		428, 000				
	134		428, 300				
	135		428, 500				
	136		428, 800				

	137		429,100		
	138		429,400		
	139		429,700		
	140		430,000		
	141		430,300		
	142		430,600		
	143		430,900		
	144		431,200		
	145		431,400		
	146		431,700		
	147		432,000		
	148		432,200		
	149		432,400		
	150		432,700		
	151		433,000		
	152		433,200		
	153		433,400		
	154		433,700		
	155		434,000		
	156		434,200		
	157		434,400		
	158		434,700		
	159		435,000		
	160		435,200		
	161		435,400		
	162		435,700		
	163		436,000		
	164		436,200		
	165		436,400		
定年再用時勤学職員 前任短間務校員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円 259,100	円 310,000	円 370,000	円 460,300

備考　この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の級が３級である学校職員の給料月額はこの表の額に11,500円を、４級である学校職員の給料月額はこの表の額に4,000円をそれぞれ加算した額とする。

別表第二（第五条関係）

栄　養　職　給　料　表

校員区分 学職の分	職務の級 / 号給	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級	特 5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	210,500	249,600	284,500	303,700	337,600	343,500
	2	212,700	250,900	285,300	304,500	339,100	345,100
	3	214,800	252,200	286,000	305,200	340,600	346,700
	4	216,900	253,500	286,800	305,900	342,000	348,200
	5	218,900	254,700	287,600	306,700	343,500	349,700
	6	220,900	255,800	288,400	307,400	345,100	351,300
	7	222,900	256,800	289,200	308,100	346,700	352,900
	8	224,800	257,700	289,900	308,800	348,200	354,400
	9	226,600	258,800	290,600	309,600	349,700	358,300
	10	228,500	259,900	291,400	310,300	351,300	360,000
	11	230,400	261,000	292,200	311,100	352,900	361,700
	12	232,500	262,200	293,000	311,700	354,400	363,400
	13	234,200	263,400	293,800	312,300	355,900	364,900
	14	236,200	264,600	294,600	313,400	357,500	366,500
	15	238,400	265,800	295,300	314,600	359,100	368,100
	16	240,500	266,900	296,100	315,900	360,700	369,600
	17	242,600	267,900	296,900	317,100	362,200	370,900
	18	243,700	268,900	297,800	318,300	363,700	372,600
	19	244,700	270,000	298,600	319,400	365,300	374,200
	20	245,700	271,000	299,300	320,600	366,800	375,800
	21	246,800	272,100	300,100	321,900	368,100	376,900
	22	247,600	273,000	301,000	323,100	369,600	378,400
	23	248,500	273,800	301,900	324,300	371,100	379,900
	24	249,300	274,600	302,600	325,500	372,500	381,400
	25	250,200	275,400	303,300	326,700	373,900	383,100
	26	251,100	276,200	304,200	327,900	375,400	384,900
	27	252,000	277,000	305,100	329,100	376,900	386,500
	28	252,900	277,800	305,900	330,300	378,300	388,200
	29	253,700	278,500	306,700	331,600	379,700	389,600
	30	254,500	279,300	307,700	332,800	381,300	390,900
	31	255,200	280,100	308,700	334,100	382,700	392,100
	32	256,000	280,900	309,700	335,300	384,200	393,500
	33	256,700	281,700	310,700	336,500	385,400	394,600
	34	257,300	282,500	311,800	337,600	386,500	395,500
	35	257,900	283,100	312,900	338,800	387,700	396,500
	36	258,600	283,900	313,800	340,000	388,800	397,500
	37	259,300	284,800	314,800	341,300	389,800	398,300
	38	259,900	285,600	315,900	342,500	390,600	399,200
	39	260,500	286,400	317,000	343,700	391,500	400,100
	40	261,000	287,100	318,000	344,800	392,600	400,900

定前任短間務校員外学職 年再用時勤学職以の校員	41	261,500	287,800	319,000	345,700	393,600	401,700
	42	262,100	288,600	320,200	346,900	394,600	402,500
	43	262,700	289,400	321,400	348,000	395,600	403,300
	44	263,200	290,100	322,500	349,100	396,500	404,000
	45	263,600	290,800	323,500	350,000	397,300	404,700
	46	264,200	291,600	324,600	350,900	398,100	405,400
	47	264,600	292,400	325,700	351,900	399,000	406,100
	48	265,000	293,100	326,800	352,800	399,800	406,800
	49	265,400	293,800	327,900	353,700	400,300	407,300
	50	265,900	294,600	328,900	354,600	401,100	407,900
	51	266,400	295,200	329,900	355,600	401,900	408,500
	52	266,900	295,900	331,000	356,500	402,700	409,200
	53	267,200	296,600	332,000	357,000	403,100	409,600
	54	267,500	297,300	332,900	357,900	403,800	410,200
	55	267,800	298,000	333,800	358,600	404,500	410,800
	56	268,100	298,600	334,800	359,500	405,100	411,300
	57	268,400	299,300	335,700	360,200	405,500	411,700
	58	268,700	300,100	336,500	360,500	406,000	412,300
	59	269,000	300,800	337,500	360,900	406,600	412,900
	60	269,300	301,400	338,400	361,500	407,200	413,400
	61	269,600	301,900	339,300	362,100	407,600	413,800
	62	269,900	302,600	340,000	362,800	408,100	414,300
	63	270,200	303,300	340,700	363,500	408,600	414,800
	64	270,500	303,900	341,300	364,100	409,100	415,400
	65	270,800	304,400	341,900	364,800	409,700	415,700
	66	271,100	305,000	342,600	365,300	410,200	416,100
	67	271,400	305,700	343,200	365,900	410,800	416,400
	68	271,700	306,400	343,800	366,500	411,400	416,800
	69	272,000	307,000	344,400	366,800	411,900	417,100
	70	272,300	307,500	344,600	367,300	412,400	417,400
	71	272,600	308,100	345,000	367,700	412,800	417,700
	72	272,800	308,600	345,500	368,200	413,200	417,900
	73	273,000	309,200	346,100	368,700	413,500	418,100
	74	273,300	309,600	346,600	369,200	414,000	418,400
	75	273,600	309,900	347,100	369,700	414,400	418,700
	76	273,800	310,200	347,500	370,100	414,800	418,900
	77	274,000	310,500	348,100	370,400	415,200	419,100
	78	274,300	310,800	348,600	370,700		419,400
	79	274,600	311,000	349,000	370,900		419,700
	80	274,800	311,300	349,500	371,200		419,900
	81	275,000	311,600	350,000	371,700		420,100
	82	275,300	311,800	350,300	372,000		420,400
	83	275,600	312,100	350,500	372,300		420,700
	84	275,800	312,400	350,800	372,600		420,900
	85	276,000	312,600	351,200	373,000		421,100
	86		312,800	351,600	373,300		
	87		313,000	351,900	373,600		
	88		313,200	352,200	373,900		

	89		313,600	352,500	374,300		
	90		313,800	352,700	374,600		
	91		314,000	353,100	374,800		
	92		314,200	353,400	375,100		
	93		314,600	353,600	375,400		
	94		314,800	353,900	375,800		
	95		315,000	354,200	376,200		
	96		315,300	354,400	376,600		
	97		315,600	354,600	377,100		
	98		315,800	354,900	377,500		
	99		316,000	355,200	377,900		
	100		316,300	355,400	378,300		
	101		316,600	355,600	378,800		
	102		316,800	355,800			
	103		317,000	356,200			
	104		317,300	356,400			
	105		317,600	356,600			
	106			356,900			
	107			357,300			
	108			357,700			
	109			357,900			
定年前再任用短時間勤務学校職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円
		219,900	247,700	279,200	294,400	323,100	331,600

別表第三（第五条関係）

事　務　職　給　料　表

校員区学職の分	職務の級	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級	6　級	7　級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	205,300	251,500	286,200	320,700	344,400	379,500	434,300
	2	206,400	252,800	287,200	322,200	346,200	381,200	436,200
	3	207,600	254,200	288,200	323,600	348,000	382,800	438,100
	4	208,700	255,600	289,200	325,000	349,800	384,400	439,900
	5	209,800	257,000	290,200	326,400	351,500	386,000	441,800
	6	211,500	258,400	291,200	327,600	353,300	387,800	443,600
	7	213,100	259,800	292,200	328,700	355,100	389,300	445,400
	8	214,700	261,200	293,200	329,900	356,700	390,900	447,200
	9	216,200	262,600	294,200	331,200	358,300	392,200	448,800
	10	217,900	263,800	295,300	332,800	360,000	393,800	450,300
	11	219,500	265,100	296,300	334,500	361,700	395,400	451,800
	12	221,100	266,400	297,300	336,100	363,400	396,900	453,300
	13	222,600	267,600	298,300	337,600	364,900	398,800	454,800
	14	224,300	268,800	299,600	339,200	366,500	400,700	456,100
	15	226,000	270,100	300,900	340,900	368,100	402,600	457,400
	16	227,700	271,300	302,100	342,500	369,600	404,400	458,600
	17	228,900	272,400	303,400	344,000	370,900	405,900	459,800
	18	230,500	273,500	304,700	345,700	372,600	407,700	461,100
	19	232,100	274,600	306,000	347,400	374,200	409,400	462,400
	20	233,600	275,700	307,200	349,000	375,800	411,000	463,600
	21	235,100	276,600	308,300	350,400	376,900	412,700	464,800
	22	236,700	277,600	309,500	352,100	378,400	414,100	465,600
	23	238,300	278,600	310,800	353,800	379,900	415,500	466,400
	24	239,900	279,600	312,100	355,400	381,400	416,900	467,200
	25	241,500	280,600	313,400	356,600	383,100	418,300	467,800
	26	243,200	281,500	314,500	358,500	384,900	419,500	468,400
	27	244,500	282,300	315,500	360,200	386,500	420,700	469,000
	28	245,800	283,200	316,500	361,800	388,200	421,700	469,600
	29	247,100	284,000	317,700	363,300	389,600	422,800	470,300
	30	248,200	284,800	318,900	364,900	390,900	424,000	471,100
	31	249,300	285,700	320,100	366,500	392,100	425,100	471,500
	32	250,400	286,400	321,300	368,100	393,500	426,200	472,200
	33	251,500	287,200	322,500	369,800	394,600	426,900	472,700
	34	252,400	288,000	323,800	371,600	395,500	427,600	473,100
	35	253,300	288,800	325,200	373,400	396,500	428,200	473,500
	36	254,300	289,400	326,500	375,200	397,500	428,900	473,900
	37	255,300	290,100	327,800	376,700	398,300	429,500	474,300
	38	256,200	290,900	329,100	378,100	399,200	430,100	474,600
	39	257,100	291,600	330,400	379,500	400,100	430,600	474,900
	40	257,900	292,300	331,700	380,900	400,900	431,000	475,200

定前任短間務校員外学職 年再用時勤学職以の校員	41	258,700	293,000	333,100	382,400	401,700	431,400	475,500
	42	259,300	293,800	334,300	383,200	402,500	431,600	475,800
	43	259,900	294,500	335,500	384,100	403,300	431,900	476,100
	44	260,500	295,200	336,600	385,100	404,000	432,200	476,400
	45	261,100	295,900	337,500	386,000	404,700	432,500	476,700
	46	261,700	296,600	338,700	387,100	405,400	432,800	
	47	262,300	297,300	339,900	388,000	406,100	433,100	
	48	262,900	297,900	341,200	389,000	406,800	433,400	
	49	263,400	298,600	342,300	389,900	407,300	433,600	
	50	264,000	299,300	343,500	390,600	407,900	433,900	
	51	264,600	300,000	344,700	391,300	408,500	434,100	
	52	265,100	300,700	345,900	391,900	409,200	434,400	
	53	265,500	301,200	347,200	392,300	409,600	434,600	
	54	265,900	301,900	348,200	392,900	410,200	434,900	
	55	266,200	302,500	349,300	393,500	410,800	435,200	
	56	266,500	303,200	350,400	394,200	411,300	435,500	
	57	266,800	303,800	351,100	394,500	411,700	435,700	
	58	267,100	304,400	352,000	395,200	412,300	436,000	
	59	267,400	305,000	352,700	395,900	412,900	436,300	
	60	267,700	305,800	353,500	396,500	413,400	436,500	
	61	268,000	306,400	354,300	396,800	413,800	436,700	
	62	268,300	306,900	354,700	397,300	414,300	437,000	
	63	268,600	307,400	355,200	397,900	414,800	437,300	
	64	268,900	307,800	355,900	398,500	415,400	437,500	
	65	269,200	308,300	356,700	398,800	415,700	437,700	
	66	269,500	308,800	357,400	399,400	416,100	438,000	
	67	269,800	309,200	358,100	400,100	416,400	438,300	
	68	270,100	309,700	358,700	400,700	416,800	438,500	
	69	270,400	310,100	359,200	401,100	417,100	438,700	
	70	270,700	310,600	359,800	401,600	417,400	439,000	
	71	271,000	311,000	360,300	402,200	417,700	439,300	
	72	271,300	311,500	360,900	402,700	417,900	439,500	
	73	271,600	311,900	361,200	403,200	418,100	439,700	
	74	271,900	312,300	361,700	403,800	418,400		
	75	272,200	312,600	362,000	404,200	418,700		
	76	272,500	312,900	362,400	404,500	418,900		
	77	272,800	313,100	362,800	404,900	419,100		
	78	273,100	313,400	363,300	405,400	419,400		
	79	273,400	313,600	363,800	405,800	419,700		
	80	273,700	313,900	364,300	406,200	419,900		
	81	274,000	314,100	364,600	406,600	420,100		
	82	274,300	314,300	365,000	407,100	420,400		
	83	274,600	314,600	365,400	407,500	420,700		
	84	274,900	314,800	365,800	407,900	420,900		
	85	275,200	315,100	366,100	408,200	421,100		
	86	275,500	315,300	366,500				
	87	275,800	315,600	366,900				
	88	276,100	315,900	367,300				

	89	276,400	316,200	367,500				
	90	276,700	316,500	367,900				
	91	277,000	316,800	368,300				
	92	277,300	317,100	368,700				
	93	277,600	317,300	368,900				
	94		317,500	369,200				
	95		317,800	369,600				
	96		318,200	369,900				
	97		318,400	370,200				
	98		318,700	370,600				
	99		319,000	371,000				
	100		319,400	371,400				
	101		319,600	371,900				
	102		319,900	372,300				
	103		320,200	372,700				
	104		320,500	373,100				
	105		320,700	373,600				
	106		321,000	374,000				
	107		321,300	374,300				
	108		321,600	374,600				
	109		321,800	375,000				
	110		322,100					
	111		322,500					
	112		322,800					
	113		323,000					
	114		323,200					
	115		323,500					
	116		323,900					
	117		324,100					
	118		324,300					
	119		324,600					
	120		324,900					
	121		325,200					
	122		325,400					
	123		325,700					
	124		326,000					
	125		326,300					
定年再用時勤学職 前任短間務校員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		218,800	247,600	292,400	314,800	331,600	359,500	405,400

第二条　群馬県公立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第一備考中「11,700円」を「15,800円」に、「4,000円」を「8,100円」に改める。

別表第一の二備考中「11,500円」を「15,600円」に、「4,000円」を「8,100円」に改める。

第三条　群馬県公立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第一号中「道路（以下この項から第三項まで」の下に「及び第五項」を加え、同条第二項中「、次項及び第五項」を「から第六項まで」に改め、同項第一号中「及び次項」を「、次項及び第五項」に改め、同項第二号中「七万八十円」を「六万八千八百九十円」に改め、同条第三項中「でその利用が教育委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」及び「の二分の一」を削り、「勤務日数の少ない学校職員以外の学校職員にあつてはその額を支給対象期間の月数で除して得た額が二万円を超えるときは二万円に支給対象期間の月数を乗じて得た額、勤務日数の少ない学校職員にあつてはその額を支給対象期間の月数で除して得た額が二万円に勤務日数割合を乗じて得た額を超えるときは二万円に勤務日数割合及び支給対象期間の月数を乗じて得た額」を「教育委員会規則で定める場合にあつては、特別料金等の額の二分の一に相当する額（勤務日数の少ない学校職員以外の学校職員にあつてはその額を支給対象期間の月数で除して得た額が二万円を超えるときは二万円に支給対象期間の月数を乗じて得た額、勤務日数の少ない学校職員にあつてはその額を支給対象期間の月数で除して得た額が二万円に勤務日数割合を乗じて得た額を超えるときは二万円に勤務日数割合及び支給対象期間の月数を乗じて得た額）」（第五項において「特別料金等相当額」という。」に、「同項」を「前項」に改め、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　運賃等相当額をその支給対象期間の月数で除して得た額（交通機関等が二以上ある場合においては、その合計額）、第二項第二号に定める額、特別料金等相当額をその支給対象期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が二以上ある場合においては、その合計額）及び前項第一号に定める額の合計額が十五万円を超える学校職員の通勤手当の額は、第二項から前項までの規定にかかわらず、

当該学校職員の通勤手当に係る支給対象期間のうち最も長い支給対象期間につき、十五万円に当該支給対象期間の月数を乗じて得た額とする。

第二十二条中「五千五百円」を「五千六百円」に、「八千二百五十円」を「八千四百円」に改める。

第二十三条第二項中「百分の百二十八・七五」を「百分の百二十七・五」に改め、同条第三項中「百分の百二十八・七五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の七十三・七五」を「百分の七十二・五」に改める。

第二十四条第二項第一号中「百分の百八・七五」を「百分の百七・五」に改め、同項第二号中「百分の五十三・七五」を「百分の五十二・五」に改める。

第二十五条第二項中「前項第一号に掲げる学校職員の」及び「地域の区分及び」を削り、同項の表中備考以外の部分を次のように改める。

世帯等の区分		
世帯主である学校職員	扶養親族のある学校職員	一九、八〇〇円
	その他の世帯主である学校職員	一一、四〇〇円
その他の学校職員		八、二〇〇円

第二十五条第三項を削り、同条中第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

附則第九項中「及び第三項」を削る。

別表第四中備考以外の部分を次のように改める。

地域
沼田市 多野郡　上野村 吾妻郡　長野原町 　　嬬恋村 　　草津町 　　高山村 利根郡　片品村 　　川場村 　　みなかみ町

別表第四備考中「令和七年四月一日」を「令和八年四月一日」に改める。

（群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第四条　群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（令和元年群馬県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百二十六・二五」を「百分の百二十八・七五」に改める。

第六条の二第二項中「百分の百六・二五」を「百分の百八・七五」に改める。

第五条　群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百二十八・七五」を「百分の百二十七・五」に改める。

第六条の二第二項中「百分の百八・七五」を「百分の百七・五」に改める。

附　則

（施行期日等）

第一条　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は令和九年一月一日から、第三条及び第五条並びに附則第五条の規定は同年四月一日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の群馬県公立学校職員の給与に関する条例（次項及び附則第四条において「改正後の給与条例」という。）別表第一から別表第三までの規定は、令和八年四月一日から適用する。

3　改正後の給与条例第二十三条第二項及び第三項並びに第二十四条第二項の規定並びに第四条の規定による改正後の群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（附則第四条において「改正後の会計年度任用職員給与条例」という。）第六条第二項及び第六条の二第二項の規定は、令和八年十二月一日から適用する。

（適用日前の異動者等の号給の調整）

第二条　令和八年四月一日（以下この条及び次条において「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した学校職員及び教育委員会の定めるこれに準ずる学校職員の適用日における号給については、当該学校職員が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度におい

て、教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（第二種初任給調整手当に関する特例）

第三条　適用日からこの条例の施行の日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）の末日までの間における群馬県公立学校職員の給与に関する条例第十一条の四第一項の規定の適用については、同項中「当該学校職員に適用される」とあるのは、「群馬県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和八年群馬県条例第　　号）第一条の規定による改正前の別表第一から別表第三までの給料表を適用するとしたならば当該学校職員に適用されることとなる」とする。

（給与の内払）

第四条　改正後の給与条例又は改正後の会計年度任用職員給与条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の群馬県公立学校職員の給与に関する条例又は第四条の規定による改正前の群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の会計年度任用職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（寒冷地手当に関する経過措置）

第五条　群馬県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年群馬県条例第七十四号）附則第五条第一項第五号に規定するみなし寒冷地手当額については、第三条の規定による改正後の群馬県公立学校職員の給与に関する条例別表第四の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（人事委員会への協議）

第六条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会と協議して、教育委員会が定める。

令和八年十一月二十日提出

群馬県知事　山　本　一　太

「注」　職員の給与改定等を行おうとするものである。

第百三十九号議案

群馬県収入証紙条例を廃止する等の条例

（群馬県収入証紙条例の廃止）

第一条　群馬県収入証紙条例（昭和四十一年群馬県条例第六号）は、廃止する。

（群馬県衛生環境研究所手数料条例の一部改正）

第二条　群馬県衛生環境研究所手数料条例（昭和二十四年群馬県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条　削除

（群馬県県税条例の一部改正）

第三条　群馬県県税条例（昭和二十五年群馬県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第四号中「第百五十条の二第三項」を「第百五十条の二第二項」に改める。

第百五十条の二第一項中「群馬県収入証紙条例（昭和四十一年群馬県条例第六号。以下「証紙条例」という。）に定める自動車税証紙（以下「自動車税証紙」という。）を貼ってその税金を払い込まなければならない。この場合には、納税者は、」を削り、「（自動車税証紙」を「（証紙」に、「受けることによって、自動車税証紙に代えることができる」を「受けなければならない」に改め、同条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第百五十条の三第五項中「証紙条例第四条の規定は、」を削り、「ついて準用する」を「より歳入を徴収したときは、領収証書を発行しない」に改める。

第百六十一条第三項及び第百六十二条第二項中「自動車税証紙」を「収納計器」に改める。

第二百二十六条第一項中「証紙条例」を「群馬県収入証紙条例（昭和四十一年群馬県条例第六号）」に改め、同条第二項中「証紙条例施行規則」を「群馬県収入証紙条例施行規則（昭和四十一年群馬県規則第十三号）」に改める。

第四条　群馬県県税条例の一部を次のように改正する。

第二百二十六条第一項中「狩猟者登録申請書に群馬県収入証紙条例（昭和四十一年群馬県条例第六号）に定める一般証紙（以下「証紙」という。）を貼り付けてその税金を納付しなければ」を「当該狩猟税の額に相当する現金を納付して狩猟者登録申請書に規則で定める様式による納税済印の押印を受けなければ」に改め、同条第二項を削る。

（合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する群馬県条例の一部改正）

第五条　合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する群馬県条例（昭和二十七年群馬県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「、県の発行する別記第一号様式の証紙を知事から購入して、当該自動車税を払い込まなければならない。この場合においては」を削り、「受けることにより、証紙に代えることができる」を「受けなければならない」に改め、同条第二項中「購入した証紙に別記第二号様式の検印を受けたとき、又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。

第一号様式及び第二号様式を削る。

（群馬県旅館業条例の一部改正）

第六条　群馬県旅館業条例（昭和二十九年群馬県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第十八条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

（群馬県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正）

第七条　群馬県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和三十四年群馬県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第十四条を次のように改める。

第十四条　削除

（群馬県蚕業技術員登録に関する条例の一部改正）

第八条　群馬県蚕業技術員登録に関する条例（昭和三十五年群馬県条例第七十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条を次のように改める。

第十二条　削除

（群馬県特別会計設置条例の一部改正）

第九条　群馬県特別会計設置条例（昭和三十九年群馬県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十四条を次のように改める。

第十四条　削除

（群馬県屋外広告物条例の一部改正）

第十条　群馬県屋外広告物条例（昭和三十九年群馬県条例第八十一号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第四項を削る。

（群馬県公害紛争処理法施行条例の一部改正）

第十一条　群馬県公害紛争処理法施行条例（昭和四十五年群馬県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

第八条　削除

（群馬県建築基準法施行条例の一部改正）

第十二条　群馬県建築基準法施行条例（昭和五十八年群馬県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の九を次のように改める。

第二条の九　削除

（群馬県古物営業法関係手数料条例の一部改正）

第十三条　群馬県古物営業法関係手数料条例（平成七年群馬県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条　削除

（群馬県立産業技術専門校の設置及び運営に関する条例の一部改正）

第十四条　群馬県立産業技術専門校の設置及び運営に関する条例（平成十一年群馬県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項を削る。

（群馬県教育職員免許法関係手数料条例の一部改正）

第十五条　群馬県教育職員免許法関係手数料条例（平成十一年群馬県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条　削除

（群馬県医療法関係手数料条例の一部改正）

第十六条　群馬県医療法関係手数料条例（平成十一年群馬県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条　削除

（群馬県死体解剖保存法関係手数料条例の一部改正）

第十七条　群馬県死体解剖保存法関係手数料条例（平成十一年群馬県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条　削除

（群馬県診療エックス線技師免許証関係手数料条例の一部改正）

第十八条　群馬県診療エックス線技師免許証関係手数料条例（平成十一年群馬県条例第五十八号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条　削除

（群馬県衛生検査所登録関係手数料条例の一部改正）

第十九条　群馬県衛生検査所登録関係手数料条例（平成十一年群馬県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条　削除

（群馬県介護保険法関係手数料条例の一部改正）

第二十条　群馬県介護保険法関係手数料条例（平成十一年群馬県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条　削除

（群馬県栄養士法関係手数料条例の一部改正）

第二十一条　群馬県栄養士法関係手数料条例（平成十一年群馬県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条　削除

（群馬県受胎調節実地指導関係手数料条例の一部改正）

第二十二条　群馬県受胎調節実地指導関係手数料条例（平成十一年群馬県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条　削除

（群馬県製菓衛生師法関係手数料条例の一部改正）

第二十三条　群馬県製菓衛生師法関係手数料条例（平成十一年群馬県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条　削除

（群馬県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律関係手数料条例の一部改正）

第二十四条　群馬県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律関係手数料条例（平成十一年群馬県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条　削除

（群馬県理容師法施行条例の一部改正）

第二十五条　群馬県理容師法施行条例（平成十一年群馬県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

第六条　削除

（群馬県美容師法施行条例の一部改正）

第二十六条　群馬県美容師法施行条例（平成十一年群馬県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

第六条　削除

（群馬県建築物における衛生的環境の確保に関する法律関係手数料条例の一部改正）

第二十七条　群馬県建築物における衛生的環境の確保に関する法律関係手数料条例（平成十一年群馬県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条　削除

（群馬県大麻草の栽培の規制に関する法律関係手数料条例の一部改正）

第二十八条　群馬県大麻草の栽培の規制に関する法律関係手数料条例（平成十一年群馬県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条　削除

（群馬県麻薬及び向精神薬取締法関係手数料条例の一部改正）

第二十九条　群馬県麻薬及び向精神薬取締法関係手数料条例（平成十一年群馬県条例第七十号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条　削除

（群馬県温泉法関係手数料条例の一部改正）

第三十条　群馬県温泉法関係手数料条例（平成十一年群馬県条例第七十一号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条　削除

（群馬県肥料の品質の確保等に関する法律関係手数料条例の一部改正）

第三十一条　群馬県肥料の品質の確保等に関する法律関係手数料条例（平成十一年群馬県条例第七十四号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条　削除

（群馬県家畜伝染病予防法関係手数料条例の一部改正）

第三十二条　群馬県家畜伝染病予防法関係手数料条例（平成十一年群馬県条例第七十五号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

第五条　削除

（群馬県漁業法関係手数料条例の一部改正）

第三十三条　群馬県漁業法関係手数料条例（平成十一年群馬県条例第七十七号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条　削除

（群馬県漁業登録令関係手数料条例の一部改正）

第三十四条　群馬県漁業登録令関係手数料条例（平成十一年群馬県条例第七十八号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条　削除

（群馬県漁船法関係手数料条例の一部改正）

第三十五条　群馬県漁船法関係手数料条例（平成十一年群馬県条例第七十九号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条　削除

（群馬県輸出水産業の振興に関する法律関係手数料条例の一部改正）

第三十六条　群馬県輸出水産業の振興に関する法律関係手数料条例（平成十一年群馬県条例第八十号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条　削除

（群馬県林業種苗法関係手数料条例の一部改正）

第三十七条　群馬県林業種苗法関係手数料条例（平成十一年群馬県条例第八十二号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条　削除

（群馬県計量検定所手数料条例の一部改正）

第三十八条　群馬県計量検定所手数料条例（平成十一年群馬県条例第八十三号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

第四条　削除

（群馬県通訳案内士法関係手数料条例の一部改正）

第三十九条　群馬県通訳案内士法関係手数料条例（平成十一年群馬県条例第八十六号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条　削除

（群馬県浄化槽工事業者登録等手数料条例の一部改正）

第四十条　群馬県浄化槽工事業者登録等手数料条例（平成十一年群馬県条例第八十九号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条　削除

（群馬県特殊車両通行許可申請手数料条例の一部改正）

第四十一条　群馬県特殊車両通行許可申請手数料条例（平成十一年群馬県条例第九十号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条　削除

（群馬県宅地造成及び特定盛土等規制法関係手数料条例の一部改正）

第四十二条　群馬県宅地造成及び特定盛土等規制法関係手数料条例（平成十一年群馬県条例第九十一号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条　削除

（群馬県開発行為許可等手数料条例の一部改正）

第四十三条　群馬県開発行為許可等手数料条例（平成十一年群馬県条例第九十二号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条　削除

（群馬県租税特別措置法関係手数料条例の一部改正）

第四十四条　群馬県租税特別措置法関係手数料条例（平成十一年群馬県条例第九十三号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条　削除

（群馬県質屋営業法関係手数料条例の一部改正）

第四十五条　群馬県質屋営業法関係手数料条例（平成十二年群馬県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条　削除

（群馬県警備業法関係手数料条例の一部改正）

第四十六条　群馬県警備業法関係手数料条例（平成十二年群馬県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条　削除

（群馬県核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律関係手数料条例の一部改正）

第四十七条　群馬県核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律関係手数料条例（平成十二年群馬県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条　削除

（群馬県銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料条例の一部改正）

第四十八条　群馬県銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料条例（平成十二年群馬県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条　削除

（群馬県道路交通法及び自動車の保管場所の確保等に関する法律関係手数料条例の一

部改正）

第四十九条　群馬県道路交通法及び自動車の保管場所の確保等に関する法律関係手数料条例（平成十二年群馬県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条　削除

（群馬県旅券法関係手数料条例の一部改正）

第五十条　群馬県旅券法関係手数料条例（平成十二年群馬県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条　削除

（群馬県行政書士試験手数料条例の一部改正）

第五十一条　群馬県行政書士試験手数料条例（平成十二年群馬県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条　削除

（群馬県消防法関係手数料条例の一部改正）

第五十二条　群馬県消防法関係手数料条例（平成十二年群馬県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条　削除

（群馬県火薬類取締法関係手数料条例の一部改正）

第五十三条　群馬県火薬類取締法関係手数料条例（平成十二年群馬県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条　削除

（群馬県高圧ガス保安法関係手数料条例の一部改正）

第五十四条　群馬県高圧ガス保安法関係手数料条例（平成十二年群馬県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条　削除

（群馬県武器等製造法関係手数料条例の一部改正）

第五十五条　群馬県武器等製造法関係手数料条例（平成十二年群馬県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条　削除

（群馬県電気工事士法関係手数料条例の一部改正）

第五十六条　群馬県電気工事士法関係手数料条例（平成十二年群馬県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条　削除

（群馬県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部改正）

第五十七条　群馬県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例（平成十二年群馬県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条　削除

（群馬県電気工事業の業務の適正化に関する法律関係手数料条例の一部改正）

第五十八条　群馬県電気工事業の業務の適正化に関する法律関係手数料条例（平成十二年群馬県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条　削除

（群馬県不動産の鑑定評価に関する法律関係手数料条例の一部改正）

第五十九条　群馬県不動産の鑑定評価に関する法律関係手数料条例（平成十二年群馬県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条　削除

（群馬県保健師助産師看護師法関係手数料条例の一部改正）

第六十条　群馬県保健師助産師看護師法関係手数料条例（平成十二年群馬県条例第三

十三号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条　削除

（群馬県調理師法関係手数料条例の一部改正）

第六十一条　群馬県調理師法関係手数料条例（平成十二年群馬県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条　削除

（群馬県公衆浴場法施行条例の一部改正）

第六十二条　群馬県公衆浴場法施行条例（平成十二年群馬県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

第七条　削除

（群馬県食品衛生法施行条例の一部改正）

第六十三条　群馬県食品衛生法施行条例（平成十二年群馬県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

第八条　削除

（群馬県クリーニング業法施行条例の一部改正）

第六十四条　群馬県クリーニング業法施行条例（平成十二年群馬県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

第五条　削除

（群馬県毒物及び劇物取締法関係手数料条例の一部改正）

第六十五条　群馬県毒物及び劇物取締法関係手数料条例（平成十二年群馬県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条　削除

（群馬県覚醒剤取締法関係手数料条例の一部改正）

第六十六条　群馬県覚醒剤取締法関係手数料条例（平成十二年群馬県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条　削除

（群馬県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料条例の一部改正）

第六十七条　群馬県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料条例（平成十二年群馬県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条　削除

（群馬県廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料条例の一部改正）

第六十八条　群馬県廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料条例（平成十二年群馬県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条　削除

（群馬県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律関係手数料条例の一部改正）

第六十九条　群馬県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律関係手数料条例（平成十二年群馬県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条　削除

（群馬県小型漁船の総トン数の測度関係手数料条例の一部改正）

第七十条　群馬県小型漁船の総トン数の測度関係手数料条例（平成十二年群馬県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条　削除

（群馬県畜産関係手数料条例の一部改正）

第七十一条　群馬県畜産関係手数料条例（平成十二年群馬県条例第五十七号）の一部

を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条　削除

（群馬県家畜保健衛生所手数料条例の一部改正）

第七十二条　群馬県家畜保健衛生所手数料条例（平成十二年群馬県条例第五十八号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条　削除

（群馬県林業試験場手数料条例の一部改正）

第七十三条　群馬県林業試験場手数料条例（平成十二年群馬県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条　削除

（群馬県旅行業法関係手数料条例の一部改正）

第七十四条　群馬県旅行業法関係手数料条例（平成十二年群馬県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条　削除

（群馬県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部改正）

第七十五条　群馬県職業能力開発促進法関係手数料条例（平成十二年群馬県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条　削除

（群馬県建設業法関係手数料条例の一部改正）

第七十六条　群馬県建設業法関係手数料条例（平成十二年群馬県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

第四条　削除

（群馬県建設機械打刻又は検認手数料条例の一部改正）

第七十七条　群馬県建設機械打刻又は検認手数料条例（平成十二年群馬県条例第七十号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条　削除

（群馬県採石法関係手数料条例の一部改正）

第七十八条　群馬県採石法関係手数料条例（平成十二年群馬県条例第七十三号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条　削除

（群馬県砂利採取法関係手数料条例の一部改正）

第七十九条　群馬県砂利採取法関係手数料条例（平成十二年群馬県条例第七十四号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条　削除

（群馬県建築士法施行条例の一部改正）

第八十条　群馬県建築士法施行条例（平成十二年群馬県条例第七十六号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条　削除

（群馬県宅地建物取引業法関係手数料条例の一部改正）

第八十一条　群馬県宅地建物取引業法関係手数料条例（平成十二年群馬県条例第七十七号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条　削除

（群馬県積立式宅地建物販売業法関係手数料条例の一部改正）

第八十二条　群馬県積立式宅地建物販売業法関係手数料条例（平成十二年群馬県条例第七十八号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条　削除

（群馬県不動産特定共同事業法関係手数料条例の一部改正）

第八十三条　群馬県不動産特定共同事業法関係手数料条例（平成十二年群馬県条例第七十九号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条　削除

（群馬県解体工事業者登録手数料条例の一部改正）

第八十四条　群馬県解体工事業者登録手数料条例（平成十三年群馬県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条　削除

（群馬県フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律関係手数料条例の一部改正）

第八十五条　群馬県フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律関係手数料条例（平成十三年群馬県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条　削除

（群馬県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律関係手数料条例の一部改正）

第八十六条　群馬県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律関係手数料条例（平成十四年群馬県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条　削除

（群馬県と畜場法施行条例の一部改正）

第八十七条　群馬県と畜場法施行条例（平成十五年群馬県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

第四条　削除

（群馬県遊漁船業の適正化に関する法律関係手数料条例の一部改正）

第八十八条　群馬県遊漁船業の適正化に関する法律関係手数料条例（平成十五年群馬県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条　削除

（群馬県使用済自動車の再資源化等に関する法律関係手数料条例の一部改正）

第八十九条　群馬県使用済自動車の再資源化等に関する法律関係手数料条例（平成十六年群馬県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条　削除

（群馬県長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例の一部改正）

第九十条　群馬県長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例（平成二十一年群馬県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条　削除

（群馬県土壌汚染対策法関係手数料条例の一部改正）

第九十一条　群馬県土壌汚染対策法関係手数料条例（平成二十一年群馬県条例第七十七号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条　削除

（群馬県サービス付き高齢者向け住宅事業登録手数料条例の一部改正）

第九十二条　群馬県サービス付き高齢者向け住宅事業登録手数料条例（平成二十三年群馬県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条　削除

（群馬県社会福祉士及び介護福祉士法関係手数料条例の一部改正）

第九十三条　群馬県社会福祉士及び介護福祉士法関係手数料条例（平成二十四年群馬県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

第四条　削除

（群馬県都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例の一部改正）

第九十四条　群馬県都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例（平成二十四

年群馬県条例第百十号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

第四条　削除

（群馬県農産物検査法関係手数料条例の一部改正）

第九十五条　群馬県農産物検査法関係手数料条例（平成二十八年群馬県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条　削除

（群馬県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料条例の一部改正）

第九十六条　群馬県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料条例（平成二十八年群馬県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

第四条　削除

（群馬県農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律関係手数料条例の一部改正）

第九十七条　群馬県農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律関係手数料条例（令和七年群馬県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条　削除

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和九年十月一日から施行する。ただし、第三条の規定は、同年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第一条の規定による廃止前の群馬県収入証紙条例（以下「旧条例」という。）第五条第一項の収入証紙売りさばき人（以下「売りさばき人」という。）から売りさばきを受けた収入証紙（消印されたもの又は著しく汚染し、若しくは損傷したものを除く。以下「証紙」という。）は、施行日から令和十年三月三十一日までの間は、なお従前の例

により使用することができる。

3　この条例の施行の際現に売りさばき人に指定されている者は、売りさばき人として保有する証紙を施行日以後遅滞なく知事に返還しなければならない。この場合において、知事は、令和十四年九月三十日までに当該返還をした者に対し、当該証紙の額面金額から当該証紙の売りさばきに対して交付された手数料に相当する額を控除した金額に相当する金額を還付するものとする。

4　前項に規定する場合のほか、証紙を保有する者は、施行日から令和十四年九月三十日までの間、これを知事に返還して、当該証紙の額面金額に相当する金額の還付を受けることができる。

5　群馬県収入証紙特別会計に係る令和九年度分の歳入歳出の出納及び決算については、第九条の規定による改正前の群馬県特別会計設置条例第十四条の規定は、なおその効力を有する。

令和八年十一月二十日提出

群馬県知事　山　本　一　太

「注」　収入証紙を廃止しようとするものである。

第１４０号議案

新・群馬県総合計画（ビジョン）の変更について

別記のとおり新・群馬県総合計画（ビジョン）を変更したいので、群馬県行政に係る基本計画の議決等に関する条例（平成２０年群馬県条例第２１号）第３条第１項の規定により議決を求める。

令和８年１１月２０日提出

群馬県知事　山　本　一　太

別記

新・群馬県総合計画（ビジョン）

１　基本構想

(1)　計画策定の趣旨

令和２年１２月に「新・群馬県総合計画（ビジョン）」を策定し、群馬県を取り巻く様々な環境の変化を見通した上で、２０年後の群馬県の目指す姿の実現に向けて取り組んできた。

計画の策定から５年が経過したことによる、群馬県を取り巻く環境の大きな変化を踏まえた内容にアップデートするため、計画を変更するもの。

(2)　計画の位置付け

総合計画

(3)　計画の構成

ア　変化の見通し

５年経過による環境の変化を踏まえた、２０４０年までの変化の見通しを、経済、社会、環境、国際の４分野において示す。

イ　目指す姿

全ての県民が、自ら思い描く人生を生き、幸福を実感できる群馬を実現するため、自ら考えて行動する始動人と官民共創により支えられた、安全性、持続性、価値創出の３つの力を高めていくことを示す。

ウ　実現へのロードマップ

３つの力を全政策分野に反映し、取組を加速させるため、２０４０年までのロードマップを示す。

２　実施期間

令和３年から令和２２年まで

３　主要な目標（計画の理念）

(1)　目指す姿

年齢や性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、全ての県民が、誰一人取り残されるこ

となく、自ら思い描く人生を生き、幸福を実感できる自立分散型の社会

(2)　目指す姿で実現する３つの幸福

ア　一人ひとりの幸福

価値観が多様化した現在、幸福のあり方は一人ひとり多様で、一人のひとの中にも、複数の幸福が共存しており、多様性を尊重する社会を目指すもの。

イ　社会全体の幸福

県民総活躍が進み、地域社会への参加者が多様化する中、誰かの幸福が、誰かの不幸につながることのないよう、「誰一人取り残さない」社会を目指すもの。

ウ　将来世代の幸福

目の前の成長や繁栄を目指すだけでなく、今を生きる私たちの幸福が、将来世代の不幸につながることがないよう、持続可能な社会の発展を目指すもの。

(3)　目指す姿を実現するための３つの力

ア　安全性

２０４０年に向けて県民の安全を守るハードルが上がっていく中、特定の分野に偏ることなく、あらゆる方面から県民の命と暮らしを守る「全方位型レジリエンスの拠点」を目指すもの。

イ　持続性

１００年続く群馬を築くために、環境も社会も持続可能にしていく必要があるため、「群馬版ドーナツ経済」のモデルを打ち立てて、人口減少下でも自立・持続した群馬を築き上げるもの。

ウ　価値創出

安全性、持続性を確保する原資を得るためには、県ＧＤＰ全体を長期的に成長させることが必要であり、県産業の稼ぐ力を高めつつ、同時に産業構造の強靭化も一気通貫で進めるため、既存の県産業に向けた個別の振興策に加え、新たに「群馬県全産業デジタル・クリエイティブ活用構想」を推進するもの。

第１４１号議案

指定管理者の指定について

別表のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により議決を求める。

令和８年１１月２０日提出

群馬県知事　山　本　一　太

＜別表＞

公の施設の名称及び所在地	指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定の期間
県立障害者リハビリテーションセンター 伊勢崎市波志江町３０３０番地の１	社会福祉法人　群馬県社会福祉事業団 前橋市新前橋町１３番地の１２ 理事長　武藤　幸夫	令和９年４月１日から 令和１４年３月３１日まで
伊香保森林公園及び憩の森 渋川市伊香保町伊香保　地内	株式会社アイ・ディー・エー 高崎市倉賀野町4221番地13 代表取締役　今井　久登	令和９年４月１日から 令和１４年３月３１日まで
群馬県馬事公苑 前橋市富士見町小暮２４２５番地	公益財団法人群馬県馬事公苑 前橋市富士見町小暮2425番地 理事長　石田　興平	令和９年４月１日から 令和１４年３月３１日まで
群馬ヘリポート 前橋市下阿内町３７７番地２	日本空港ビルデング・日本空港コンサルタンツ・大成有楽不動産連合体 東京都大田区羽田空港三丁目3番2号 代表者　日本空港ビルデング株式会社 代表取締役社長　田中　一仁 構成者　株式会社日本空港コンサルタンツ 代表取締役社長　池上　正春 大成有楽不動産株式会社 代表取締役社長　植草　健史	令和９年４月１日から 令和１４年３月３１日まで
金山総合公園 太田市長手町地内	山梅・ケービックスグループ 太田市上小林町226番地 代表者　株式会社山梅 代表取締役社長　山田　通明 構成者　ケービックス株式会社 代表取締役　井上　哲孝 有限会社東洋スポーツ 代表取締役　山之内　秋子	令和９年４月１日から 令和１４年３月３１日まで

第１４２号議案

指定管理者の指定の期間の変更について

別表のとおり指定管理者の指定の期間を変更したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により議決を求める。

令和８年１１月２０日提出

群馬県知事　山　本　一　太

＜別表＞

公の施設の名称及び所在地	指定の期間（変更前）	指定の期間（変更後）
群馬県社会福祉総合センター 前橋市新前橋町１３番地１２	令和４年４月１日から 令和９年３月３１日まで	令和４年４月１日から 令和１０年３月３１日まで
群馬県福祉マンパワーセンター 前橋市新前橋町１３番地１２ 群馬県社会福祉総合センター６階	令和４年４月１日から 令和９年３月３１日まで	令和４年４月１日から 令和１０年３月３１日まで
県立義肢製作所 前橋市新前橋町１３番地１２ 群馬県社会福祉総合センター２階	令和４年４月１日から 令和９年３月３１日まで	令和４年４月１日から 令和１０年３月３１日まで
県立点字図書館 前橋市新前橋町１３番地１２ 群馬県社会福祉総合センター３階	令和４年４月１日から 令和９年３月３１日まで	令和４年４月１日から 令和１０年３月３１日まで
群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザ 前橋市新前橋町１３番地１２ 群馬県社会福祉総合センター３階	令和４年４月１日から 令和９年３月３１日まで	令和４年４月１日から 令和１０年３月３１日まで

第１４３号議案

請 負 契 約 の 締 結 に つ い て

次のとおり請負契約を締結したいので、群馬県議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年群馬県条例第２５号）第２条の規定により議決を求める。

名　　称	社会資本総合整備山寺入橋上部工工事
工 事 場 所	一般県道安中富岡線　西毛広域幹線道路（安中富岡工区） 富岡市上高尾　地内
契 約 金 額	１,６７８,６００,０００円
契 約 の 方 法	一般競争入札
契約の相手方	前橋市古市町２－１－３ ドーピー・湯川山寺入橋上部工工事特定建設工事共同企業体 代表者　ドーピー建設工業株式会社　群馬事務所 所長　野崎　剛史 構成員　株式会社湯川工務店 代表取締役　湯川　嘉昭

令和８年１１月２０日提出

群馬県知事　山　本　一　太

第１４４号議案

請 負 契 約 の 変 更 に つ い て

令和６年第３回前期定例県議会で議決された道路改築植栗・中之条ＩＣ橋上部工工事に係る請負契約の内容の一部を次のとおり変更したいので、群馬県議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年群馬県条例第２５号）第２条の規定により議決を求める。

区　　分	変　更　前	変　更　後
契　約　金　額	2,063,050,000円	2,195,702,000円

令和８年１１月２０日提出

群馬県知事　山　本　一　太

第１４５号議案

請 負 契 約 の 変 更 に つ い て

令和７年第２回定例県議会で議決され、令和７年７月１日内容の一部を変更する専決処分をした社会資本総合整備（仮称）碓氷川橋上部工製作架設工事に係る請負契約の内容の一部を次のとおり変更したいので、群馬県議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年群馬県条例第２５号）第２条の規定により議決を求める。

区　　分	変　更　前	変　更　後
契　約　金　額	1,123,815,000円	1,204,511,330円

令和８年１１月２０日提出

群馬県知事　山　本　一　太

第１４６号議案

県道路線の認定について

次の路線を認定したいので、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第７条の規定により議決を求める。

路線番号	路線名	起点	重要な経過地
		終点	
１１５	波志江スマートインター線	前橋市飯土井町	
		伊勢崎市波志江町	

令和８年１１月２０日提出

群馬県知事　山　本　一　太

第１４７号議案

当せん金付証票の発売について

当せん金付証票法（昭和２３年法律第１４４号）の規定に基づき、令和９年度において１８０億円の範囲内で当せん金付証票を発売するものとする。

令和８年１１月２０日提出

群馬県知事　山　本　一　太

報第８号

報　　告　　書

１　和解及び損害賠償の額を定めることについて

上記について、別冊のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定により報告する。

令和８年１１月２０日提出

群馬県知事　山　本　一　太

1　和解及び損害賠償の額を定めることについて

路上軽油抜取調査に係る事故の損害賠償について、次のとおり和解及び損害賠償の額を定めるものとする。

１　和解の相手方（以下「請求者」という。）

前橋市五代町６４２番地

株式会社横堀商事運輸　代表取締役　横堀　孝夫

２　和解の内容

⑴　群馬県は、請求者に対し、損害賠償金４４５，３６４円を支払う。

⑵　群馬県と請求者との間において、本和解条項に定めるもの以外何らの債権債務のないことを相互に確認する。

３　事件の内容

群馬県が実施した路上軽油抜取調査の際、請求者の車両の燃料タンク内に異物を落下させたことにより、当該車両に損害が生じたものである。

上記のとおり、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により専決処分する。

令和８年１０月２１日

群馬県知事　山　本　一　太

専　決　理　由

本件については、議会の議決により指定された軽易な事項に該当するので、地方自治法第１８０条第１項の規定により専決処分するものである。

予　　算　　説　　明　　書

令和 8年度群馬県一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書（第5号）

1 総 括

（歳　　入）　　（単位　千円）

款	補正前の額	補正額	計
1 県税	280,000,000	536,098	280,536,098
4 地方特例交付金	11,300,000	275,675	11,575,675
5 地方交付税	158,000,000	3,172,466	161,172,466
7 分担金及び負担金	3,802,953	108	3,803,061
8 使用料及び手数料	11,565,954	397	11,566,351
9 国庫支出金	109,712,466	2,902,896	112,615,362
11 寄附金	578,414	49	578,463
12 繰入金	65,142,954	441,654	65,584,608

（単位　千円）

款	補正前の額	補正額	計
13　繰越金	5,341,019	1,417,269	6,758,288
14　諸収入	13,532,701	3,110	13,535,811
16　利子割清算金		1,554,772	1,554,772
歳入合計	867,482,350	10,304,494	877,786,844

（歳　　出）　　（単位　千円）

款	補正前の額	補　正　額	計	補　正　額　の　財　源　内　訳			
				特　　定　　財　　源			一般財源
				国庫支出金	県　　債	その他	
1　議　　会　　費	1,565,518	13,337	1,578,855				13,337
2　知　事　戦　略　費	12,345,684	50,033	12,395,717				50,033
3　総　　務　　費	44,875,347	1,266,411	46,141,758	908,619			357,792
4　地　域　創　生　費	10,111,584	60,597	10,172,181				60,597
5　生　活　こ　ど　も　費	47,091,202	85,599	47,176,801	650			84,949
6　健　康　福　祉　費	149,680,040	207,067	149,887,107	3,647			203,420
7　環　境　森　林　費	19,048,630	122,339	19,170,969	33,217		1,244	87,878
8　労　　働　　費	2,461,659	666,633	3,128,292	642,348			24,285

（単位　千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	県債	その他	
9 農政費	23,171,940	197,469	23,369,409				197,469
10 産業経済費	11,680,944	426,415	12,107,359	374,061			52,354
11 県土整備費	71,819,604	204,823	72,024,427			505	204,318
12 警察費	50,899,977	1,019,722	51,919,699				1,019,722
13 教育費	191,808,567	4,261,796	196,070,363	940,354		3,465	3,317,977
16 諸支出金	127,870,718	1,722,253	129,592,971				1,722,253
歳出合計	867,482,350	10,304,494	877,786,844	2,902,896		5,214	7,396,384

２　歳　　入

第 1 款　県税

（単位　千円）

項　　目	補正前の額	補 正 額	計	節		説　　明
				区　　分	金　額	
1 県　　民　　税	**94,580,452**	**536,098**	**95,116,550**			
3 利　　子　　割	1,151,745	536,098	1,687,843	1 現　年　課　税　分	536,098	

第 4 款　地方特例交付金

項　　目	補正前の額	補 正 額	計	節		説　　明
				区　　分	金　額	
1 地 方 特 例 交 付 金	**11,300,000**	**275,675**	**11,575,675**			
1 地 方 特 例 交 付 金	11,300,000	275,675	11,575,675	1 個 人 住 民 税 減 収 補 填 特 例 交 付 金	166,670	
				2 軽 油 引 取 税 減 収 補 填 特 例 交 付 金	70,261	
				3 自 動 車 税 減 収 補 填 特 例 交 付 金	20,791	
				4 地方揮発油譲与税減収補填特例交付金	17,953	

第 5 款　地方交付税

項　　目	補正前の額	補 正 額	計	節		説　　明
				区　　分	金　額	
1 地　方　交　付　税	**158,000,000**	**3,172,466**	**161,172,466**			
1 地　方　交　付　税	158,000,000	3,172,466	161,172,466	1 地　方　交　付　税	3,172,466	

第 7 款　分担金及び負担金

項　　目	補正前の額	補 正 額	計	節		説　　明
				区　　分	金　額	
2 負　　担　　金	**3,555,194**	**108**	**3,555,302**			
7 県 土 整 備 費 負 担 金	2,378,743	108	2,378,851	4 河 川 費 関 係 負 担 金	108	○ ダム管理費

第 8 款　使用料及び手数料

項　　目	補正前の額	補 正 額	計	節		説　　明
				区　　分	金　額	
1 使　　用　　料	**7,870,089**	**159**	**7,870,248**			
10 県 土 整 備 使 用 料	3,732,474	159	3,732,633	6 住宅政策関係使用料	159	○ 県営住宅使用料
2 手　　数　　料	**3,695,865**	**238**	**3,696,103**			
10 県 土 整 備 手 数 料	219,511	238	219,749	6 住宅政策関係手数料	238	○ 免許及び許可手数料

第 9 款　国庫支出金

項目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明	
1 国庫負担金	**58,811,013**	**942,456**	**59,753,469**				
1 総務費国庫負担金	417,211	1,119	418,330	1 統計費負担	1,119	○ 統計調査事務振興費	256
						○ 総務統計調査費	863
2 生活こども費国庫負担金	7,673,637	117	7,673,754	1 生活こども費負担	117	○ 女性保護事業推進費	
3 健康福祉費国庫負担金	7,086,538	866	7,087,404	2 地域福祉費負担	866	○ 生活困窮者等支援費	320
						○ 生活保護実施費	546
8 教育費国庫負担金	29,167,981	940,354	30,108,335	1 教育総務費負担	596	○ 就学支援金費	
				2 義務教育費負担	811,772	○ 小学校職員費	511,271
						○ 中学校職員費	300,501
				3 特別支援学校費負担	127,986	○ 特別支援学校職員費	
2 国庫補助金	**50,159,113**	**1,957,070**	**52,116,183**				
2 総務費国庫補助金	8,040,939	1,921,561	9,962,500	1 総務管理費補助	1,921,561	○ 地方創生臨時交付金	
4 生活こども費国庫補助金	1,748,638	533	1,749,171	1 生活こども費補助	226	○ 少子化対策推進費	118
						○ 女性保護事業推進費	108
				3 私学・青少年費補助	174	○ 私立学校教育振興費	
				5 消費生活費補助	133	○ 消費者行政推進費	
5 健康福祉費国庫補助金	7,822,576	1,861	7,824,437	6 地域福祉費補助	1,265	○ 生活保護実施費	
				8 障害政策費補助	596	○ 発達障害者支援費	529
						○ 発達障害者支援センター運営費	67
6 環境森林費国庫補助金	1,892,420	33,115	1,925,535	3 自然環境費補助	33,115	○ 自然環境対策費	
3 委託金	**742,340**	**3,370**	**745,710**				
4 健康福祉費委託金	115,938	920	116,858	5 地域福祉委託金	920	○ 援護業務実施費	
5 環境森林費委託金	17,882	102	17,984	1 環境保全委託金	102	○ 放射線対策費	
6 労働費委託金	503,632	2,348	505,980	1 労働政策委託金	2,348	○ 離職者等再就職訓練費	1,984
						○ 障害者能力開発費	364

第 11 款 寄附金

項目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 寄附金	**578,414**	**49**	**578,463**			
1 一般寄附金	532,346	49	532,395	1 一般寄附	49	

第 12 款 繰入金

項目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 基金繰入金	**61,684,106**	**441,654**	**62,125,760**			
2 財政調整基金繰入金	42,102,731	440,104	42,542,835	1 財政調整基金繰入金	440,104	
12 森林環境譲与税基金繰入金	101,915	1,104	103,019	1 森林環境譲与税基金繰入金	1,104	
14 ぐんま緑の県民基金繰入金	1,006,487	139	1,006,626	1 ぐんま緑の県民基金繰入金	139	
22 高等学校等教育改革促進基金繰入金	432,572	307	432,879	1 高等学校等教育改革促進基金繰入金	307	

第 13 款 繰越金

項　　目	補正前の額	補 正 額	計	節		説　　明
				区　　分	金　額	
1 繰　　越　　金	**5,341,019**	**1,417,269**	**6,758,288**			
1 繰　　越　　金	5,341,019	1,417,269	6,758,288	1 繰　　越　　金	1,417,269	

第 14 款 諸収入

項　　目	補正前の額	補 正 額	計	節		説　　明
				区　　分	金　額	
6 雑　　入	**3,416,491**	**3,110**	**3,419,601**			
5 雑　　入	3,159,034	3,110	3,162,144	1 雑　　入	3,110	

第 16 款 利子割清算金

項目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 利子割清算金		**1,554,772**	**1,554,772**			
1 利子割清算金		1,554,772	1,554,772	1 利子割清算金	1,554,772	

3　歳　出

第 1 款　　議会費

（単位　千円）

項　　目	補正前の額	補正額	計	節		説明				
				区　分	金　額	事　業　名	金　額	補正額の財源内訳		附　　記
								特定財源	一般財源	
1 議　　会　　費	**1,565,518**	**13,337**	**1,578,855**						**13,337**	
1 議　　会　　費	1,069,679	3,026	1,072,705	3 職員手当等	3,026				3,026	
						議　会　運　営	3,026		3,026	
2 事　務　局　費	495,839	10,311	506,150	1 報　　酬	758				10,311	
				2 給　　料	5,054	職　員　給　与	9,069		9,069	
				3 職員手当等	3,616	議会事務局運営	1,242		1,242	
				4 共　済　費	883					

第 2 款　知事戦略費

項目	補正前の額	補正額	計	節		説明				
				区分	金額	事業名	金額	補正額の財源内訳		附記
								特定財源	一般財源	
1 知事戦略管理費	**1,226,986**	**15,289**	**1,242,275**						**15,289**	
1 知事戦略管理費	665,484	14,961	680,445	2 給料	8,020				14,961	
				3 職員手当等	5,650	職員給与	14,961		14,961	
				4 共済費	1,291					
3 東京事務所費	57,738	328	58,066	1 報酬	204				328	
				3 職員手当等	101	東京事務所運営	171		171	
				4 共済費	23	首都圏情報発信	157		157	
2 メディアプロモーション費	**734,723**	**7,671**	**742,394**						**7,671**	
1 メディアプロモーション総務費	191,733	6,265	197,998	2 給料	3,502				6,265	
				3 職員手当等	2,202	職員給与	6,265		6,265	
				4 共済費	561					
2 メディアプロモーション費	542,990	1,406	544,396	1 報酬	807				1,406	
				2 給料	105	メディア戦略推進	166		166	
				3 職員手当等	359	インターネット広報	590		590	
				4 共済費	135	記者室運営	508		508	
						映像プロモーション	142		142	
3 エンターテインメント・コンテンツ費	**812,091**	**5,179**	**817,270**						**5,179**	

項目	補正前の額	補正額	計	節		説明				
				区分	金額	事業名	金額	補正額の財源内訳		附記
								特定財源	一般財源	
1エンターテインメント・コンテンツ総務費	120,931	4,438	125,369	2給料	2,562				4,438	
				3職員手当等	1,474	職員給与	4,438		4,438	
				4共済費	402					
2エンターテインメント・コンテンツ費	691,160	741	691,901	1報酬	263				741	
				2給料	222	ぐんまちゃん推進	741		741	
				3職員手当等	232					
				4共済費	24					
4デジタルトランスフォーメーション費	**3,102,949**	**8,386**	**3,111,335**						**8,386**	
1デジタルトランスフォーメーション総務費	297,663	8,386	306,049	2給料	4,835				8,386	
				3職員手当等	2,862	職員給与	8,386		8,386	
				4共済費	689					
5グリーンイノベーション推進費	**3,448,586**	**4,653**	**3,453,239**						**4,653**	
1グリーンイノベーション総務費	173,229	4,653	177,882	2給料	2,644				4,653	
				3職員手当等	1,618	職員給与	4,653		4,653	
				4共済費	391					
6交通イノベーション推進費	**2,543,393**	**3,749**	**2,547,142**						**3,749**	
1交通イノベーション総務費	119,558	3,507	123,065	2給料	2,023				3,507	
				3職員手当等	1,189	職員給与	3,507		3,507	
				4共済費	295					

項目	補正前の額	補正額	計	節		説明				
				区分	金額	事業名	金額	補正額の財源内訳		附記
								特定財源	一般財源	
2 交通イノベーション推進費	2,423,835	242	2,424,077	1 報酬	147				242	
				3 職員手当等	73	交通まちづくり戦略推進	242		242	
				4 共済費	22					
7 地域外交費	**476,956**	**5,106**	**482,062**						**5,106**	
1 地域外交総務費	168,034	4,314	172,348	2 給料	2,537				4,314	
				3 職員手当等	1,421	職員給与	4,314		4,314	
				4 共済費	356					
2 地域外交費	264,205	27	264,232	3 職員手当等	14				27	
				4 共済費	13	国際交流推進	27		27	
3 旅券発給費	44,717	765	45,482	1 報酬	352				765	
				3 職員手当等	208	旅券発給	765		765	
				4 共済費	205					

第 3 款　総務費

項目	補正前の額	補正額	計	節		説明				
				区分	金額	事業名	金額	補正額の財源内訳		附記
								特定財源	一般財源	
1 総務管理費	**26,396,517**	**257,281**	**26,653,798**						**257,281**	
1 総務管理費	473,496	5,707	479,203	1 報酬	89				5,707	
				2 給料	3,104	職員給与	5,553		5,553	
				3 職員手当等	2,017	法規審査	154		154	
				4 共済費	497					
2 人事管理費	7,174,501	195,646	7,370,147	1 報酬	8,797				195,646	
				2 給料	43,677	職員給与	64,544		64,544	
				3 職員手当等	134,015	人事管理	16,620		16,620	
				4 共済費	9,157	給与管理	114,482		114,482	
3 財政管理費	10,521,004	4,198	10,525,202	2 給料	2,352				4,198	
				3 職員手当等	1,486	職員給与	4,198		4,198	
				4 共済費	360					
4 財産管理費	6,081,932	9,737	6,091,669	1 報酬	1,279				9,737	
				2 給料	4,397	職員給与	7,744		7,744	
				3 職員手当等	3,303	財産管理	120		120	
				4 共済費	758	群馬会館維持管理	679		679	
						県庁舎等運営管理	1,074		1,074	
						自動車管理	120		120	
5 総務事務管理費	714,406	12,356	726,762	1 報酬	2,445				12,356	

項目	補正前の額	補正額	計	節		説明				
				区分	金額	事業名	金額	補正額の財源内訳		附記
								特定財源	一般財源	
				2 給料	4,427	職員給与	7,760		7,760	
				3 職員手当等	3,902	総務事務集中化	2,083		2,083	
				4 共済費	1,582	職員福利厚生	1,917		1,917	
						文書管理	596		596	
6 会計管理費	577,478	13,978	591,456	1 報酬	176				13,978	
				2 給料	9,644	職員給与	13,711		13,711	
				3 職員手当等	3,508	会計事務管理運営	267		267	
				4 共済費	650					
7 振興局費	853,700	15,659	869,359	2 給料	9,268				15,659	
				3 職員手当等	5,010	職員給与	15,659		15,659	
				4 共済費	1,381					
2 徴税費	**13,009,361**	**65,985**	**13,075,346**						**65,985**	
1 税務総務費	2,351,976	59,783	2,411,759	2 給料	33,533				59,783	
				3 職員手当等	21,148	職員給与	59,783		59,783	
				4 共済費	5,102					
2 賦課徴収費	10,657,385	6,202	10,663,587	1 報酬	3,264				6,202	
				3 職員手当等	1,763	徴収対策	4,158		4,158	
				4 共済費	1,175	課税事務	2,044		2,044	
3 市町村振興費	**1,175,101**	**7,259**	**1,182,360**						**7,259**	

項目	補正前の額	補正額	計	節		説明				
				区分	金額	事業名	金額	補正額の財源内訳		附記
								特定財源	一般財源	
1 市町村振興総務費	236,060	7,143	243,203	2 給料	4,215				7,143	
				3 職員手当等	2,342	職員給与	7,143		7,143	
				4 共済費	586					
2 市町村連絡調整費	939,041	116	939,157	1 報酬	72				116	
				3 職員手当等	27	市町村行政連絡調整	116		116	
				4 共済費	17					
4 選挙費	**380,355**	**673**	**381,028**						**673**	
1 選挙管理委員会費	33,268	673	33,941	1 報酬	72				673	
				2 給料	322	選挙管理委員会運営	673		673	
				3 職員手当等	215					
				4 共済費	64					
5 統計費	**474,366**	**5,888**	**480,254**					**国庫 1,119**	**4,769**	
1 統計総務費	187,346	4,870	192,216	1 報酬	185			国庫 256	4,614	
				2 給料	2,575	職員給与	4,567		4,567	
				3 職員手当等	1,713	統計調査事務振興	303	国庫 256	47	
				4 共済費	397					
2 委託統計調査費	283,263	1,018	284,281	1 報酬	670			国庫 863	155	
				3 職員手当等	134	総務統計調査	863	国庫 863		
				4 共済費	214	毎月勤労統計調査	155		155	

項目	補正前の額	補正額	計	節		説明				
				区分	金額	事業名	金額	補正額の財源内訳		附記
								特定財源	一般財源	
6 危機管理費	**1,384,100**	**7,271**	**1,391,371**						**7,271**	
1 危機管理費	312,636	7,271	319,907	2 給料	3,937				7,271	
				3 職員手当等	2,681	職員給与	7,271		7,271	
				4 共済費	653					
7 消防保安費	**1,723,910**	**913,461**	**2,637,371**					**国庫 907,500**	**5,961**	
1 消防保安費	411,334	5,651	416,985	1 報酬	490				5,651	
				2 給料	2,760	職員給与	4,958		4,958	
				3 職員手当等	1,963	消防学校運営	693		693	
				4 共済費	438					
3 火薬ガス等取締費	627,057	907,810	1,534,867	1 報酬	160			国庫 907,500	310	
				3 職員手当等	96	火薬ガス等保安推進	907,810	国庫 907,500	310	・委託料 11,000
				4 共済費	54					・補助金 896,500
				12 委託料	11,000					
				18 負担金補助及び交付金	896,500					
8 人事委員会費	**159,149**	**3,671**	**162,820**						**3,671**	
2 事務局費	152,382	3,671	156,053	2 給料	2,046				3,671	
				3 職員手当等	1,304	職員給与	3,671		3,671	
				4 共済費	321					
9 監査委員費	**172,488**	**4,922**	**177,410**						**4,922**	

項目	補正前の額	補正額	計	節		説明				
				区分	金額	事業名	金額	補正額の財源内訳		附記
								特定財源	一般財源	
1 委員費	16,793	34	16,827	3 職員手当等	32				34	
				4 共済費	2	監査委員運営	34		34	
2 事務局費	155,695	4,888	160,583	1 報酬	56				4,888	
				2 給料	2,958	職員給与	4,832		4,832	
				3 職員手当等	1,510	監査委員事務局運営	56		56	
				4 共済費	364					

第 4 款　地域創生費

項目	補正前の額	補正額	計	節		説明				
				区分	金額	事業名	金額	補正額の財源内訳		附記
								特定財源	一般財源	
1 地域創生費	**976,040**	**6,809**	**982,849**						**6,809**	
1 地域創生総務費	295,904	6,567	302,471	2 給料	3,759				6,567	
				3 職員手当等	2,256	職員給与	6,567		6,567	
				4 共済費	552					
2 地域づくり支援費	406,696	140	406,836	1 報酬	88				140	
				3 職員手当等	43	地域政策推進	140		140	
				4 共済費	9					
4 水行政調整費	245,108	102	245,210	1 報酬	63				102	
				3 職員手当等	32	水資源対策	102		102	
				4 共済費	7					
2 ぐんま暮らし・外国人活躍推進費	**677,061**	**3,311**	**680,372**						**3,311**	
1 ぐんま暮らし・外国人活躍総務費	97,168	3,027	100,195	2 給料	1,689				3,027	
				3 職員手当等	1,080	職員給与	3,027		3,027	
				4 共済費	258					
2 移住促進費	486,919	142	487,061	1 報酬	88				142	
				3 職員手当等	43	ぐんま暮らしブランド化推進	142		142	
				4 共済費	11					
3 外国人活躍推進費	92,974	142	93,116	1 報酬	88				142	
				3 職員手当等	43	外国人活躍推進	142		142	

項目	補正前の額	補正額	計	節		説明				
				区分	金額	事業名	金額	補正額の財源内訳		附記
								特定財源	一般財源	
				4 共済費	11					
3 文化振興費	**3,170,671**	**27,409**	**3,198,080**						**27,409**	
1 文化振興総務費	807,935	20,366	828,301	2 給料	12,577				20,366	
				3 職員手当等	5,779	職員給与	20,366		20,366	
				4 共済費	2,010					
2 文化振興費	902,078	394	902,472	1 報酬	250				394	
				3 職員手当等	113	文化づくり推進	124		124	
				4 共済費	31	芸術文化事業推進	128		128	
						教育文化事業団運営	142		142	
4 近代美術館費	252,859	1,370	254,229	1 報酬	917				1,370	
				3 職員手当等	425	近代美術館運営	1,370		1,370	
				4 共済費	28					
5 館林美術館費	207,510	797	208,307	1 報酬	527				797	
				3 職員手当等	246	館林美術館運営	797		797	
				4 共済費	24					
6 歴史博物館費	242,285	1,508	243,793	1 報酬	942				1,508	
				3 職員手当等	473	歴史博物館運営	1,508		1,508	
				4 共済費	93					
7 自然史博物館費	399,856	1,967	401,823	1 報酬	1,696				1,967	

項目	補正前の額	補正額	計	節		説明				
				区分	金額	事業名	金額	補正額の財源内訳		附記
								特定財源	一般財源	
				3 職員手当等	203	自然史博物館運営	1,967		1,967	
				4 共済費	68					
8 文学館費	83,298	1,007	84,305	1 報酬	614				1,007	
				3 職員手当等	303	文学館運営	1,007		1,007	
				4 共済費	90					
4 文化遺産費	**709,642**	**7,513**	**717,155**						**7,513**	
1 文化遺産総務費	151,873	6,608	158,481	2 給料	3,679				6,608	
				3 職員手当等	2,276	職員給与	6,608		6,608	
				4 共済費	653					
2 文化財保護費	188,425	622	189,047	1 報酬	450				622	
				3 職員手当等	172	文化財保存活用	234		234	
						幹線交通・ダム文化財調査	69		69	
						「偲ぶ毛の国」群馬の魅力発掘・発信	319		319	
4 世界遺産センター費	54,286	283	54,569	1 報酬	176				283	
				3 職員手当等	86	世界遺産センター運営	283		283	
				4 共済費	21					
5 スポーツ振興費	**2,131,208**	**6,389**	**2,137,597**						**6,389**	
1 スポーツ振興総務費	229,447	6,389	235,836	2 給料	3,551				6,389	
				3 職員手当等	2,285	職員給与	6,389		6,389	

項目	補正前の額	補正額	計	節		説明				
				区分	金額	事業名	金額	補正額の財源内訳		附記
								特定財源	一般財源	
				4 共済費	553					
6 大会総務費	**1,814,221**	**4,172**	**1,818,393**						**4,172**	
1 大会総務費	78,374	4,172	82,546	2 給料	2,456				4,172	
				3 職員手当等	1,370	職員給与	4,172		4,172	
				4 共済費	346					
7 施設調整費	**580,492**	**2,206**	**582,698**						**2,206**	
1 施設調整総務費	47,895	2,206	50,101	2 給料	1,336				2,206	
				3 職員手当等	688	職員給与	2,206		2,206	
				4 共済費	182					
8 競技式典費	**52,249**	**2,788**	**55,037**						**2,788**	
1 競技式典総務費	52,249	2,788	55,037	2 給料	1,630				2,788	
				3 職員手当等	925	職員給与	2,788		2,788	
				4 共済費	233					

第５款　生活こども費

項目	補正前の額	補正額	計	節		説明				
				区分	金額	事業名	金額	補正額の財源内訳		附記
								特定財源	一般財源	
1生活こども費	**679,013**	**11,771**	**690,784**					**国庫 343**	**11,428**	
1生活こども総務費	330,852	8,295	339,147	2給料	4,635				8,295	
				3職員手当等	2,951	職員給与	8,295		8,295	
				4共済費	709					
3少子化対策推進費	72,445	313	72,758	1報酬	168			国庫 118	195	
				3職員手当等	83	少子化対策推進	313	国庫 118	195	
				4共済費	62					
4男女共同参画費	69,012	740	69,752	1報酬	440				740	
				3職員手当等	219	男女共同参画センター運営	740		740	
				4共済費	81					
5女性保護費	102,964	2,423	105,387	1報酬	752			国庫 225	2,198	
				2給料	798	女性保護事業推進	2,423	国庫 225	2,198	
				3職員手当等	751					
				4共済費	122					
2こども・子育て支援費	**23,986,974**	**3,531**	**23,990,505**						**3,531**	
1こども・子育て支援総務費	113,413	3,161	116,574	2給料	1,788				3,161	
				3職員手当等	1,095	職員給与	3,161		3,161	
				4共済費	278					
2子育て支援費	7,666,622	144	7,666,766	1報酬	97				144	

項目	補正前の額	補正額	計	節		説明				
				区分	金額	事業名	金額	補正額の財源内訳		附記
								特定財源	一般財源	
				3 職員手当等	43	こどもの居場所づくり推進	144		144	
				4 共済費	4					
3 保育振興費	16,206,939	226	16,207,165	1 報酬	179				226	
				3 職員手当等	43	保育資質向上	226		226	
				4 共済費	4					
3 私学・青少年費	**14,331,648**	**3,715**	**14,335,363**					**国庫 174**	**3,541**	
1 私学・青少年総務費	99,196	2,690	101,886	2 給料	1,545				2,690	
				3 職員手当等	911	職員給与	2,690		2,690	
				4 共済費	234					
2 私学振興費	14,187,984	319	14,188,303	1 報酬	160			国庫 174	145	
				3 職員手当等	76	私立学校教育振興	319	国庫 174	145	
				4 共済費	83					
3 青少年育成費	44,468	706	45,174	1 報酬	419				706	
				3 職員手当等	208	青少年育成推進	706		706	
				4 共済費	79					
4 児童福祉費	**7,745,795**	**58,435**	**7,804,230**						**58,435**	
1 児童福祉総務費	1,535,491	45,956	1,581,447	2 給料	26,225				45,956	
				3 職員手当等	15,739	職員給与	45,956		45,956	
				4 共済費	3,992					

項目	補正前の額	補正額	計	節		説明				
				区分	金額	事業名	金額	補正額の財源内訳		附記
								特定財源	一般財源	
2 児童福祉費	4,080,829	9,893	4,090,722	1 報酬	4,998				9,893	
				2 給料	1,374	家庭児童福祉推進	108		108	
				3 職員手当等	3,108	北部児童相談所運営	567		567	
				4 共済費	413	西部児童相談所運営	554		554	
						中央児童相談所一時保護	4,385		4,385	
						東部児童相談所一時保護	4,279		4,279	
3 母子福祉費	1,233,662	1,022	1,234,684	1 報酬	734				1,022	
				3 職員手当等	226	母子家庭等自立促進対策	864		864	
				4 共済費	62	特別児童扶養手当支給	158		158	
4 母子保健費	251,170	378	251,548	1 報酬	163				378	
				3 職員手当等	59	母子保健対策	378		378	
				4 共済費	156					
5 ぐんま学園費	644,643	1,186	645,829	1 報酬	529				1,186	
				2 給料	380	ぐんま学園運営	1,186		1,186	
				3 職員手当等	277					
5 県民活動支援・広聴費	**195,669**	**3,898**	**199,567**						**3,898**	
1 県民活動支援・広聴総務費	109,438	3,328	112,766	2 給料	1,899				3,328	
				3 職員手当等	1,146	職員給与	3,328		3,328	
				4 共済費	283					

項目	補正前の額	補正額	計	節		説明				
				区分	金額	事業名	金額	補正額の財源内訳		附記
								特定財源	一般財源	
2県民活動支援・広聴費	31,777	284	32,061	1報酬	176				284	
				3職員手当等	88	案内業務運営	284		284	
				4共済費	20					
3ＮＰＯ・ボランティア費	54,454	286	54,740	1報酬	178				286	
				3職員手当等	87	市民活動支援	286		286	
				4共済費	21					
6消費生活費	**152,103**	**4,249**	**156,352**					**国庫 133**	**4,116**	
1消費生活総務費	92,701	2,448	95,149	2給料	1,400				2,448	
				3職員手当等	847	職員給与	2,448		2,448	
				4共済費	201					
2消費者行政費	13,379	142	13,521	1報酬	88				142	
				3職員手当等	43	消費者取引の適正化推進	142		142	
				4共済費	11					
3消費生活センター費	36,862	1,499	38,361	1報酬	827			国庫 133	1,366	
				3職員手当等	409	消費生活センター運営	1,499	国庫 133	1,366	
				4共済費	263					
4県民防犯対策費	9,161	160	9,321	1報酬	88				160	
				3職員手当等	43	県民防犯推進	160		160	
				4共済費	29					

第 6 款　健康福祉費

項目	補正前の額	補正額	計	節		説明				
				区分	金額	事業名	金額	補正額の財源内訳		附記
								特定財源	一般財源	
1 健康福祉費	**3,000,341**	**74,926**	**3,075,267**						**74,926**	
1 健康福祉総務費	313,585	7,214	320,799	1 報酬	1,102				7,214	
				2 給料	3,063	職員給与	5,482		5,482	
				3 職員手当等	2,412	総務調整費	1,732		1,732	
				4 共済費	637					
3 保健福祉事務所費	1,985,680	56,569	2,042,249	2 給料	31,941				56,569	
				3 職員手当等	19,868	職員給与	56,569		56,569	
				4 共済費	4,760					
4 衛生環境研究所費	513,107	11,002	524,109	1 報酬	126				11,002	
				2 給料	6,223	職員給与	10,839		10,839	
				3 職員手当等	3,728	衛生環境研究所運営	163		163	
				4 共済費	925					
5 地域包括ケア推進費	179,133	141	179,274	1 報酬	88				141	
				3 職員手当等	43	医療福祉連携推進	141		141	
				4 共済費	10					
2 医務費	**17,401,135**	**8,950**	**17,410,085**						**8,950**	
1 医務総務費	273,252	7,989	281,241	2 給料	4,547				7,989	
				3 職員手当等	2,740	職員給与	7,989		7,989	
				4 共済費	702					

項目	補正前の額	補正額	計	節		説明				
				区分	金額	事業名	金額	補正額の財源内訳		附記
								特定財源	一般財源	
2 医療整備費	9,801,153	777	9,801,930	1 報酬	437				777	
				3 職員手当等	209	医務行政推進	304		304	
				4 共済費	131	救急医療対策	184		184	
						医師確保対策	289		289	
3 看護師等指導養成費	540,509	184	540,693	1 報酬	84				184	
				3 職員手当等	39	看護師等指導養成	184		184	
				4 共済費	61					
3 感染症・疾病対策費	**4,845,466**	**8,430**	**4,853,896**						**8,430**	
1 感染症・疾病対策総務費	227,489	6,272	233,761	2 給料	3,514				6,272	
				3 職員手当等	2,233	職員給与	6,272		6,272	
				4 共済費	525					
3 感染症対策費	583,133	292	583,425	1 報酬	248				292	
				3 職員手当等	31	肝炎対策	292		292	
				4 共済費	13					
5 難病対策費	3,867,396	1,866	3,869,262	1 報酬	1,175				1,866	
				3 職員手当等	494	特定医療対策	1,849		1,849	
				4 共済費	197	小児慢性特定疾病対策	17		17	
4 健康長寿社会づくり推進費	**557,072**	**5,581**	**562,653**						**5,581**	

項目	補正前の額	補正額	計	節		説明				
				区分	金額	事業名	金額	補正額の財源内訳		附記
								特定財源	一般財源	
1 健康長寿社会づくり推進総務費	132,038	4,233	136,271	2 給料	2,715				4,233	
				3 職員手当等	1,215	職員給与	4,233		4,233	
				4 共済費	303					
2 健康増進対策費	72,945	431	73,376	1 報酬	260				431	
				3 職員手当等	135	栄養改善対策	431		431	
				4 共済費	36					
3 生活習慣病等対策費	175,893	132	176,025	1 報酬	89				132	
				3 職員手当等	43	生活習慣病予防対策	132		132	
4 歯科保健費	51,257	785	52,042	1 報酬	517				785	
				3 職員手当等	259	歯科口腔保健対策	785		785	
				4 共済費	9					
5 薬務費	**213,296**	**18,482**	**231,778**						**18,482**	
1 薬務総務費	197,157	18,482	215,639	1 報酬	86				18,482	
				2 給料	2,135	職員給与	18,351		18,351	
				3 職員手当等	15,920	薬務行政	131		131	
				4 共済費	341					
6 国保医療費	**53,967,779**	**4,297**	**53,972,076**						**4,297**	
1 国保医療総務費	150,776	4,003	154,779	2 給料	2,297				4,003	
				3 職員手当等	1,333	職員給与	4,003		4,003	

項目	補正前の額	補正額	計	節		説明				
				区分	金額	事業名	金額	補正額の財源内訳		附記
								特定財源	一般財源	
				4 共済費	373					
3 国民健康保険指導費	16,482,317	144	16,482,461	1 報酬	88				144	
				3 職員手当等	44	国民健康保険指導監査	144		144	
				4 共済費	12					
4 後期高齢者医療費	29,106,176	150	29,106,326	1 報酬	88				150	
				3 職員手当等	44	後期高齢者医療対策	150		150	
				4 共済費	18					
7 食品・生活衛生費	**1,185,190**	**22,835**	**1,208,025**						**22,835**	
1 食品・生活衛生総務費	637,417	17,135	654,552	2 給料	9,563				17,135	
				3 職員手当等	6,077	職員給与	17,135		17,135	
				4 共済費	1,495					
2 獣医務費	114,254	1,515	115,769	1 報酬	956				1,515	
				3 職員手当等	464	狂犬病予防	1,515		1,515	
				4 共済費	95					
4 食品衛生費	158,644	3,884	162,528	1 報酬	2,246				3,884	
				3 職員手当等	1,107	食品衛生	1,254		1,254	
				4 共済費	531	乳肉衛生	2,630		2,630	
6 食品安全対策費	42,235	301	42,536	1 報酬	251				301	
				3 職員手当等	43	リスクコミュニケーション推進	138		138	

項目	補正前の額	補正額	計	節		説明				
				区分	金額	事業名	金額	補正額の財源内訳		附記
								特定財源	一般財源	
				4 共済費	7	食品安全検査総合推進	163		163	
8 地域福祉費	**8,620,478**	**9,285**	**8,629,763**					**国庫 3,051**	**6,234**	
1 地域福祉総務費	175,118	5,650	180,768	2 給料	3,600				5,650	
				3 職員手当等	1,450	職員給与	5,650		5,650	
				4 共済費	600					
3 生活保護費	6,086,948	2,575	6,089,523	1 報酬	1,581			国庫 2,131	444	
				3 職員手当等	709	生活困窮者等支援	320	国庫 320		
				4 共済費	285	生活保護実施	2,255	国庫 1,811	444	
4 援護費	62,589	920	63,509	1 報酬	550			国庫 920		
				3 職員手当等	300	援護業務実施	920	国庫 920		
				4 共済費	70					
5 福祉人材確保対策費	921,989	140	922,129	1 報酬	80				140	
				3 職員手当等	50	福祉研修等実施	140		140	
				4 共済費	10					
9 監査指導費	**155,731**	**3,910**	**159,641**						**3,910**	
1 監査指導総務費	152,197	3,902	156,099	2 給料	2,500				3,902	
				3 職員手当等	1,028	職員給与	3,902		3,902	
				4 共済費	374					
2 監査指導費	3,534	8	3,542	1 報酬	8				8	

項目	補正前の額	補正額	計	節		説明				
				区分	金額	事業名	金額	補正額の財源内訳		附記
								特定財源	一般財源	
						社会福祉施設等指導監査及び医療機関立入検査	8		8	
10 介護高齢費	**33,821,685**	**5,941**	**33,827,626**						**5,941**	
1 介護高齢総務費	175,915	5,465	181,380	2 給料	3,138				5,465	
				3 職員手当等	1,856	職員給与	5,465		5,465	
				4 共済費	471					
4 介護保険制度推進費	28,802,920	55	28,802,975	1 報酬	55				55	
						介護保険制度推進	55		55	
5 介護保険基盤運営費	300,570	421	300,991	1 報酬	266				421	
				3 職員手当等	130	介護保険基盤運営	421		421	
				4 共済費	25					
11 障害政策費	**25,911,867**	**44,430**	**25,956,297**					**国庫 596**	**43,834**	
1 障害政策総務費	1,893,816	37,197	1,931,013	1 報酬	177				37,197	
				2 給料	19,452	職員給与	36,907		36,907	
				3 職員手当等	14,611	障害福祉推進	290		290	
				4 共済費	2,957					
2 障害者自立支援費	22,324,652	146	22,324,798	1 報酬	89				146	
				3 職員手当等	44	施設サービス	146		146	
				4 共済費	13					

項目	補正前の額	補正額	計	節		説明				
				区分	金額	事業名	金額	補正額の財源内訳		附記
								特定財源	一般財源	
4 精神保健費	450,855	2,465	453,320	1 報酬	1,445			国庫 529	1,936	
				3 職員手当等	608	精神保健対策	466		466	
				4 共済費	412	発達障害者支援	1,875	国庫 529	1,346	
						精神医療給付	124		124	
5 施設運営費	570,651	4,622	575,273	1 報酬	2,825			国庫 67	4,555	
				3 職員手当等	1,287	心身障害者福祉センター運営	325		325	
				4 共済費	510	発達障害者支援センター運営	135	国庫 67	68	
						しろがね学園運営	1,785		1,785	
						こころの健康センター運営	2,377		2,377	

第 7 款　環境森林費

項目	補正前の額	補正額	計	節		説明				
				区分	金額	事業名	金額	補正額の財源内訳		附記
								特定財源	一般財源	
1 環境政策費	**1,958,220**	**34,124**	**1,992,344**						**34,124**	
1 環境政策総務費	1,260,778	33,601	1,294,379	1 報酬	80				33,601	
				2 給料	18,984	職員給与	33,463		33,463	
				3 職員手当等	11,687	総務調整費	138		138	
				4 共済費	2,850					
2 環境政策推進費	697,442	523	697,965	1 報酬	306				523	
				3 職員手当等	146	県民運動推進	523		523	
				4 共済費	71					
2 環境保全費	**345,359**	**4,270**	**349,629**					**国庫 102** **諸収 1**	**4,167**	
1 環境保全総務費	134,259	3,742	138,001	2 給料	2,129				3,742	
				3 職員手当等	1,298	職員給与	3,742		3,742	
				4 共済費	315					
2 環境保全対策費	211,100	528	211,628	1 報酬	355			国庫 102	425	
				3 職員手当等	164			諸収 1		
				4 共済費	9	環境保全推進	56		56	
						大気保全推進	255	諸収 1	254	
						放射線対策	217	国庫 102	115	

項目	補正前の額	補正額	計	節		説明				
				区分	金額	事業名	金額	補正額の財源内訳		附記
								特定財源	一般財源	
3 廃棄物・リサイクル費	**1,331,403**	**8,938**	**1,340,341**						**8,938**	
1 廃棄物・リサイクル総務費	201,148	6,116	207,264	2 給料	3,416				6,116	
				3 職員手当等	2,177	職員給与	6,116		6,116	
				4 共済費	523					
2 廃棄物・リサイクル推進費	46,539	770	47,309	1 報酬	516				770	
				3 職員手当等	254	廃棄物処理適正化	113		113	
						浄化槽対策	657		657	
3 産業廃棄物対策費	1,083,716	2,052	1,085,768	1 報酬	1,361				2,052	
				3 職員手当等	691	産業廃棄物処理対策	1,004		1,004	
						不適正処理対策	1,048		1,048	
4 自然環境費	**1,329,086**	**51,983**	**1,381,069**					**国庫 33,115**	**18,868**	
1 自然環境総務費	224,400	6,820	231,220	2 給料	3,962				6,820	
				3 職員手当等	2,252	職員給与	6,820		6,820	
				4 共済費	606					
2 自然環境対策費	218,494	43,419	261,913	18 負担金補助及び交付金	43,419			国庫 33,115	10,304	
						自然環境対策	43,419	国庫 33,115	10,304	・補助金 43,419
3 鳥獣保護狩猟対策費	275,477	1,366	276,843	1 報酬	932				1,366	
				3 職員手当等	307	鳥獣保護	423		423	
				4 共済費	127	狩猟の適正化	943		943	

項目	補正前の額	補正額	計	節		説明				
				区分	金額	事業名	金額	補正額の財源内訳		附記
								特定財源	一般財源	
4 公園費	490,100	378	490,478	1 報酬	224				378	
				3 職員手当等	110	自然公園等管理	189		189	
				4 共済費	44	自然公園等整備	189		189	
5 林政費	**6,104,761**	**12,223**	**6,116,984**					**繰入 1,243**	**10,980**	
1 林政総務費	143,816	5,633	149,449	2 給料	3,193				5,633	
				3 職員手当等	1,949	職員給与	5,633		5,633	
				4 共済費	491					
2 政策企画費	275,872	1,245	277,117	1 報酬	795			繰入 1,104	141	
				3 職員手当等	365	地域森林計画	1,245	繰入 1,104	141	
				4 共済費	85					
3 森林整備費	1,267,453	71	1,267,524	1 報酬	71				71	
						苗木生産指導	71		71	
5 緑化推進費	1,889,672	107	1,889,779	1 報酬	66				107	
				3 職員手当等	32	緑化推進対策	107		107	
				4 共済費	9					
6 森林活用推進費	231,655	139	231,794	1 報酬	87			繰入 139		
				3 職員手当等	42	森林公園整備	139	繰入 139		
				4 共済費	10					
7 林業試験場費	214,293	5,028	219,321	1 報酬	790				5,028	

項目	補正前の額	補正額	計	節		説明				
				区分	金額	事業名	金額	補正額の財源内訳		附記
								特定財源	一般財源	
				2 給料	2,170	職員給与	3,833		3,833	
				3 職員手当等	1,729	林業試験場運営	1,195		1,195	
				4 共済費	339					
6 林業振興費	**1,286,853**	**6,175**	**1,293,028**						**6,175**	
1 林業振興総務費	159,908	5,868	165,776	1 報酬	75				5,868	
				2 給料	3,884	職員給与	5,736		5,736	
				3 職員手当等	1,434	林業振興調整費	132		132	
				4 共済費	475					
3 きのこ等振興対策費	144,488	307	144,795	1 報酬	194				307	
				3 職員手当等	69	きのこ等振興対策	307		307	
				4 共済費	44					
7 森林保全費	**6,692,948**	**4,626**	**6,697,574**						**4,626**	
1 森林保全総務費	123,602	3,318	126,920	2 給料	1,934				3,318	
				3 職員手当等	1,168	職員給与	3,318		3,318	
				4 共済費	216					
3 保安林対策費	170,256	1,308	171,564	1 報酬	943				1,308	
				3 職員手当等	344	保安林管理事務促進	1,072		1,072	
				4 共済費	21	森林保全管理	236		236	

第 8 款　労働費

項目	補正前の額	補正額	計	節		説明				
				区分	金額	事業名	金額	補正額の財源内訳		附記
								特定財源	一般財源	
1 労働政策費	**2,353,843**	**664,649**	**3,018,492**					**国庫 642,348**	**22,301**	
1 労働政策総務費	671,493	19,998	691,491	2 給料	11,121				19,998	
				3 職員手当等	7,193	職員給与	19,998		19,998	
				4 共済費	1,684					
2 労働福祉費	472,339	640,275	1,112,614	1 報酬	176			国庫 640,000	275	
				3 職員手当等	77	総合労働相談	275		275	
				4 共済費	22	ぐんま賃上げプロジェクト	640,000	国庫 640,000		・委託料 70,000
				12 委託料	70,000					・補助金 570,000
				18 負担金補助及び交付金	570,000					
3 雇用対策費	68,336	142	68,478	1 報酬	88				142	
				3 職員手当等	43	障害者雇用促進強化対策	142		142	
				4 共済費	11					
4 産業技術専門校費	767,848	4,110	771,958	1 報酬	2,734			国庫 2,348	1,762	
				3 職員手当等	1,376	産業技術専門校運営	1,762		1,762	
						離職者等再就職訓練	1,984	国庫 1,984		
						障害者能力開発	364	国庫 364		
6 人材活躍支援費	266,542	124	266,666	1 報酬	76				124	
				3 職員手当等	39	プロフェッショナル人材活用	124		124	
				4 共済費	9					

項目	補正前の額	補正額	計	節		説明				
				区分	金額	事業名	金額	補正額の財源内訳		附記
								特定財源	一般財源	
2 労働委員会費	**107,816**	**1,984**	**109,800**						**1,984**	
2 事務局費	73,158	1,984	75,142	2 給料	1,093				1,984	
				3 職員手当等	722	職員給与	1,984		1,984	
				4 共済費	169					

第 9 款　農政費

項目	補正前の額	補正額	計	節		説明				
				区分	金額	事業名	金額	補正額の財源内訳		附記
								特定財源	一般財源	
1 農政費	**5,187,850**	**96,363**	**5,284,213**						**96,363**	
1 農政総務費	3,154,669	95,023	3,249,692	1 報酬	371				95,023	
				2 給料	51,130	職員給与	94,427		94,427	
				3 職員手当等	36,501	総務調整費	138		138	
				4 共済費	7,021	農業事務所運営	458		458	
6 農業環境・植物防疫対策費	222,993	53	223,046	1 報酬	48				53	
				4 共済費	5	病害虫発生予察	53		53	
7 家畜保健衛生費	1,420,838	1,287	1,422,125	1 報酬	1,148				1,287	
				3 職員手当等	113	家畜伝染病予防	909		909	
				4 共済費	26	病性鑑定施設運営	378		378	
2 農業構造政策費	**2,557,087**	**23,486**	**2,580,573**						**23,486**	
1 農業構造政策総務費	736,643	19,181	755,824	2 給料	11,200				19,181	
				3 職員手当等	6,324	職員給与	19,181		19,181	
				4 共済費	1,657					
2 農地調整費	366,321	141	366,462	1 報酬	89				141	
				3 職員手当等	44	国有財産管理	141		141	
				4 共済費	8					
4 経営体支援対策費	154,210	139	154,349	1 報酬	88				139	
				3 職員手当等	43	農福連携推進	139		139	

項目	補正前の額	補正額	計	節		説明				
				区分	金額	事業名	金額	補正額の財源内訳		附記
								特定財源	一般財源	
				4 共済費	8					
5 農業者育成対策費	473,288	280	473,568	1 報酬	176				280	
				3 職員手当等	88	新規就農者育成総合対策	280		280	
				4 共済費	16					
7 農業協同組合指導費	12,513	316	12,829	1 報酬	210				316	
				3 職員手当等	90	農業協同組合検査	316		316	
				4 共済費	16					
8 農林大学校費	328,554	3,429	331,983	1 報酬	2,213				3,429	
				3 職員手当等	1,030	農林大学校運営	2,251		2,251	
				4 共済費	186	生産施設運営	1,178		1,178	
3 米麦畜産費	**2,703,710**	**20,682**	**2,724,392**						**20,682**	
1 米麦畜産総務費	336,034	8,902	344,936	2 給料	5,576				8,902	
				3 職員手当等	2,476	職員給与	8,902		8,902	
				4 共済費	850					
2 畜産経営費	32,184	120	32,304	1 報酬	77				120	
				3 職員手当等	39	畜産振興	120		120	
				4 共済費	4					
5 浅間家畜育成牧場費	139,183	867	140,050	1 報酬	518				867	
				3 職員手当等	251	浅間家畜育成牧場運営	867		867	

項目	補正前の額	補正額	計	節		説明				
				区分	金額	事業名	金額	補正額の財源内訳		附記
								特定財源	一般財源	
				4 共済費	98					
9 畜産試験場費	637,760	10,793	648,553	1 報酬	1,999				10,793	
				2 給料	4,497	職員給与	8,251		8,251	
				3 職員手当等	3,173	畜産試験場運営	2,542		2,542	
				4 共済費	1,124					
4 野菜花き費	**2,585,927**	**28,135**	**2,614,062**						**28,135**	
1 野菜花き総務費	213,481	6,242	219,723	1 報酬	80				6,242	
				2 給料	3,348	職員給与	6,123		6,123	
				3 職員手当等	2,253	野菜花き調整費	119		119	
				4 共済費	561					
6 農業技術センター費	876,981	21,893	898,874	1 報酬	2,500				21,893	
				2 給料	10,092	職員給与	17,726		17,726	
				3 職員手当等	7,225	農業技術センター運営	4,167		4,167	
				4 共済費	2,076					
5 蚕糸特産費	**1,715,491**	**17,134**	**1,732,625**						**17,134**	
1 蚕糸特産総務費	244,702	6,492	251,194	1 報酬	52				6,492	
				2 給料	4,015	職員給与	6,440		6,440	
				3 職員手当等	1,988	蚕糸特産調整費	52		52	
				4 共済費	437					

項目	補正前の額	補正額	計	節		説明				
				区分	金額	事業名	金額	補正額の財源内訳		附記
								特定財源	一般財源	
7 蚕糸技術センター費	267,605	5,331	272,936	1 報酬	1,392				5,331	
				2 給料	1,967	職員給与	3,510		3,510	
				3 職員手当等	1,458	蚕糸技術センター運営	524		524	
				4 共済費	514	養蚕基盤研究	256		256	
						蚕糸試験研究	52		52	
						養蚕等技術推進	70		70	
						遺伝子組換えカイコ実用化研究	26		26	
						養蚕基盤強化技術推進	893		893	
8 水産試験場費	220,148	5,166	225,314	1 報酬	567				5,166	
				2 給料	2,417	職員給与	4,307		4,307	
				3 職員手当等	1,734	水産試験場運営	700		700	
				4 共済費	448	温水性魚類生産技術研究	159		159	
9 鳥獣被害対策支援センター費	102,428	145	102,573	1 報酬	87				145	
				3 職員手当等	45	鳥獣被害対策支援	145		145	
				4 共済費	13					
6 ぐんまブランド推進費	**708,327**	**4,161**	**712,488**						**4,161**	
1 ぐんまブランド推進総務費	125,717	3,855	129,572	2 給料	2,165				3,855	
				3 職員手当等	1,365	職員給与	3,855		3,855	
				4 共済費	325					

項目	補正前の額	補正額	計	節		説明				
				区分	金額	事業名	金額	補正額の財源内訳		附記
								特定財源	一般財源	
2 販売戦略推進費	91,885	146	92,031	1 報酬	89				146	
				3 職員手当等	44	県産農畜産物ブランド力強化対策	146		146	
				4 共済費	13					
3 農畜産物等輸出促進費	463,354	160	463,514	1 報酬	101				160	
				3 職員手当等	51	農畜産物等輸出促進	160		160	
				4 共済費	8					
7 農村整備費	**7,713,548**	**7,508**	**7,721,056**						**7,508**	
1 農村整備総務費	829,958	5,880	835,838	2 給料	3,337				5,880	
				3 職員手当等	2,034	職員給与	5,880		5,880	
				4 共済費	509					
5 農村整備費	3,972,196	1,628	3,973,824	1 報酬	1,024				1,628	
				3 職員手当等	518	農山漁村地域整備事業事務費	1,628		1,628	
				4 共済費	86					

第 １０ 款　産業経済費

項目	補正前の額	補正額	計	節		説明				
				区分	金額	事業名	金額	補正額の財源内訳		附記
								特定財源	一般財源	
1 産業政策費	**2,367,091**	**8,126**	**2,375,217**						**8,126**	
1 産業政策総務費	319,516	7,588	327,104	1 報酬	320				7,588	
				2 給料	4,003	職員給与	7,062		7,062	
				3 職員手当等	2,597	総務調整費	526		526	
				4 共済費	668					
4 計量検定所費	36,437	538	36,975	1 報酬	350				538	
				3 職員手当等	157	検定・検査	538		538	
				4 共済費	31					
2 未来投資・デジタル産業費	**1,096,815**	**378,547**	**1,475,362**					**国庫 374,061**	**4,486**	
1 未来投資・デジタル産業総務費	162,968	4,486	167,454	2 給料	2,554				4,486	
				3 職員手当等	1,546	職員給与	4,486		4,486	
				4 共済費	386					
3 産業集積費	511,372	374,061	885,433	18 負担金補助及び交付金	374,061			国庫 374,061		
						投資戦略促進	374,061	国庫 374,061		・補助金 374,061
3 地域企業支援費	**5,947,409**	**26,788**	**5,974,197**						**26,788**	
1 地域企業支援総務費	218,672	6,501	225,173	2 給料	3,702				6,501	
				3 職員手当等	2,242	職員給与	6,501		6,501	
				4 共済費	557					
2 金融対策費	3,832,808	76	3,832,884	1 報酬	44				76	

項目	補正前の額	補正額	計	節		説明				
				区分	金額	事業名	金額	補正額の財源内訳		附記
								特定財源	一般財源	
				3 職員手当等	19	貸金業対策	76		76	
				4 共済費	13					
5 産業技術センター費	989,532	16,623	1,006,155	1 報酬	914				16,623	
				2 給料	8,624	職員給与	15,199		15,199	
				3 職員手当等	5,710	産業技術センター運営	966		966	
				4 共済費	1,375	開発研究	325		325	
						技術支援	133		133	
6 繊維工業試験場費	288,274	3,588	291,862	1 報酬	314				3,588	
				2 給料	1,421	職員給与	3,083		3,083	
				3 職員手当等	1,478	繊維工業試験場運営	505		505	
				4 共済費	375					
4 観光リトリート推進費	**1,045,909**	**6,752**	**1,052,661**						**6,752**	
1 観光リトリート推進総務費	218,202	5,768	223,970	2 給料	3,326				5,768	
				3 職員手当等	1,921	職員給与	5,768		5,768	
				4 共済費	521					
2 観光振興費	802,416	685	803,101	1 報酬	544				685	
				3 職員手当等	141	インバウンド誘客促進	131		131	
						山岳遭難防止対策	554		554	
4 大阪事務所費	14,487	299	14,786	1 報酬	200				299	

項目	補正前の額	補正額	計	節		説明				
				区分	金額	事業名	金額	補正額の財源内訳		附記
								特定財源	一般財源	
				3 職員手当等	99	大阪事務所運営	299		299	
5 e スポーツ・クリエイティブ推進費	**1,223,720**	**6,202**	**1,229,922**						**6,202**	
1 e スポーツ・クリエイティブ総務費	184,213	5,648	189,861	2 給料	3,210				5,648	
				3 職員手当等	1,939	職員給与	5,648		5,648	
				4 共済費	499					
2 e スポーツ・クリエイティブ推進費	1,039,507	554	1,040,061	1 報酬	438				554	
				3 職員手当等	116	映像制作サポート	554		554	

第 １１ 款　県土整備費

項目	補正前の額	補正額	計	節		説明				
				区分	金額	事業名	金額	補正額の財源内訳		附記
								特定財源	一般財源	
1 土木管理費	**5,654,814**	**187,647**	**5,842,461**						**187,647**	
1 土木総務費	4,683,308	183,291	4,866,599	1 報酬	54				183,291	
				2 給料	103,947	職員給与	183,197		183,197	
				3 職員手当等	63,271	総務調整費	94		94	
				4 共済費	16,019					
2 土木事務所費	72,555	2,829	75,384	1 報酬	1,668				2,829	
				3 職員手当等	794	土木事務所運営	2,829		2,829	
				4 共済費	367					
4 建設企画費	588,261	1,527	589,788	1 報酬	1,101				1,527	
				3 職員手当等	85	建設技術管理	377		377	
				4 共済費	341	建設業指導監督	1,150		1,150	
2 道路管理費	**16,542,208**	**4,577**	**16,546,785**						**4,577**	
1 道路管理総務費	1,148,087	4,577	1,152,664	1 報酬	2,794				4,577	
				3 職員手当等	1,252	単独公共事業事務費	2,831		2,831	
				4 共済費	531	社会資本総合整備事業事務費	1,063		1,063	
						道路維持管理	404		404	
						交通事故被害者支援	279		279	
3 道路整備費	**22,214,844**	**5,688**	**22,220,532**						**5,688**	
1 道路整備総務費	3,180,913	5,688	3,186,601	1 報酬	3,608				5,688	

項目	補正前の額	補正額	計	節		説明				
				区分	金額	事業名	金額	補正額の財源内訳		附記
								特定財源	一般財源	
				3 職員手当等	1,399	単独公共事業事務費	774		774	
				4 共済費	681	社会資本総合整備事業事務費	4,914		4,914	
4 河川費	**7,210,897**	**3,246**	**7,214,143**					**分負 108**	**3,138**	
1 河川総務費	639,151	1,861	641,012	1 報酬	1,142				1,861	
				3 職員手当等	473	単独公共事業事務費	1,018		1,018	
				4 共済費	246	社会資本総合整備事業事務費	416		416	
						補助公共事業事務費	427		427	
3 河川管理費	210,936	1,228	212,164	1 報酬	754			分負 108	1,120	
				3 職員手当等	343	ダム管理	1,228	分負 108	1,120	
				4 共済費	131					
4 特定ダム対策費	55,157	157	55,314	1 報酬	88				157	
				3 職員手当等	43	水源地域対策事務所運営	157		157	
				4 共済費	26					
5 砂防費	**5,575,644**	**1,221**	**5,576,865**						**1,221**	
1 砂防総務費	1,462,802	1,221	1,464,023	1 報酬	749				1,221	
				3 職員手当等	303	砂防管理	470		470	
				4 共済費	169	単独公共事業事務費	584		584	
						社会資本総合整備事業事務費	167		167	
6 都市計画費	**663,365**	**305**	**663,670**						**305**	

項目	補正前の額	補正額	計	節		説明				
				区分	金額	事業名	金額	補正額の財源内訳		附記
								特定財源	一般財源	
1 都市計画総務費	187,834	305	188,139	1 報酬	185				305	
				3 職員手当等	24	都市計画指導調査	305		305	
				4 共済費	96					
7 都市整備費	**6,725,299**	**1,054**	**6,726,353**						**1,054**	
1 街路費	1,961,557	1,054	1,962,611	1 報酬	683				1,054	
				3 職員手当等	241	社会資本総合整備事業事務費（街路）	978		978	
				4 共済費	130	市町村補助工事監督	76		76	
8 下水環境費	**4,108,648**	**126**	**4,108,774**						**126**	
1 下水道整備費	3,689,395	63	3,689,458	1 報酬	43				63	
				3 職員手当等	10	市町村補助工事監督	63		63	
				4 共済費	10					
2 農業集落排水費	127,795	63	127,858	1 報酬	43				63	
				3 職員手当等	10	農山漁村地域整備	63		63	
				4 共済費	10					
9 建築費	**168,902**	**437**	**169,339**						**437**	
2 建築行政指導費	153,019	437	153,456	1 報酬	249				437	
				3 職員手当等	133	建築指導監督	437		437	
				4 共済費	55					
10 住宅政策費	**2,954,983**	**522**	**2,955,505**					**使手 397**	**125**	

項目	補正前の額	補正額	計	節		説明				
				区分	金額	事業名	金額	補正額の財源内訳		附記
								特定財源	一般財源	
1 住宅政策総務費	52,138	125	52,263	1 報酬	73				125	
				3 職員手当等	35	社会資本総合整備事業事務費	125		125	
				4 共済費	17					
2 住宅管理費	2,288,250	159	2,288,409	1 報酬	89			使手 159		
				3 職員手当等	43	県営住宅維持管理	159	使手 159		
				4 共済費	27					
4 宅建業費	12,340	238	12,578	1 報酬	131			使手 238		
				3 職員手当等	67	宅地建物取引業者指導監督	238	使手 238		
				4 共済費	40					

第 １２ 款　警察費

項　　目	補正前の額	補正額	計	節		説明				
				区　分	金　額	事　業　名	金　額	補正額の財源内訳		附　　記
								特定財源	一般財源	
1 警　察　管　理　費	**45,097,359**	**1,019,722**	**46,117,081**						**1,019,722**	
2 警　察　本　部　費	40,100,374	1,019,722	41,120,096	1 報　　酬	12,680				1,019,722	
				2 給　　料	536,213	警　察　職　員　設　置	998,973		998,973	
				3 職員手当等	448,594	警　　察　　諸　　費	20,749		20,749	
				4 共　済　費	22,235					

第 １３ 款　教育費

項目	補正前の額	補正額	計	節		説明				
				区分	金額	事業名	金額	補正額の財源内訳		附記
								特定財源	一般財源	
1 教育総務費	**36,443,162**	**360,335**	**36,803,497**					**国庫 596** **諸収 3,109**	**356,630**	
2 事務局費	8,058,145	129,413	8,187,558	1 報酬	4,035			諸収 99	129,314	
				2 給料	66,991	職員給与	123,469	諸収 74	123,395	
				3 職員手当等	51,077	教育委員会事務局運営	5,131	諸収 22	5,109	
				4 共済費	7,310	教育事務所運営	813	諸収 3	810	
3 教育管理費	11,184,293	596	11,184,889	1 報酬	438			国庫 596		
				3 職員手当等	130	就学支援金	596	国庫 596		
				4 共済費	28					
4 義務教育人事費	940,397	32,310	972,707	1 報酬	22,013				32,310	
				3 職員手当等	6,998	教職員人事管理	25,131		25,131	
				4 共済費	3,299	非常勤講師配置	7,179		7,179	
5 高校教育人事費	350,265	15,395	365,660	1 報酬	10,098				15,395	
				3 職員手当等	4,023	教職員一般管理	1,255		1,255	
				4 共済費	1,274	障害者雇用促進	14,140		14,140	
6 義務教育指導費	738,873	2,118	740,991	1 報酬	1,326			諸収 10	2,108	
				3 職員手当等	645	学力向上	16		16	
				4 共済費	147	学びと家庭のサポート	2,069	諸収 10	2,059	
						地域部活動改革	33		33	

項目	補正前の額	補正額	計	節		説明				
				区分	金額	事業名	金額	補正額の財源内訳		附記
								特定財源	一般財源	
7 高校教育指導費	588,750	3,318	592,068	1 報酬	292			諸収 3,000	318	
				3 職員手当等	22	学力向上	3,273	諸収 3,000	273	・委託料 3,000
				4 共済費	4	キャリア教育・進路指導	45		45	
				12 委託料	3,000					
8 職員厚生費	14,292,175	174,329	14,466,504	3 職員手当等	174,329				174,329	
						教職員退職手当	174,329		174,329	
10 文書館費	64,797	1,936	66,733	1 報酬	1,264				1,936	
				3 職員手当等	415	文書館運営	1,936		1,936	
				4 共済費	257					
11 総合教育センター費	208,014	920	208,934	1 報酬	655				920	
				3 職員手当等	245	総合教育センター運営	220		220	
				4 共済費	20	研究企画	98		98	
						教育情報推進	137		137	
						生徒指導相談	135		135	
						特別支援教育センター運営	276		276	
						幼児教育応援	54		54	
2 小学校費	**56,303,157**	**1,664,635**	**57,967,792**					**国庫 511,271**	**1,153,364**	
1 小学校費	56,303,157	1,664,635	57,967,792	1 報酬	4,348			国庫 511,271	1,153,364	
				2 給料	965,569	教職員給与	1,660,285	国庫 509,822	1,150,463	

項目	補正前の額	補正額	計	節		説明				
				区分	金額	事業名	金額	補正額の財源内訳		附記
								特定財源	一般財源	
				3 職員手当等	570,079	非常勤職員給与	4,350	国庫 1,449	2,901	
				4 共済費	124,639					
3 中学校費	**33,919,818**	**984,872**	**34,904,690**					**国庫 300,501**	**684,371**	
1 中学校費	33,919,818	984,872	34,904,690	1 報酬	2,278			国庫 300,501	684,371	
				2 給料	569,295	教職員給与	982,593	国庫 299,742	682,851	
				3 職員手当等	337,747	非常勤職員給与	2,279	国庫 759	1,520	
				4 共済費	75,552					
4 高等学校費	**30,535,269**	**794,663**	**31,329,932**						**794,663**	
1 高等学校費	30,178,521	794,663	30,973,184	1 報酬	18,575				794,663	
				2 給料	442,392	教職員給与	775,845		775,845	
				3 職員手当等	273,728	非常勤職員給与	18,350		18,350	
				4 共済費	59,968	高等学校運営	468		468	
5 特別支援学校費	**16,453,938**	**433,568**	**16,887,506**					**国庫 127,986**	**305,582**	
1 特別支援学校費	15,795,630	429,769	16,225,399	1 報酬	11,680			国庫 127,986	301,783	
				2 給料	240,141	教職員給与	412,412	国庫 127,986	284,426	
				3 職員手当等	146,961	非常勤職員給与	3,347		3,347	
				4 共済費	30,987	特別支援学校運営	14,010		14,010	
2 教育振興費	658,308	3,799	662,107	1 報酬	3,224				3,799	
				3 職員手当等	468	特別支援教育振興	3,799		3,799	

項目	補正前の額	補正額	計	節		説明				
				区分	金額	事業名	金額	補正額の財源内訳		附記
								特定財源	一般財源	
				4 共済費	107					
6 学校建設事業費	**9,167,671**	**15,417**	**9,183,088**					**繰入 307**	**15,110**	
1 学校建設費	9,167,671	15,417	9,183,088	1 報酬	291			繰入 307	15,110	
				3 職員手当等	104	高等学校施設整備	15,417	繰入 307	15,110	・委託料 15,000
				4 共済費	22					
				12 委託料	15,000					
7 社会教育費	**938,653**	**7,789**	**946,442**					**寄附 49**	**7,740**	
2 生涯学習推進費	155,997	2,463	158,460	1 報酬	1,705			寄附 49	2,414	
				3 職員手当等	667	生涯学習企画調整	49	寄附 49		
				4 共済費	91	生涯学習センター施設管理	2,414		2,414	
3 図書館費	216,950	2,344	219,294	1 報酬	1,532				2,344	
				3 職員手当等	708	図書館運営	2,344		2,344	
				4 共済費	104					
4 青少年施設費	110,728	357	111,085	1 報酬	311				357	
				3 職員手当等	45	北毛青少年自然の家施設運営	242		242	
				4 共済費	1	東毛青少年自然の家施設運営	115		115	
5 天文台費	222,516	563	223,079	1 報酬	368				563	
				3 職員手当等	163	天文台施設運営	563		563	
				4 共済費	32					

項目	補正前の額	補正額	計	節		説明				
				区分	金額	事業名	金額	補正額の財源内訳		附記
								特定財源	一般財源	
6 昆虫の森費	219,928	2,062	221,990	1 報酬	1,320				2,062	
				3 職員手当等	652	昆虫の森運営	2,062		2,062	
				4 共済費	90					
8 健康体育費	**5,459,167**	**517**	**5,459,684**						**517**	
1 保健安全費	5,265,645	288	5,265,933	1 報酬	185				288	
				3 職員手当等	80	学校保健管理指導	142		142	
				4 共済費	23	学校給食管理指導	146		146	
2 学校体育費	193,522	229	193,751	1 報酬	229				229	
						学校体育管理	50		50	
						学校体育振興	179		179	

第 １６ 款　諸支出金

項目	補正前の額	補正額	計	節		説明				
				区分	金額	事業名	金額	補正額の財源内訳		附記
								特定財源	一般財源	
2 利子割交付金	**684,137**	**446,326**	**1,130,463**						**446,326**	
1 利子割交付金	684,137	446,326	1,130,463	18 負担金補助及び交付金	446,326				446,326	
						利子割交付金	446,326		446,326	
10 利子割清算金		**1,275,927**	**1,275,927**						**1,275,927**	
1 利子割清算金		1,275,927	1,275,927	22 償還金利子及び割引料	1,275,927				1,275,927	
						利子割清算金	1,275,927		1,275,927	

補　正　予　算　給　与　費　明　細　書

（企業、病院、流域下水道会計を除く）

1　特　別　職

（単位　千円）

区分		職員数（人）	給与費							共済費	合計	備考
			報酬	給料	期末手当 年間支給率（月分）	地域手当	寒冷地手当	その他の手当	計			
補正後	長等	3		41,160	17,657 3.55月分				58,817	8,037	66,854	
	議員	50	500,880		214,857 3.55月分				715,737	49,063	764,800	
	その他の特別職	54	79,066	5,340	2,291 3.55月分			24	86,721	1,510	88,231	
	計	107	579,946	46,500	234,805			24	861,275	58,610	919,885	
補正前	長等	3		41,160	17,408 3.50月分				58,568	8,023	66,591	
	議員	50	500,880		211,831 3.50月分				712,711	49,063	761,774	
	その他の特別職	54	79,066	5,340	2,259 3.50月分			24	86,689	1,508	88,197	
	計	107	579,946	46,500	231,498			24	857,968	58,594	916,562	
比較	長等				249 0.05月分				249	14	263	
	議員				3,026 0.05月分				3,026		3,026	
	その他の特別職				32 0.05月分				32	2	34	
	計				3,307				3,307	16	3,323	

2　一　般　職

（1）　総　　括

（単位　千円）

区　分	職員数(人)	給与費				共済費	合　計	備　考
		報　酬	給　料	職員手当	計			
補正後	27,526	5,504,286	109,638,581	87,932,420	203,075,287	36,928,131	240,003,418	
補正前	27,526	5,315,065	106,209,435	85,386,740	196,911,240	36,496,240	233,407,480	
比　較		189,221	3,429,146	2,545,680	6,164,047	431,891	6,595,938	

（単位　千円）

	区　分	扶養手当	地域手当	住居手当	初任給調整手当	通勤手当	単身赴任手当	特殊勤務手当	特地勤務手当	へき地手当	時間外勤務手当	宿日直手当	夜間勤務手当
職員手当の内訳	補正後	2,347,200	3,361,736	1,297,929	95,256	2,442,744	26,807	1,183,298	14,052	41,673	3,975,013	681,306	233,768
	補正前	2,347,200	3,260,351	1,297,929	94,568	2,442,744	26,807	1,182,795	13,683	39,883	3,853,860	681,306	226,447
	比　較		101,385		688			503	369	1,790	121,153		7,321

（単位　千円）

	区　分	休日勤務手当	管理職手当	管理職員特別勤務手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	義務教育等教員特別手当	定時制通信教育手当	産業教育手当	農林漁業普及指導手当	退職手当
職員手当の内訳	補正後	829,508	1,388,956	17,363	26,417,907	21,914,589	58,166	789,233	100,610	189,553	35,781	20,489,972
	補正前	803,852	1,388,956	17,363	25,341,018	20,981,970	58,166	789,233	97,675	183,820	33,811	20,223,303
	比　較	25,656			1,076,889	932,619			2,935	5,733	1,970	266,669

ア　会計年度任用職員以外の職員

（単位　千円）

区　分	職員数(人)	給与費				共済費	合　計	備　考
		報　酬	給　料	職員手当	計			
補正後	24,158		109,496,280	86,501,287	195,997,567	36,060,429	232,057,996	
補正前	24,158		106,072,843	84,020,093	190,092,936	35,654,324	225,747,260	
比　較			3,423,437	2,481,194	5,904,631	406,105	6,310,736	

（単位　千円）

	区　分	扶養手当	地域手当	住居手当	初任給調整手当	通勤手当	単身赴任手当	特殊勤務手当	特地勤務手当	へき地手当	時間外勤務手当	宿日直手当	夜間勤務手当
職員手当の内訳	補正後	2,347,200	3,357,749	1,297,929	95,256	2,438,393	26,807	1,183,298	14,052	41,673	3,975,013	681,306	233,768
	補正前	2,347,200	3,256,526	1,297,929	94,568	2,438,393	26,807	1,182,795	13,683	39,883	3,853,860	681,306	226,447
	比　較		101,223		688			503	369	1,790	121,153		7,321

（単位　千円）

	区　分	休日勤務手当	管理職手当	管理職員特別勤務手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	義務教育等教員特別手当	定時制通信教育手当	産業教育手当	農林漁業普及指導手当	退職手当
職員手当の内訳	補正後	829,508	1,388,956	17,363	25,617,195	21,292,506	58,166	789,233	100,610	189,553	35,781	20,489,972
	補正前	803,852	1,388,956	17,363	24,575,014	20,389,503	58,166	789,233	97,675	183,820	33,811	20,223,303
	比　較	25,656			1,042,181	903,003			2,935	5,733	1,970	266,669

イ　会計年度任用職員

（単位　千円）

区　分	職員数(人)	給与費				共済費	合　計	備　考
		報　酬	給　料	職員手当	計			
補正後	3,368	5,504,286	142,301	1,431,133	7,077,720	867,702	7,945,422	
補正前	3,368	5,315,065	136,592	1,366,647	6,818,304	841,916	7,660,220	
比　較		189,221	5,709	64,486	259,416	25,786	285,202	

（単位　千円）

	区　分	扶養手当	地域手当	住居手当	初任給調整手当	通勤手当	単身赴任手当	特殊勤務手当	特地勤務手当	へき地手当	時間外勤務手当	宿日直手当	夜間勤務手当
職員手当の内訳	補正後		3,987			4,351							
	補正前		3,825			4,351							
	比　較		162										

（単位　千円）

	区　分	休日勤務手当	管理職手当	管理職員特別勤務手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	義務教育等教員特別手当	定時制通信教育手当	産業教育手当	農林漁業普及指導手当	退職手当
職員手当の内訳	補正後				800,712	622,083						
	補正前				766,004	592,467						
	比　較				34,708	29,616						

（２）　給料及び職員手当の増減額の明細

区　　分	増減額（千円）	増減額の増減事由別内訳（千円）		説　　明	備　　考
報　　酬	189,221	報酬額の増加分	189,221	職員の給与改定による本年度報酬額の増加分	
給　　料	3,429,146	給料の増加分	3,429,146	職員の給与改定による本年度給料月額の増加分	
職 員 手 当	2,545,680	職員手当の増加分	2,545,680	期末手当、勤勉手当及びその他手当の増加分	

ア　会計年度任用職員以外の職員

区　　分	増減額（千円）	増減額の増減事由別内訳（千円）		説　　明	備　　考
給　　料	3,423,437	1　給与改定に伴う増加分	3,423,437	職員の給与改定による本年度給料月額の増加分	給与改定の状況 本年度 ┌全給料表の改定率　3.2% 　　└実施時期　令和８年４月１日
職 員 手 当	2,481,194	1　給与改定に伴う増加分	2,481,194	期末手当の増加分　　1,042,181千円	改正後　（改正前） 年間支給割合　2.55月分　(2.525月分) （６月期　1.275月分　(1.2625月分) 　12月期　1.275月分　(1.2625月分） ただし令和８年度は （６月期　従前どおり　(1.2625月分) 　12月期　1.2875月分　(1.2625月分）
				勤勉手当の増加分　　903,003千円	改正後　（改正前） 年間支給割合　2.15月分　(2.125月分) （６月期　1.075月分　(1.0625月分) 　12月期　1.075月分　(1.0625月分） ただし令和８年度は （６月期　従前どおり　(1.0625月分) 　12月期　1.0875月分　(1.0625月分）
				その他手当の増加分 （１）退職手当分　　266,669千円 （２）その他手当分　269,341千円	給料を基礎として支給するその他手当について、給与改定に伴う手当額の増 地域手当、時間外勤務手当等

イ　会計年度任用職員

区　　分	増減額（千円）	増減額の増減事由別内訳（千円）		説　　明	備　　考
報　　酬	189,221	1　給与改定に伴う増加分	189,221	職員の給与改定による本年度報酬額の増加分	給与改定の状況 本年度 ┌全給料表の改定率　4.2% 　　└実施時期　令和８年４月１日
給　　料	5,709	1　給与改定に伴う増加分	5,709	職員の給与改定による本年度給料月額の増加分	給与改定の状況 本年度 ┌全給料表の改定率　4.3% 　　└実施時期　令和８年４月１日
職員手当	64,486	1　給与改定に伴う増加分	64,486	期末手当の増加分　　34,708千円	改正後　　(改正前) 年間支給割合　2.55月分　(2.525月分) （６月期　1.275月分　(1.2625月分) （12月期　1.275月分　(1.2625月分) ただし令和８年度は （６月期　従前どおり　(1.2625月分) （12月期　1.2875月分　(1.2625月分)
				勤勉手当の増加分　　29,616千円	改正後　　(改正前) 年間支給割合　2.15月分　(2.125月分) （６月期　1.075月分　(1.0625月分) （12月期　1.075月分　(1.0625月分) ただし令和８年度は （６月期　従前どおり　(1.0625月分) （12月期　1.0875月分　(1.0625月分)
				地域手当の増加分　　162千円	給料を基礎として支給する地域手当について、給与改定に伴う手当額の増

（３）　給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与(令和8年10月1日現在)

区分		一般行政職	公安職	小・中学校教育職	高等学校教育職	技能労務職
補正後	平均給料月額(円)	354,955	369,709	373,946	382,168	329,100
	平均年齢(歳)	42.3	39.7	43.2	45.8	53.6
補正前	平均給料月額(円)	343,866	357,862	362,240	370,461	318,000
	平均年齢(歳)	42.3	39.7	43.2	45.8	53.6

イ 級別職員数

区分	級	一般行政職		公安職		小・中学校教育職		高等学校教育職		技能労務職	
		職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)
令和8年10月1日現在	1級	519	11.5	391	11.3	5	0.1	180	4.3	0	0.0
	2級	641	14.2	513	14.8	9,104	91.0	3,837	91.2	0	0.0
	3級	1,158	25.7	861	24.9	452	4.5	107	2.5	1	100.0
	4級	475	10.5	727	21.0	438	4.4	85	2.0	0	0.0
	5級	844	18.7	710	20.5						
	6級	679	15.0	148	4.3						
	7級	155	3.4	42	1.2						
	8級	24	0.5	49	1.4						
	9級	20	0.5	22	0.6						
	計	4,515	100.0	3,463	100.0	9,999	100.0	4,209	100.0	1	100.0

ウ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計（月分）	備考
	6月（月分）	12月（月分）		
補正後	2.325	2.375	4.70	
補正前	2.325	2.325	4.65	
国の制度	2.325	2.375	4.70	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの

支出額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

１　追　　加

（単位　千円）

事　　項	限　度　額	前年度末までの支出額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期　間	金　額	期　間	金　額	国庫支出金	県　債	その他	
群馬県社会福祉総合センターの管理及び運営に関する協定	109,509			令和 9年度	109,509			200	109,309
群馬県福祉マンパワーセンターの管理及び運営に関する協定	62,685			令和 9年度	62,685	8,121		14,682	39,882
県立点字図書館の管理及び運営に関する協定	43,770			令和 9年度	43,770	20,693			23,077
県立義肢製作所の管理及び運営に関する協定	10,912			令和 9年度	10,912				10,912
群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザの管理及び運営に関する協定	54,356			令和 9年度	54,356	18,481		2,579	33,296
伊香保森林公園・憩の森の管理及び運営に関する協定	148,148			令和 9年度から令和13年度まで	148,148			62,150	85,998
単独公共治山委託契約	80,000			令和 9年度	80,000			8,000	72,000
単独公共治山工事請負契約	120,000			令和 9年度	120,000			12,000	108,000
群馬県馬事公苑の管理及び運営に関する協定	122,505			令和 9年度から令和13年度まで	122,505				122,505
単独道路維持修繕委託契約	1,953,100			令和 9年度	1,953,100				1,953,100
単独道路維持修繕工事請負契約	6,000			令和 9年度	6,000				6,000
単独地域道路管理委託契約	1,000,000			令和 9年度	1,000,000				1,000,000
社会資本総合整備（道路管理）工事請負契約	1,344,000			令和 9年度	1,344,000	696,600			647,400
単独橋りょう予防保全委託契約	110,000			令和 9年度	110,000				110,000
単独道路改築委託契約	95,000			令和 9年度	95,000				95,000
社会資本総合整備（道路整備）工事請負契約	655,000			令和 9年度	655,000	353,750			301,250
河川維持補修委託契約	535,000			令和 9年度	535,000				535,000

事　　項	限　度　額	前年度末までの支出額		当該年度以降の支出予定額		左　の　財　源　内　訳			
						特　定　財　源			一般財源
		期　間	金　額	期　間	金　額	国庫支出金	県　　債	そ　の　他	
単独河川改修委託契約	3,500			令和 9年度	3,500				3,500
特定ダム環境対策工事請負契約	8,000			令和 9年度	8,000				8,000
単独砂防維持管理委託契約	189,400			令和 9年度	189,400				189,400
社会資本総合整備（砂防）工事請負契約	355,000			令和 9年度	355,000	176,500		12,500	166,000
群馬ヘリポートの管理及び運営に関する協定	158,905			令和 9年度から令和13年度まで	158,905			18,220	140,685
社会資本総合整備（街路）工事請負契約	60,000			令和 9年度	60,000	33,000		10,800	16,200
敷島公園新水泳場整備運営事業契約	941,000			令和 9年度から令和25年度まで	941,000	470,500		65,211	405,289
金山総合公園の管理及び運営に関する協定	720,985			令和 9年度から令和13年度まで	720,985				720,985
社会資本総合整備（公園）工事請負契約	66,000			令和 9年度	66,000	33,000			33,000
社会資本総合整備（公園）委託契約	20,000			令和 9年度	20,000	10,000			10,000
運転者管理システム機器リース契約	770,030			令和 9年度から令和14年度まで	770,030			770,030	

２　変　　更

（単位　千円）

事　　項	区　分	限度額	前年度末までの支出額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
							特定財源			一般財源
			期　間	金　額	期　間	金　額	国庫支出金	県　債	その他	
県立夜間中学校基本ソフトウェアライセンス契約	補正前	206			令和 9年度から 令和 9年度まで	206				206
	補　正	619				619				619
	補正後	825			令和 9年度から 令和11年度まで	825				825
県立高等学校基本ソフトウェアライセンス契約	補正前	40,971			令和 9年度から 令和 9年度まで	40,971				40,971
	補　正	70,866				70,866				70,866
	補正後	111,837			令和 9年度から 令和11年度まで	111,837				111,837
県立特別支援学校基本ソフトウェアライセンス契約	補正前	18,465			令和 9年度から 令和 9年度まで	18,465				18,465
	補　正	30,870				30,870				30,870
	補正後	49,335			令和 9年度から 令和11年度まで	49,335				49,335

令和８年度群馬県流域下水道事業会計補正予算実施計画(第１号)

収益的収入及び支出

支　　出

（単位　千円）

款	項	目	補正前の額	補　正　額	計	備　　考
1　流域下水道事業費用			11,220,669	8,511	11,229,180	
	1　営　業　費　用		10,979,308	8,511	10,987,819	
		1　奥利根処理区事業費	884,840	275	885,115	○人件費
		2　県央処理区事業費	6,771,159	2,838	6,773,997	○人件費
		3　桐生処理区事業費	1,225,981	293	1,226,274	○人件費
		4　西邑楽処理区事業費	1,016,544	303	1,016,847	○人件費
		9　一　般　管　理　費	180,999	4,802	185,801	○人件費

資本的収入及び支出

支　　出

（単位　千円）

款	項	目	補正前の額	補　正　額	計	備　　考
1　流域下水道事業資本的支出			6,765,791	3,532	6,769,323	
	1　建　設　改　良　費		5,489,060	3,532	5,492,592	
		13　建　設　事　務　費	169,860	3,532	173,392	○人件費

令和８年度群馬県流域下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

（令和8年4月1日から令和9年3月31日まで）

（単位　千円）

区分	金額
1　業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純損益	△443,104
減価償却費	5,213,597
固定資産除却損	53,173
賞与引当金の増減額（△は減少）	△789
法定福利費引当金の増減額（△は減少）	8
長期前受金戻入額	△4,164,334
受取利息及び受取配当金	△4,821
支払利息	241,261
有形固定資産売却損益（△は益）	100
未収金の増減額（△は増加）	△11,945
未払金の増減額（△は減少）	△450,552
預り金の増減額（△は減少）	△1,627
小計	430,967
利息及び配当金の受取額	4,821
利息の支払額	△241,261
業務活動によるキャッシュ・フロー	194,527
2　投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△6,304,201
無形固定資産の取得による支出	△114,908
国庫補助金による収入	3,245,772
工事費負担金による収入	1,165,409
一般会計からの繰入金による収入	23,810
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,984,118

区　　分	金　　額
3　財務活動によるキャッシュ・フロー	
一時借入れによる収入	2,000,000
一時借入金の返済による支出	△2,000,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	2,117,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△1,276,731
財務活動によるキャッシュ・フロー	840,269
資金増加額（又は減少額）	△949,322
資金期首残高	3,600,787
資金期末残高	2,651,465

補　正　予　算　給　与　費　明　細　書

1　総　　括

区　　分	職　員　数		給　与　費				法定福利費	合　　計
	特　別　職 （人）	一　般　職 （人）	報　　酬 （千円）	給　　料 （千円）	手　　当 （千円）	計 （千円）	（千円）	（千円）
補　正　後		51	6,640	231,562	141,689	379,891	79,411	459,302
補　正　前		51	6,468	225,347	136,988	368,803	78,456	447,259
比　　較			172	6,215	4,701	11,088	955	12,043

手当の内訳	区　　分	扶養手当 （千円）	地域手当 （千円）	住居手当 （千円）	通勤手当 （千円）	特殊勤務手当 （千円）	時 間 外 勤務手当 （千円）	休日勤務手当 （千円）	管理職手当 （千円）
	補　正　後	6,390	6,790	3,981	5,152	134	12,211	122	3,189
	補　正　前	6,390	6,603	3,981	5,152	134	11,346	122	3,189
	比　　較		187				865		

区　　分	管理職員特 別勤務手当 （千円）	期末手当 （千円）	勤勉手当 （千円）
補　正　後	48	56,804	46,868
補　正　前	48	54,849	45,174
比　　較		1,955	1,694

ア　会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数		給与費				法定福利費	合計
	特別職（人）	一般職（人）	報酬（千円）	給料（千円）	手当（千円）	計（千円）	（千円）	（千円）
補正後		47		231,562	140,237	371,799	78,372	450,171
補正前		47		225,347	135,576	360,923	77,429	438,352
比較				6,215	4,661	10,876	943	11,819

	区分	扶養手当（千円）	地域手当（千円）	住居手当（千円）	通勤手当（千円）	特殊勤務手当（千円）	時間外勤務手当（千円）	休日勤務手当（千円）	管理職手当（千円）
手当の内訳	補正後	6,390	6,790	3,981	5,152	134	12,211	122	3,189
	補正前	6,390	6,603	3,981	5,152	134	11,346	122	3,189
	比較		187				865		

区分	管理職員特別勤務手当（千円）	期末手当（千円）	勤勉手当（千円）
補正後	48	56,016	46,204
補正前	48	54,082	44,529
比較		1,934	1,675

イ　会計年度任用職員

区　　分	職員数		給与費				法定福利費	合　　計
	特別職（人）	一般職（人）	報酬（千円）	給料（千円）	手当（千円）	計（千円）	（千円）	（千円）
補正後		4	6,640		1,452	8,092	1,039	9,131
補正前		4	6,468		1,412	7,880	1,027	8,907
比　　較			172		40	212	12	224

	区　　分	扶養手当（千円）	地域手当（千円）	住居手当（千円）	通勤手当（千円）	特殊勤務手当（千円）	時間外勤務手当（千円）	休日勤務手当（千円）	管理職手当（千円）
手当の内訳	補正後								
	補正前								
	比　　較								

	区　　分	管理職員特別勤務手当（千円）	期末手当（千円）	勤勉手当（千円）
	補正後		788	664
	補正前		767	645
	比　　較		21	19

２　給料及び手当の増減額の明細

区　　分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説　　明	備　　考
報　　酬	172	1　報酬の増加分	172	職員の給与改定による本年度報酬額の増加分	
給　　料	6,215	1　給料の増加分	6,215	職員の給与改定による本年度給料月額の増加分	
手　　当	4,701	1　手当の増加分	4,701	期末手当、勤勉手当及びその他手当の増加分	

ア　会計年度任用職員以外の職員

区　　分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説　　明	備　　考
給　　料	6,215	1　給与改定に伴う増加分	6,215	職員の給与改定による本年度給料月額の増加分	給与改定の状況 本年度 全給料表の改定率　3.2% 本年度 給与改定の実施時期　令和8年4月1日
手　　当	4,661	1　給与改定に伴う増加分	4,661	期末手当の増加分 1,934千円	改正後　(改正前) 年間支給割合　2.55月分　(2.525月分) 6月期　1.275月分　(1.2625月分) 12月期　1.275月分　(1.2625月分) ただし令和８年度は 6月期　従前どおり　(1.2625月分) 12月期　1.2875月分　(1.2625月分)
				勤勉手当の増加分 1,675千円	改正後　(改正前) 年間支給割合　2.15月分　(2.125月分) 6月期　1.075月分　(1.0625月分) 12月期　1.075月分　(1.0625月分) ただし令和８年度は 6月期　従前どおり　(1.0625月分) 12月期　1.0875月分　(1.0625月分)
				その他の手当の増加分 1,052千円 (1)その他手当分 1,052千円	給料を基礎として支給するその他の手当について、給与改定に伴う手当額の増 地域手当、時間外勤務手当

イ　会計年度任用職員

区　分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説　明	備　考
報　酬	172	1　給与改定に伴う増加分	172	職員の給与改定による本年度報酬額の増加分	給与改定に伴う増加 本年度 { 全給料表の改定率 4.2% 給与改定の実施時期 令和8年4月1日
手　当	40	1　給与改定に伴う増加分	40	期末手当の増加分 21 千円	改正後 (改正前) 年間支給割合 2.55月分 (2.525月分) { 6月期 1.275月分 (1.2625月分) 12月期 1.275月分 (1.2625月分) } ただし令和８年度は { 6月期 従前どおり (1.2625月分) 12月期 1.2875月分 (1.2625月分) }
				勤勉手当の増加分 19 千円	改正後 (改正前) 年間支給割合 2.15月分 (2.125月分) { 6月期 1.075月分 (1.0625月分) 12月期 1.075月分 (1.0625月分) } ただし令和８年度は { 6月期 従前どおり (1.0625月分) 12月期 1.0875月分 (1.0625月分) }

３　給料及び手当の状況

(1)　職員１人当たり給与（令和8年10月1日現在）

区分		事務・技術（行政職）
補正後	平均給料月額（円）	372,726
	平均年齢（歳）	44.9
補正前	平均給料月額（円）	361,081
	平均年齢（歳）	44.9

(2)　級別職員数

区分	行政職		
	級	職員数(人)	構成比(%)
令和8年10月 1日現在	9級		
	8級		
	7級	1	2.2
	6級	4	8.9
	5級	14	31.2
	4級	9	20.0
	3級	13	28.9
	2級	2	4.4
	1級	2	4.4
	計	45	100.0

(3)　期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計（月分）	備考
	６月（月分）	１２月（月分）		
補正後	2.325	2.375	4.70	
補正前	2.325	2.325	4.65	
一般会計の制度	2.325	2.375	4.70	

令和８年度群馬県流域下水道事業予定貸借対照表

（令和９年３月３１日現在）

資　　産　　の　　部

（単位　千円）

科目	金額			
1　固定資産				
(1)　有形固定資産				
イ　奥利根処理区	8,304,995			
減価償却累計額	△2,853,878	5,451,117		
ロ　県央処理区	75,125,725			
減価償却累計額	△20,424,809	54,700,916		
ハ　桐生処理区	14,921,573			
減価償却累計額	△4,449,097	10,472,476		
ニ　西邑楽処理区	15,454,792			
減価償却累計額	△3,448,964	12,005,828		
ホ　新田処理区	14,864,653			
減価償却累計額	△3,404,421	11,460,232		
ヘ　佐波処理区	19,397,821			
減価償却累計額	△3,415,022	15,982,799		
ト　本局		110		
有形固定資産合計			110,073,478	
(2)　無形固定資産				
イ　奥利根処理区		14,410		
ロ　県央処理区		43,775		
ハ　桐生処理区		16,179		
ニ　西邑楽処理区		14,690		
ホ　新田処理区		16,708		
ヘ　佐波処理区		17,628		
無形固定資産合計			123,390	

科目	金額			
(3) 投資その他の資産				
イ その他の投資		121		
投資その他の資産合計			121	
(4) 固定資産仮勘定				
イ 建設仮勘定		7,620,499		
固定資産仮勘定合計			7,620,499	
固定資産合計				117,817,488
2 流動資産				
(1) 現金預金			2,651,465	
(2) 未収金			440,094	
流動資産合計				3,091,559
資産合計				120,909,047

負債の部

科目	金額			
3 固定負債				
(1) 企業債				
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債		16,550,980		
企業債合計			16,550,980	
(2) その他固定負債			10,000	
固定負債合計				16,560,980
4 流動負債				
(1) 企業債				
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債		1,213,110		
企業債合計			1,213,110	
(2) 未払金			1,332,389	

科目	金額			
(3) 引当金				
イ 賞与引当金		32,079		
ロ 法定福利費引当金		6,547		
引当金合計			38,626	
流動負債合計				2,584,125
5 繰延収益				
(1) 長期前受金		113,005,271		
(2) 長期前受金収益化累計額		△30,245,378	82,759,893	
繰延収益合計				82,759,893
負債合計				101,904,998

資本の部

科目	金額			
6 資本金				9,025,718
7 剰余金				
(1) 資本剰余金				
イ 国庫補助金		6,038,385		
ロ 他会計補助金		312,108		
ハ 工事費負担金		2,588,949		
ニ 受贈財産評価額		56,618		
資本剰余金合計			8,996,060	
(2) 利益剰余金				
イ 当年度未処分利益剰余金		982,271		
利益剰余金合計			982,271	
剰余金合計				9,978,331
資本合計				19,004,049
負債・資本合計				120,909,047

注記

Ⅰ．　重要な会計方針

1　　固定資産の減価償却の方法

(1)　有形固定資産

・減価償却の方法

定額法による。

・主な耐用年数

建物	6～50年
構築物	2～60年
機械及び装置	5～50年
器具及び備品	4～15年

(2)　無形固定資産

・減価償却の方法

定額法による。

2　　引当金の計上方法

(1)　退職給付引当金

職員の退職手当の支給については、一般会計が全額を負担することとしているため、計上していない。

(2)　賞与引当金及び法定福利費引当金

職員の期末・勤勉手当の支給及びこれに係る法定福利費の支払に備えるため、当年度末における支給（支払）見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

3　　消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式による。

Ⅱ. 予定貸借対照表関連

企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して１年以内に償還予定のものも含む）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は10,480,841千円である。

Ⅲ. セグメント情報の開示

単一の事業を運営しているため、セグメントは設けていない。

令和８年度群馬県電気事業会計補正予算実施計画（第２号）

収益的収入及び支出

支　　出

（単位　千円）

款	項	目	補正前の額	補　正　額	計	備　　考
1 電気事業費用			11,077,229	53,133	11,130,362	
	1 営業費用		10,614,724	53,133	10,667,857	
		1 水力発電費	8,802,759	33,251	8,836,010	○人件費
		3 一般管理費	1,680,301	19,882	1,700,183	○人件費

資本的収入及び支出

支　　出

（単位　千円）

款	項	目	補正前の額	補　正　額	計	備　　考
1 電気事業資本的支出			14,376,143	2,288	14,378,431	
	1 建設改良費		11,367,522	2,288	11,369,810	
		5 白沢発電所設備更新費	4,668,491	1,690	4,670,181	○人件費
		6 関根発電所設備更新費	2,263,578	598	2,264,176	○人件費

令和８年度群馬県電気事業予定キャッシュ・フロー計算書

（令和8年4月1日から令和9年3月31日まで）

（単位　千円）

区分	金額
1　業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純損益	747,051
減価償却費	1,631,485
固定資産除却損	55,626
事業外固定資産管理費（減価償却・除却）	181,540
退職給付引当金の増減額（△は減少）	18,463
賞与引当金の増減額（△は減少）	△10,667
法定福利費引当金の増減額（△は減少）	△2,949
特別修繕引当金の増減額（△は減少）	△92,231
長期前受金戻入額	△41,516
受取利息及び受取配当金	△28,566
支払利息	7,978
未収金の増減額（△は増加）	436,387
その他流動資産の増減額（△は増加）	863,265
未払金の増減額（△は減少）	△5,079,856
未払費用の増減額（△は減少）	△998,428
預り金の増減額（△は減少）	△12,789
小計	△2,325,207
利息及び配当金の受取額	28,566
利息の支払額	△7,978
業務活動によるキャッシュ・フロー	△2,304,619

区分	金額
2　投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△4,118,794
建設仮勘定	△8,740,477
開発調査費	△195,000
長期貸付金の回収による収入	347,442
長期貸付金による支出	△742,000
投資有価証券の取得による支出	△1,000,000
国庫補助金による収入	41,250
利益剰余金の繰出による支出	△1,130,870
予備費	△100,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△15,638,449
3　財務活動によるキャッシュ・フロー	
一時借入れによる収入	2,000,000
一時借入金の返済による支出	△2,000,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△35,751
財務活動によるキャッシュ・フロー	△35,751
資金増加額（又は減少額）	△17,978,819
資金期首残高	36,117,419
資金期末残高	18,138,600

補　正　予　算　給　与　費　明　細　書

1　総　　括

区　　分	職員数		給与費				法定福利費	合　計
	特別職（人）	一般職（人）	報酬（千円）	給料（千円）	手当（千円）	計（千円）	（千円）	（千円）
補正後	1	190		827,476	612,501	1,439,977	270,762	1,710,739
補正前	1	190		802,674	589,695	1,392,369	262,949	1,655,318
比較				24,802	22,806	47,608	7,813	55,421

手当の内訳

区　分	扶養手当（千円）	地域手当（千円）	住居手当（千円）	通勤手当（千円）	特殊勤務手当（千円）	時間外勤務手当（千円）	宿日直手当（千円）	夜間勤務手当（千円）	休日勤務手当（千円）
補正後	15,981	24,412	13,063	32,505	5,096	63,958	288	4,304	7,101
補正前	15,981	23,768	13,063	32,505	5,096	62,052	288	4,175	6,738
比較		644				1,906		129	363

区　分	管理職手当（千円）	管理職員特別勤務手当（千円）	期末手当（千円）	勤勉手当（千円）	寒冷地手当（千円）	退職手当（千円）
補正後	18,900	276	202,434	157,874	782	65,527
補正前	18,900	276	191,799	148,745	782	65,527
比較			10,635	9,129		

(1)　会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数		給与費				法定福利費	合計
	特別職（人）	一般職（人）	報酬（千円）	給料（千円）	手当（千円）	計（千円）	（千円）	（千円）
補正後	1	157		747,720	566,895	1,314,615	249,031	1,563,646
補正前	1	157		725,247	545,956	1,271,203	241,218	1,512,421
比較				22,473	20,939	43,412	7,813	51,225

手当の内訳

区分	扶養手当（千円）	地域手当（千円）	住居手当（千円）	通勤手当（千円）	特殊勤務手当（千円）	時間外勤務手当（千円）	宿日直手当（千円）	夜間勤務手当（千円）	休日勤務手当（千円）
補正後	15,981	24,412	13,063	28,638	5,096	49,951	288	4,304	7,101
補正前	15,981	23,768	13,063	28,638	5,096	48,334	288	4,175	6,738
比較		644				1,617		129	363

区分	管理職手当（千円）	管理職員特別勤務手当（千円）	期末手当（千円）	勤勉手当（千円）	寒冷地手当（千円）	退職手当（千円）
補正後	18,900	276	185,289	147,287	782	65,527
補正前	18,900	276	175,497	138,893	782	65,527
比較			9,792	8,394		

(2)　会計年度任用職員

区分	職員数		給与費				法定福利費	合計
	特別職（人）	一般職（人）	報酬（千円）	給料（千円）	手当（千円）	計（千円）	（千円）	（千円）
補正後		33		79,756	45,606	125,362	21,731	147,093
補正前		33		77,427	43,739	121,166	21,731	142,897
比較				2,329	1,867	4,196		4,196

手当の内訳

区分	扶養手当（千円）	地域手当（千円）	住居手当（千円）	通勤手当（千円）	特殊勤務手当（千円）	時間外勤務手当（千円）	宿日直手当（千円）	夜間勤務手当（千円）	休日勤務手当（千円）
補正後				3,867		14,007			
補正前				3,867		13,718			
比較						289			

区分	管理職手当（千円）	管理職員特別勤務手当（千円）	期末手当（千円）	勤勉手当（千円）	寒冷地手当（千円）	退職手当（千円）
補正後			17,145	10,587		
補正前			16,302	9,852		
比較			843	735		

２　給料及び手当の増減額の明細

区　　分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説　　明	備　　考
給　　料	24,802	給料の増加分	24,802	職員の給与改定による本年度給料月額の増加分	
手　　当	22,806	手当の増加分	22,806	期末手当、勤勉手当及びその他手当の増加分	

(1)　会計年度任用職員以外の職員

区　　分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説　　明	備　　考
給　　料	22,473	1　給与改定に伴う増加分	22,473	職員の給与改定による本年度給料月額の増加分	給与改定の状況 本年度 { 全給料表の改定率 3.2% 実施時期 令和８年４月１日
手　　当	20,939	1　給与改定に伴う増加分	20,939	期末手当の増加分 9,792 千円	改正後　(改正前) 年間支給割合 2.55月分 (2.525月分) [６月期 1.275月分 (1.2625月分) 12月期 1.275月分 (1.2625月分)] ただし令和８年度は [６月期 従前どおり (1.2625月分) 12月期 1.2875月分 (1.2625月分)]
				勤勉手当の増加分 8,394 千円	改正後　(改正前) 年間支給割合 2.15月分 (2.125月分) [６月期 1.075月分 (1.0625月分) 12月期 1.075月分 (1.0625月分)] ただし令和８年度は [６月期 従前どおり (1.0625月分) 12月期 1.0875月分 (1.0625月分)]
				その他手当の増加分 2,753 千円 (1) その他手当分 2,753 千円	給料を基礎として支給するその他手当について、給与改定に伴う手当額の増 地域手当、時間外勤務手当等

(2)　会計年度任用職員

区　　分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説　　明	備　　考
給　　料	2,329	1　給与改定に伴う増加分	2,329	職員の給与改定による本年度給料月額の増加分	給与改定の状況 本年度 { 全給料表の改定率 4.3% 実施時期 令和８年４月１日
手　　当	1,867	1　給与改定に伴う増加分	1,867	期末手当の増加分 843 千円	改正後　(改正前) 年間支給割合　2.55月分　(2.525月分) [６月期　1.275月分　(1.2625月分) 12月期　1.275月分　(1.2625月分)] ただし令和８年度は [６月期　従前どおり　(1.2625月分) 12月期　1.2875月分　(1.2625月分)]
				勤勉手当の増加分 735 千円	改正後　(改正前) 年間支給割合　2.15月分　(2.125月分) [６月期　1.075月分　(1.0625月分) 12月期　1.075月分　(1.0625月分)] ただし令和８年度は [６月期　従前どおり　(1.0625月分) 12月期　1.0875月分　(1.0625月分)]
				時間外勤務手当の増加分 289 千円	給料を基礎として支給する時間外勤務手当について、給与改定に伴う手当額の増

３　給料及び手当の状況

(1)　職員１人当たり給与（令和8年10月1日現在）

区分		事務・技術（行政職）
補正後	平均給料月額（円）	375,538
	平均年齢（歳）	43.0
補正前	平均給料月額（円）	363,805
	平均年齢（歳）	43.0

(2)　級別職員数

区分	行政職		
	級	職員数(人)	構成比(%)
令和8年10月1日現在	9級	1	0.6
	8級	1	0.6
	7級	6	3.8
	6級	25	15.9
	5級	36	23.0
	4級	18	11.5
	3級	41	26.1
	2級	18	11.5
	1級	11	7.0
	計	157	100.0

(3)　期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計（月分）	備考
	６月（月分）	１２月（月分）		
補正後	2.325	2.375	4.70	
補正前	2.325	2.325	4.65	
一般会計の制度	2.325	2.375	4.70	

令和８年度群馬県電気事業予定貸借対照表

（令和９年３月３１日現在）

資　　産　　の　　部

（単位　千円）

科目	金額			
1　固定資産				
(1)　電気事業固定資産				
イ　水力発電設備	88,682,079			
減価償却累計額	△56,169,976	32,512,103		
ロ　太陽光発電設備	1,042,299			
減価償却累計額	△721,004	321,295		
ハ　業務設備	763,755			
減価償却累計額	△206,503	557,252		
電気事業固定資産合計			33,390,650	
(2)　事業外固定資産				
イ　事業外固定資産	4,381,061			
減価償却累計額	△1,951,670	2,429,391		
事業外固定資産合計			2,429,391	
(3)　固定資産仮勘定				
イ　建設仮勘定		21,673,208		
ロ　建設準備勘定		195,000		
固定資産仮勘定合計			21,868,208	
(4)　投資その他の資産				
イ　投資有価証券		2,903,858		
ロ　出資金		51,000		
ハ　長期貸付金		4,429,851		
ニ　その他投資		14,078		
投資その他の資産合計			7,398,787	
固定資産合計				65,087,036

科目	金額			
2 流動資産				
(1) 現金預金			18,138,600	
(2) 未収金			956,102	
流動資産合計				19,094,702
資産合計				84,181,738

負債の部

科目	金額			
3 固定負債				
(1) 企業債				
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債		37,149		
企業債合計			37,149	
(2) 引当金				
イ 退職給付引当金		1,482,484		
ロ 特別修繕引当金（水力）		4,768,782		
引当金合計			6,251,266	
(3) 資産除去債務			685,000	
固定負債合計				6,973,415
4 流動負債				
(1) 企業債				
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債		15,536		
企業債合計			15,536	
(2) 未払金			9,092	
(3) 未払費用			84	
(4) 引当金				
イ 賞与引当金		97,440		
ロ 法定福利費引当金		17,675		

科目	金額			
引当金合計			115,115	
(5) 資産除去債務			43,816	
流動負債合計				183,643
5 繰延収益				
(1) 長期前受金		3,408,525		
(2) 長期前受金収益化累計額		△2,433,137	975,388	
繰延収益合計				975,388
負債合計				8,132,446

資本の部

科目	金額			
6 資本金				63,910,888
7 剰余金				
(1) 資本剰余金				
イ 受贈財産評価額		30,144		
ロ 国庫補助金		84,601		
ハ 工事費負担金		4,250		
資本剰余金合計			118,995	
(2) 利益剰余金				
イ 企業債等償還積立金		52,686		
ロ 利益積立金		925,910		
ハ 特別修繕積立金		135,870		
ニ 建設改良積立金		3,286,069		
ホ 別途積立金		1,759,127		
ヘ 当年度未処分利益剰余金		5,859,747		
利益剰余金合計			12,019,409	
剰余金合計				12,138,404
資本合計				76,049,292
負債・資本合計				84,181,738

注記

Ⅰ．　重要な会計方針

1　資産の評価基準及び評価方法

(1)　有価証券の評価基準及び評価方法

・満期保有目的債券　　償却原価法（定額法）による。

2　固定資産の減価償却の方法

(1)　有形固定資産

・減価償却の方法

定額法による。

・主な耐用年数

建物　　8～50年

水路　　10～57年

機械装置　5～22年

諸装置　　5～22年

(2)　無形固定資産

・減価償却の方法

定額法による。

3　引当金の計上方法

(1)　退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。

(2)　賞与引当金及び法定福利費引当金

職員の期末・勤勉手当の支給及びこれに係る法定福利費の支払に備えるため、当年度末における支給（支払）見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

(3)　特別修繕引当金

事業用発電機に係る定期修繕費用の支出に備えるため、支出見込額のうち前回の定期修繕実施の年度から前年度末までの期間で按分した額を計上している。

4　消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式による。

Ⅱ.　セグメント情報の開示

1　報告セグメントの概要

電気事業会計は、水力発電及び太陽光発電を運営しており、群馬県企業局財務規程に定める区分に基づき、これら2つを報告セグメントとしている。
なお、各報告セグメントに属する事業の内容は以下のとおりである。

セグメント区分	事業の内容
水力発電	水力発電事業及びその他附帯事業並びに電源開発に関する調査事業
太陽光発電	太陽光発電事業及びその他附帯事業並びに電源開発に関する調査事業

2　報告セグメントごとの営業収益等

当年度（自　令和8年4月1日　至　令和9年3月31日）

（単位　千円）

	水力発電	太陽光発電	合計
営業収益	11,023,409	153,014	11,176,423
営業費用	9,978,348	124,293	10,102,641
営業損益	1,045,061	28,721	1,073,782
経常損益	821,050	28,721	849,771
セグメント資産	83,857,606	324,132	84,181,738
セグメント負債	8,132,446	－	8,132,446
その他の項目			
減価償却費	1,578,564	52,921	1,631,485
特別損失	2,720	－	2,720
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	4,118,794	－	4,118,794

Ⅲ.　その他

1　退職給付引当金の目的使用による取崩しについて

当年度において、退職手当として47,064千円を支給するため、退職給付引当金47,064千円を使用する。

2　資産除去債務について

(1)　資産除去債務の概要

令和6年度に廃止した高浜発電所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等である。

(2)　資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込み期間を3年、割引率は0%を採用している。

令和８年度群馬県工業用水道事業会計補正予算実施計画（第１号）

収益的収入及び支出

支　　出

（単位　千円）

款	項	目	補正前の額	補　正　額	計	備　　考
1　工業用水道事業費用			2,126,287	9,635	2,135,922	
	1　営　業　費　用		1,927,145	9,635	1,936,780	
		1　渋川工業用水道事業費	729,160	3,739	732,899	○人件費
		2　東毛工業用水道事業費	1,115,695	4,660	1,120,355	○人件費
		3　一　般　管　理　費	82,290	1,236	83,526	○人件費

令和８年度群馬県工業用水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

（令和8年4月1日から令和9年3月31日まで）

（単位　千円）

区分	金額
1　業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純損益	△101,219
減価償却費	692,976
固定資産除却損	12,382
退職給付引当金の増減額（△は減少）	10,867
賞与引当金の増減額（△は減少）	765
法定福利費引当金の増減額（△は減少）	68
事業整理損失引当金の増減額（△は減少）	△68
長期前受金戻入額	△141,111
受取利息及び受取配当金	△1,167
支払利息	39,553
未収金の増減額（△は増加）	12,468
その他流動資産の増減額（△は増加）	14,745
未払金の増減額（△は減少）	△122,425
未払費用の増減額（△は減少）	△1,968
預り金の増減額（△は減少）	△157
小計	415,709
利息及び配当金の受取額	1,167
利息の支払額	△39,553
業務活動によるキャッシュ・フロー	377,323

区分	金額
2　投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△475,953
無形固定資産の取得による支出	△18,909
投資有価証券の取得による支出	△100,000
予備費	△50,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△644,862
3　財務活動によるキャッシュ・フロー	
一時借入れによる収入	2,000,000
一時借入金の返済による支出	△2,000,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△346,395
建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金による収入	410,000
建設改良費等の財源に充てるための長期借入金の償還による支出	△124,316
その他の長期借入金の償還による支出	△39,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△99,711
資金増加額（又は減少額）	△367,250
資金期首残高	2,687,780
資金期末残高	2,320,530

補　正　予　算　給　与　費　明　細　書

1　総　　括

区　　分	職　員　数		給　与　費				法定福利費	合　　計
	特　別　職 (人)	一　般　職 (人)	報　　酬 (千円)	給　　料 (千円)	手　　当 (千円)	計 (千円)	(千円)	(千円)
補　正　後		33		134,918	95,125	230,043	40,561	270,604
補　正　前		33		130,231	91,109	221,340	39,629	260,969
比　　較				4,687	4,016	8,703	932	9,635

	区　　分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)
手当の内訳	補　正　後	3,431	4,001	1,431	6,125	672	5,908	40	2,832
	補　正　前	3,431	3,898	1,431	6,125	672	5,555	40	2,832
	比　　較		103				353		

区　　分	管理職員特別勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当 (千円)
補　正　後	48	32,594	27,176	10,867
補　正　前	48	30,770	25,440	10,867
比　　較		1,824	1,736	

(1)　会計年度任用職員以外の職員

区　　分	職　員　数		給　　与　　費				法定福利費	合　　計
	特　別　職 (人)	一　般　職 (人)	報　　酬 (千円)	給　　料 (千円)	手　　当 (千円)	計 (千円)	(千円)	(千円)
補　正　後		27		122,383	89,119	211,502	37,461	248,963
補　正　前		27		118,375	85,420	203,795	36,529	240,324
比　　較				4,008	3,699	7,707	932	8,639

	区　　分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)
手当の内訳	補　正　後	3,431	4,001	1,431	5,131	672	5,667	40	2,832
	補　正　前	3,431	3,898	1,431	5,131	672	5,315	40	2,832
	比　　較		103				352		

区　　分	管理職員特別勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当 (千円)
補　正　後	48	30,005	24,994	10,867
補　正　前	48	28,349	23,406	10,867
比　　較		1,656	1,588	

(2)　会計年度任用職員

区　　分	職　員　数		給　　与　　費				法定福利費	合　　計
	特　別　職 （人）	一　般　職 （人）	報　　酬 （千円）	給　　料 （千円）	手　　当 （千円）	計 （千円）	（千円）	（千円）
補　正　後		6		12,535	6,006	18,541	3,100	21,641
補　正　前		6		11,856	5,689	17,545	3,100	20,645
比　　較				679	317	996		996

手当の内訳	区　　分	扶養手当 （千円）	地域手当 （千円）	住居手当 （千円）	通勤手当 （千円）	特殊勤務手当 （千円）	時間外 勤務手当 （千円）	休日勤務手当 （千円）	管理職手当 （千円）
	補　正　後				994		241		
	補　正　前				994		240		
	比　　較						1		

手当の内訳	区　　分	管理職員特 別勤務手当 （千円）	期末手当 （千円）	勤勉手当 （千円）	退職手当 （千円）
	補　正　後		2,589	2,182	
	補　正　前		2,421	2,034	
	比　　較		168	148	

２　給料及び手当の増減額の明細

区　　分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説　　明	備　　考
給　　料	4,687	給料の増加分	4,687	職員の給与改定による本年度給料月額の増加分	
手　　当	4,016	手当の増加分	4,016	期末手当、勤勉手当及びその他手当の増加分	

(1)　会計年度任用職員以外の職員

区　　分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説　　明	備　　考
給　　料	4,008	1　給与改定に伴う増加分	4,008	職員の給与改定による本年度給料月額の増加分	給与改定の状況 本年度 { 全給料表の改定率 3.2% 実施時期 令和８年４月１日
手　　当	3,699	1　給与改定に伴う増加分	3,699	期末手当の増加分 1,656 千円	改正後　(改正前) 年間支給割合　2.55月分　(2.525月分) [６月期　1.275月分　(1.2625月分) 12月期　1.275月分　(1.2625月分)] ただし令和８年度は [６月期　従前どおり　(1.2625月分) 12月期　1.2875月分　(1.2625月分)]
				勤勉手当の増加分 1,588 千円	改正後　(改正前) 年間支給割合　2.15月分　(2.125月分) [６月期　1.075月分　(1.0625月分) 12月期　1.075月分　(1.0625月分)] ただし令和８年度は [６月期　従前どおり　(1.0625月分) 12月期　1.0875月分　(1.0625月分)]
				その他の手当の増加分 455 千円 (1)その他手当分 455 千円	給料を基礎として支給するその他手当について、給与改定に伴う手当額の増 地域手当、時間外勤務手当

(2)　会計年度任用職員

区　　分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説　　明	備　　考
給　　料	679	1　給与改定に伴う増加分	679	職員の給与改定による本年度給料月額の増加分	給与改定の状況 本年度　全給料表の改定率　4.3% 実施時期　令和８年４月１日
手　　当	317	1　給与改定に伴う増加分	317	期末手当の増加分 168 千円	改正後　(改正前) 年間支給割合　2.55月分　(2.525月分) ６月期　1.275月分　(1.2625月分) 12月期　1.275月分　(1.2625月分) ただし令和８年度は ６月期　従前どおり　(1.2625月分) 12月期　1.2875月分　(1.2625月分)
				勤勉手当の増加分 148 千円	改正後　(改正前) 年間支給割合　2.15月分　(2.125月分) ６月期　1.075月分　(1.0625月分) 12月期　1.075月分　(1.0625月分) ただし令和８年度は ６月期　従前どおり　(1.0625月分) 12月期　1.0875月分　(1.0625月分)
				時間外勤務手当の増加分 1 千円	給料を基礎として支給する時間外勤務手当について、給与改定に伴う手当額の増

３　給料及び手当の状況

(1)　職員１人当たり給与（令和8年10月1日現在）

区分		事務・技術（行政職）
補正後	平均給料月額（円）	396,705
	平均年齢（歳）	43.0
補正前	平均給料月額（円）	384,311
	平均年齢（歳）	43.0

(2)　級別職員数

区分	行政職		
	級	職員数(人)	構成比(%)
令和8年10月1日現在	9級	－	－
	8級	－	－
	7級	2	7.4
	6級	4	14.9
	5級	7	25.9
	4級	3	11.1
	3級	6	22.2
	2級	1	3.7
	1級	4	14.8
	計	27	100.0

(3)　期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計（月分）	備考
	６月（月分）	１２月（月分）		
補正後	2.325	2.375	4.70	
補正前	2.325	2.325	4.65	
一般会計の制度	2.325	2.375	4.70	

令和８年度群馬県工業用水道事業予定貸借対照表

（令和９年３月３１日現在）

資　　産　　の　　部

（単位　千円）

科目	金額			
1　固定資産				
(1)　有形固定資産				
イ　渋川工業用水道	10,783,068			
減価償却累計額	△5,818,022	4,965,046		
ロ　東毛工業用水道	21,198,959			
減価償却累計額	△14,310,059	6,888,900		
ハ　本局	87,152			
減価償却累計額	△1,976	85,176		
有形固定資産合計			11,939,122	
(2)　無形固定資産				
イ　渋川工業用水道		1,864		
ロ　東毛工業用水道		4,142,848		
ハ　本局		18,909		
無形固定資産合計			4,163,621	
(3)　固定資産仮勘定				
イ　建設仮勘定		43,939		
固定資産仮勘定合計			43,939	
(4)　投資その他資産				
イ　投資有価証券		199,918		
投資その他資産合計			199,918	
固定資産合計				16,346,600
2　流動資産				
(1)　現金預金			2,320,530	
(2)　未収金			162,267	
流動資産合計				2,482,797
資産合計				18,829,397

負　　債　　の　　部

科　　目	金　　額			
3　固　　定　　負　　債				
(1)　企　　業　　債				
ｲ 建設改良費等の財源に充てるための企業債		1,413,286		
企　業　債　合　計			1,413,286	
(2)　他　会　計　借　入　金				
ｲ 建設改良費等の財源に充てるための長期借入金		2,529,500		
ﾛ その他の長期借入金		780,000		
他　会　計　借　入　金　合　計			3,309,500	
(3)　引　　当　　金				
ｲ 退職給付引当金		296,039		
ﾛ 事業整理損失引当金		330		
引　当　金　合　計			296,369	
固　定　負　債　合　計				5,019,155
4　流　　動　　負　　債				
(1)　企　　業　　債				
ｲ 建設改良費等の財源に充てるための企業債		292,607		
企　業　債　合　計			292,607	
(2)　他　会　計　借　入　金				
ｲ 建設改良費等の財源に充てるための長期借入金		163,851		
他　会　計　借　入　金　合　計			163,851	
(3)　未　　払　　金			62,429	

科目	金額			
(4) 引当金				
イ 賞与引当金		17,944		
ロ 法定福利費引当金		3,393		
引当金合計			21,337	
流動負債合計				540,224
5 繰延収益				
(1) 長期前受金		9,239,703		
(2) 長期前受金収益化累計額		△5,629,675	3,610,028	
繰延収益合計				3,610,028
負債合計				9,169,407

資本の部

科目	金額			
6 資本金				7,483,422
7 剰余金				
(1) 資本剰余金				
イ 国庫補助金		539,683		
ロ 受贈財産評価額		134,852		
ハ 工事費負担金		840,372		
ニ その他資本剰余金		176,402		
資本剰余金合計			1,691,309	
(2) 利益剰余金				
イ 企業債等償還積立金		273,036		
ロ 当年度未処分利益剰余金		212,223		
利益剰余金合計			485,259	
剰余金合計				2,176,568
資本合計				9,659,990
負債・資本合計				18,829,397

注記

Ⅰ．　重要な会計方針

1　固定資産の減価償却の方法

(1)　有形固定資産

・減価償却の方法

定額法による。

・主な耐用年数

建物	3～50年
構築物	3～60年
機械及び装置	5～42年
器具及び備品	3～15年

(2)　無形固定資産

・減価償却の方法

定額法による。

2　引当金の計上方法

(1)　退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。

(2)　賞与引当金及び法定福利費引当金

職員の期末・勤勉手当の支給及びこれに係る法定福利費の支払に備えるため、当年度末における支給（支払）見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

(3)　事業整理損失引当金

東毛工業用水道事業 第二浄水場計画の廃止に伴い発生すると予想される損失見込額を計上している。

3　消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式による。

Ⅱ．　セグメント情報の開示

1　　報告セグメントの概要

工業用水道事業会計は、渋川工業用水道及び東毛工業用水道を運営しており、群馬県企業局財務規程に定める区分に基づき、これらの2つを報告セグメントとしている。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容は以下のとおりである。

セグメント区分	事業の内容
渋川工業用水道	給水区域（前橋市、高崎市、渋川市、吉岡町）内の8社8事業所への工業用水供給事業及びその附帯事業並びに工業用水に関する調査事業
東毛工業用水道	給水区域（伊勢崎市、太田市、館林市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町）内の91社102事業所への工業用水供給事業及びその附帯事業並びに工業用水に関する調査事業

2　　報告セグメントごとの営業収益等

当年度（自　令和8年4月1日　至　令和9年3月31日）

（単位　千円）

	渋川工業用水道	東毛工業用水道	調整額	合計
営業収益	588,888	1,051,435	－	1,640,323
営業費用	741,766	1,131,084	－	1,872,850
営業損益	△152,878	△79,649	－	△232,527
経常損益	△105,413	24,194	－	△81,219
セグメント資産	2,985,544	15,830,229	13,624	18,829,397
セグメント負債	3,490,280	5,665,503	13,624	9,169,407
その他の項目				
減価償却費	186,930	506,046	－	692,976
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	363,842	131,020	－	494,862

（注）1　本局の一般管理費、受取利息及び雑収益は、2工業用水道に配分している。

2　調整額は、各報告セグメントに配分していない本局の資産及び負債である。

令和８年度群馬県水道事業会計補正予算実施計画（第１号）

収益的収入及び支出

支　　出

（単位　千円）

款	項	目	補正前の額	補　正　額	計	備　　考
1 水道事業費用			4,652,989	15,327	4,668,316	
	1 営業費用		4,418,064	15,327	4,433,391	
		1 県央第一水道事業費	1,854,397	4,340	1,858,737	○人件費
		2 県央第一水道発電事業費	28,222	202	28,424	○人件費
		3 県央第二水道事業費	2,151,798	4,754	2,156,552	○人件費
		5 水質管理ｾﾝﾀｰ事業費	179,852	2,694	182,546	○人件費
		6 一般管理費	196,141	3,337	199,478	○人件費

資本的収入及び支出

支　　出

（単位　千円）

款	項	目	補正前の額	補　正　額	計	備　　考
1 水道事業資本的支出			3,092,790	1,378	3,094,168	
	1 建設改良費		2,353,243	1,378	2,354,621	
		1 県央第一水道建設費	1,657,225	1,378	1,658,603	○人件費

令和８年度群馬県水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

（令和8年4月1日から令和9年3月31日まで）

（単位　千円）

区分	金額
1　業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純損益	△22,003
減価償却費	1,707,469
固定資産除却損	50,805
退職給付引当金の増減額（△は減少）	△40,432
賞与引当金の増減額（△は減少）	1,457
法定福利費引当金の増減額（△は減少）	120
長期前受金戻入額	△258,124
受取利息及び受取配当金	△9,424
支払利息	77,170
未収金の増減額（△は増加）	497
その他流動資産の増減額（△は増加）	207,837
未払金の増減額（△は減少）	△1,190,460
預り金の増減額（△は減少）	△747
小計	524,165
利息及び配当金の受取額	9,424
利息の支払額	△77,170
業務活動によるキャッシュ・フロー	456,419

区分	金額
2　投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△503,688
無形固定資産の取得による支出	△29,845
建設仮勘定	△2,051,856
水道事業による雑収入	41,029
予備費	△100,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,644,360
3　財務活動によるキャッシュ・フロー	
一時借入れによる収入	2,000,000
一時借入金の返済による支出	△2,000,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△639,547
財務活動によるキャッシュ・フロー	△639,547
資金増加額（又は減少額）	△2,827,488
資金期首残高	15,940,621
資金期末残高	13,113,133

補　正　予　算　給　与　費　明　細　書

1　総　　括

区　　分	職　員　数		給　与　費				法定福利費	合　計
	特　別　職 （人）	一　般　職 （人）	報　酬 （千円）	給　料 （千円）	手　当 （千円）	計 （千円）	（千円）	（千円）
補　正　後		62		259,257	175,982	435,239	82,670	517,909
補　正　前		62		250,672	169,357	420,029	81,175	501,204
比　　較				8,585	6,625	15,210	1,495	16,705

	区　　分	扶養手当 （千円）	地域手当 （千円）	住居手当 （千円）	通勤手当 （千円）	特殊勤務手当 （千円）	時間外勤務手当 （千円）	休日勤務手当 （千円）	管理職手当 （千円）
手当の内訳	補　正　後	6,250	6,234	1,839	8,844	1,267	12,927	1,273	5,925
	補　正　前	6,250	6,234	1,839	8,844	1,267	12,447	1,212	5,925
	比　　較						480	61	

区　　分	管理職員特別勤務手当 （千円）	期末手当 （千円）	勤勉手当 （千円）	退職手当 （千円）
補　正　後	96	57,886	47,447	25,994
補　正　前	96	54,619	44,630	25,994
比　　較		3,267	2,817	

(1)　会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数		給与費				法定福利費	合計
	特別職（人）	一般職（人）	報酬（千円）	給料（千円）	手当（千円）	計（千円）	（千円）	（千円）
補正後		48		225,358	160,489	385,847	74,281	460,128
補正前		48		218,095	154,500	372,595	72,786	445,381
比較				7,263	5,989	13,252	1,495	14,747

手当の内訳	区分	扶養手当（千円）	地域手当（千円）	住居手当（千円）	通勤手当（千円）	特殊勤務手当（千円）	時間外勤務手当（千円）	休日勤務手当（千円）	管理職手当（千円）
	補正後	6,250	6,234	1,839	6,433	1,267	12,927	1,273	5,925
	補正前	6,250	6,234	1,839	6,433	1,267	12,447	1,212	5,925
	比較						480	61	

区分	管理職員特別勤務手当（千円）	期末手当（千円）	勤勉手当（千円）	退職手当（千円）
補正後	96	50,785	41,466	25,994
補正前	96	47,857	38,946	25,994
比較		2,928	2,520	

(2)　会計年度任用職員

区分	職員数		給与費				法定福利費	合計
	特別職（人）	一般職（人）	報酬（千円）	給料（千円）	手当（千円）	計（千円）	（千円）	（千円）
補正後		14		33,899	15,493	49,392	8,389	57,781
補正前		14		32,577	14,857	47,434	8,389	55,823
比較				1,322	636	1,958		1,958

手当の内訳	区分	扶養手当（千円）	地域手当（千円）	住居手当（千円）	通勤手当（千円）	特殊勤務手当（千円）	時間外勤務手当（千円）	休日勤務手当（千円）	管理職手当（千円）
	補正後				2,411				
	補正前				2,411				
	比較								

区分	管理職員特別勤務手当（千円）	期末手当（千円）	勤勉手当（千円）	退職手当（千円）
補正後		7,101	5,981	
補正前		6,762	5,684	
比較		339	297	

２　給料及び手当の増減額の明細

区　　分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説　　明	備　　考
給　　料	8,585	給料の増加分	8,585	職員の給与改定による本年度給料月額の増加分	
手　　当	6,625	手当の増加分	6,625	期末手当、勤勉手当及びその他手当の増加分	

(1)　会計年度任用職員以外の職員

区　　分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説　　明	備　　考
給　　料	7,263	1　給与改定に伴う増加分	7,263	職員の給与改定による本年度給料月額の増加分	給与改定の状況 本年度 全給料表の改定率 3.2% 本年度 実施時期 令和８年４月１日
手　　当	5,989	1　給与改定に伴う増加分	5,989	期末手当の増加分 2,928 千円	改正後　(改正前) 年間支給割合 2.55月分 (2.525月分) ６月期 1.275月分 (1.2625月分) 12月期 1.275月分 (1.2625月分) ただし令和８年度は ６月期 従前どおり (1.2625月分) 12月期 1.2875月分 (1.2625月分)
				勤勉手当の増加分 2,520 千円	改正後　(改正前) 年間支給割合 2.15月分 (2.125月分) ６月期 1.075月分 (1.0625月分) 12月期 1.075月分 (1.0625月分) ただし令和８年度は ６月期 従前どおり (1.0625月分) 12月期 1.0875月分 (1.0625月分)
				その他の手当の増加分 541 千円 (1)その他手当分 541 千円	給料を基礎として支給するその他手当について、給与改定に伴う手当額の増 時間外勤務手当、休日勤務手当

(2)　会計年度任用職員

区　　分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説　　明	備　　考
給　　料	1,322	1　給与改定に伴う増加分	1,322	職員の給与改定による本年度給料月額の増加分	給与改定の状況 本年度 ┌ 全給料表の改定率　4.3% 　　└ 実施時期　令和８年４月１日
手　　当	636	1　給与改定に伴う増加分	636	期末手当の増加分 339 千円	改正後　(改正前) 年間支給割合　2.55月分　(2.525月分) [６月期　1.275月分　(1.2625月分) 　12月期　1.275月分　(1.2625月分)] ただし令和８年度は [６月期　従前どおり　(1.2625月分) 　12月期　1.2875月分　(1.2625月分)]
				勤勉手当の増加分 297 千円	改正後　(改正前) 年間支給割合　2.15月分　(2.125月分) [６月期　1.075月分　(1.0625月分) 　12月期　1.075月分　(1.0625月分)] ただし令和８年度は [６月期　従前どおり　(1.0625月分) 　12月期　1.0875月分　(1.0625月分)]

３　給料及び手当の状況

(1)　職員１人当たり給与（令和8年10月1日現在）

区分		事務・技術（行政職）
補正後	平均給料月額（円）	392,977
	平均年齢（歳）	45.8
補正前	平均給料月額（円）	380,700
	平均年齢（歳）	45.8

(2)　級別職員数

区分	行政職		
	級	職員数(人)	構成比(%)
令和8年10月1日現在	9級	―	―
	8級	―	―
	7級	1	2.1
	6級	11	22.9
	5級	14	29.2
	4級	5	10.4
	3級	6	12.5
	2級	4	8.3
	1級	7	14.6
	計	48	100.0

(3)　期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計（月分）	備考
	６月（月分）	１２月（月分）		
補正後	2.325	2.375	4.70	
補正前	2.325	2.325	4.65	
一般会計の制度	2.325	2.375	4.70	

令和８年度群馬県水道事業予定貸借対照表

（令和９年３月３１日現在）

資　　産　　の　　部

（単位　千円）

科目	金額			
1　固定資産				
(1)　有形固定資産				
イ県央第一水道	24,854,352			
減価償却累計額	△12,300,644	12,553,708		
ロ県央第二水道	39,257,643			
減価償却累計額	△24,446,191	14,811,452		
ハ水質管理センター	266,241			
減価償却累計額	△196,912	69,329		
ニ本局	1,850			
減価償却累計額	△1,750	100		
有形固定資産合計			27,434,589	
(2)　無形固定資産				
イ県央第一水道		3,393,484		
ロ県央第二水道		10,164,444		
ハ本局		29,131		
無形固定資産合計			13,587,059	
(3)　固定資産仮勘定				
イ建設仮勘定		4,361,744		
固定資産仮勘定合計			4,361,744	
固定資産合計				45,383,392
2　流動資産				
(1)　現金預金			13,113,133	
(2)　未収金			385,679	

科目	金額			
流動資産合計				13,498,812
資産合計				58,882,204

負債の部

科目	金額			
3 固定負債				
(1) 企業債				
ｲ 建設改良費等の財源に充てるための企業債		2,574,053		
企業債合計			2,574,053	
(2) 引当金				
ｲ 退職給付引当金		453,999		
引当金合計			453,999	
固定負債合計				3,028,052
4 流動負債				
(1) 企業債				
ｲ 建設改良費等の財源に充てるための企業債		655,390		
企業債合計			655,390	
(2) 未払金			57,255	
(3) 未払費用			4,234	
(4) 引当金				
ｲ 賞与引当金		29,877		
ﾛ 法定福利費引当金		5,500		
引当金合計			35,377	
流動負債合計				752,256

科目	金			額
5 繰延収益				
(1) 長期前受金		16,360,550		
(2) 長期前受金収益化累計額		△9,675,265	6,685,285	
繰延収益合計				6,685,285
負債合計				10,465,593

資本の部

科目	金			額
6 資本金				44,127,348
7 剰余金				
(1) 資本剰余金				
イ 国庫補助金		838,139		
ロ 受贈財産評価額		261,764		
ハ 工事費負担金		34,427		
資本剰余金合計			1,134,330	
(2) 利益剰余金				
イ 企業債等償還積立金		1,753,284		
ロ 建設改良積立金		479,791		
ハ 当年度未処分利益剰余金		921,858		
利益剰余金合計			3,154,933	
剰余金合計				4,289,263
資本合計				48,416,611
負債・資本合計				58,882,204

注記

Ⅰ．　重要な会計方針

1　固定資産の減価償却の方法

(1)　有形固定資産

・減価償却の方法

定額法による。

・主な耐用年数

建物	6～50年
構築物	2～60年
機械及び装置	5～50年
器具及び備品	4～15年

(2)　無形固定資産

・減価償却の方法

定額法による。

2　引当金の計上方法

(1)　退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。

(2)　賞与引当金及び法定福利費引当金

職員の期末・勤勉手当の支給及びこれに係る法定福利費の支払に備えるため、当年度末における支給（支払）見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

3　消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式による。

Ⅱ．　その他

1　退職給付引当金の目的使用による取崩しについて

当年度において、退職手当として66,426千円を支給するため、退職給付引当金66,426千円を使用する。

令和８年度群馬県団地造成事業会計補正予算実施計画（第１号）

収益的収入及び支出

支　　出

（単位　千円）

款	項	目	補正前の額	補　正　額	計	備　　考
1　団地造成事業費用			4,934,787	3,885	4,938,672	
	1　営　業　費　用		4,893,418	3,885	4,897,303	
		2　団地資産管理費	400,440	3,885	404,325	○人件費

資本的収入及び支出

支　　出

（単位　千円）

款	項	目	補正前の額	補　正　額	計	備　　考
1　団地造成事業資本的支出			8,820,518	6,129	8,826,647	
	1　土　地　造　成　費		8,496,053	6,129	8,502,182	
		2　総　　係　　費	254,807	6,129	260,936	○人件費

令和８年度群馬県団地造成事業予定キャッシュ・フロー計算書

（令和8年4月1日から令和9年3月31日まで）

（単位　千円）

区分	金額
1　業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純損益	267,841
土地造成原価	4,492,978
減価償却費	40,000
有形固定資産除却損	500
販売用土地評価損	3,200
退職給付引当金の増減額（△は減少）	△48,832
賞与引当金の増減額（△は減少）	2,968
法定福利費引当金の増減額（△は減少）	2,358
原価見返勘定の増減額（△は減少）	59,860
長期前受金戻入額	△100
土地評価損戻入額	△3,200
受取利息及び受取配当金	△4,487
支払利息	2,250
未収金の増減額（△は増加）	153
未払金の増減額（△は減少）	△1,661,296
前受金の増減額（△は減少）	△1,024,760
預り金の増減額（△は減少）	△2,334
その他流動資産の増減額（△は増加）	100,000
小計	2,227,099
利息及び配当金の受取額	4,487
利息の支払額	△2,250
業務活動によるキャッシュ・フロー	2,229,336

区分	金額
2　投資活動によるキャッシュ・フロー	
土地造成による支出	△10,546,509
土地造成による収入	54
有形固定資産の取得による支出	△44,865
無形固定資産の取得による支出	△18,909
長期貸付金による支出	△30,000
予備費	△100,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△10,740,229
3　財務活動によるキャッシュ・フロー	
一時借入れによる収入	4,500,000
一時借入金の返済による支出	△4,500,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	0
資金増加額（又は減少額）	△8,510,893
資金期首残高	13,012,815
資金期末残高	4,501,922

補　正　予　算　給　与　費　明　細　書

1　総　括

区　　分	職員数		給与費				法定福利費	合　計
	特別職（人）	一般職（人）	報酬（千円）	給料（千円）	手当（千円）	計（千円）	（千円）	（千円）
補正後		38		160,243	114,518	274,761	47,126	321,887
補正前		38		155,271	110,355	265,626	46,247	311,873
比較				4,972	4,163	9,135	879	10,014

	区　分	扶養手当（千円）	地域手当（千円）	住居手当（千円）	通勤手当（千円）	特殊勤務手当（千円）	時間外勤務手当（千円）	管理職手当（千円）	管理職員特別勤務手当（千円）
手当の内訳	補正後	3,354	4,423	1,791	4,236	6	6,411	3,954	60
	補正前	3,354	4,292	1,791	4,236	6	6,090	3,954	60
	比較		131				321		

区　分	期末手当（千円）	勤勉手当（千円）	退職手当（千円）
補正後	37,793	31,371	21,119
補正前	35,752	29,701	21,119
比較	2,041	1,670	

(1)　会計年度任用職員以外の職員

区　　分	職員数		給与費				法定福利費	合　計
	特別職（人）	一般職（人）	報酬（千円）	給料（千円）	手当（千円）	計（千円）	（千円）	（千円）
補正後		31		145,256	108,041	253,297	43,720	297,017
補正前		31		140,877	104,172	245,049	42,841	287,890
比較				4,379	3,869	8,248	879	9,127

	区　分	扶養手当（千円）	地域手当（千円）	住居手当（千円）	通勤手当（千円）	特殊勤務手当（千円）	時間外勤務手当（千円）	管理職手当（千円）	管理職員特別勤務手当（千円）
手当の内訳	補正後	3,354	4,423	1,791	3,555	6	6,411	3,954	60
	補正前	3,354	4,292	1,791	3,555	6	6,090	3,954	60
	比較		131				321		

区　分	期末手当（千円）	勤勉手当（千円）	退職手当（千円）
補正後	34,649	28,719	21,119
補正前	32,765	27,186	21,119
比較	1,884	1,533	

(2)　会計年度任用職員

区　　分	職員数		給与費				法定福利費	合　　計
	特別職（人）	一般職（人）	報酬（千円）	給料（千円）	手当（千円）	計（千円）	（千円）	（千円）
補正後		7		14,987	6,477	21,464	3,406	24,870
補正前		7		14,394	6,183	20,577	3,406	23,983
比較				593	294	887		887

手当の内訳	区　分	扶養手当（千円）	地域手当（千円）	住居手当（千円）	通勤手当（千円）	特殊勤務手当（千円）	時間外勤務手当（千円）	管理職手当（千円）	管理職員特別勤務手当（千円）
	補正後				681				
	補正前				681				
	比較								

区　分	期末手当（千円）	勤勉手当（千円）	退職手当（千円）
補正後	3,144	2,652	
補正前	2,987	2,515	
比較	157	137	

２　給料及び手当の増減額の明細

区　　分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説　　明	備　　考
給　　料	4,972	給料の増加分	4,972	職員の給与改定による本年度給料月額の増加分	
手　　当	4,163	手当の増加分	4,163	期末手当、勤勉手当及びその他手当の増加分	

(1)　会計年度任用職員以外の職員

区　　分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説　　明	備　　考
給　　料	4,379	1　給与改定に伴う増加分	4,379	職員の給与改定による本年度給料月額の増加分	給与改定の状況 本年度 { 全給料表の改定率 3.2% 実施時期 令和８年４月１日
手　　当	3,869	1　給与改定に伴う増加分	3,869	期末手当の増加分 1,884 千円	改正後　(改正前) 年間支給割合　2.55月分　(2.525月分) [６月期　1.275月分　(1.2625月分) 12月期　1.275月分　(1.2625月分)] ただし令和８年度は [６月期　従前どおり　(1.2625月分) 12月期　1.2875月分　(1.2625月分)]
				勤勉手当の増加分 1,533 千円	改正後　(改正前) 年間支給割合　2.15月分　(2.125月分) [６月期　1.075月分　(1.0625月分) 12月期　1.075月分　(1.0625月分)] ただし令和８年度は [６月期　従前どおり　(1.0625月分) 12月期　1.0875月分　(1.0625月分)]
				その他手当の増加分 452 千円 (1) その他手当分 452 千円	給料を基礎として支給するその他手当について、給与改定に伴う手当額の増 地域手当、時間外勤務手当

(2)　会計年度任用職員

区　　分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説　　明	備　　考
給　　料	593	1　給与改定に伴う増加分	593	職員の給与改定による本年度給料月額の増加分	給与改定の状況 本年度 { 全給料表の改定率 4.3% 実施時期 令和８年４月１日
手　　当	294	1　給与改定に伴う増加分	294	期末手当の増加分 157 千円	改正後　(改正前) 年間支給割合　2.55月分　(2.525月分) [６月期　1.275月分　(1.2625月分) 12月期　1.275月分　(1.2625月分)] ただし令和８年度は [６月期　従前どおり　(1.2625月分) 12月期　1.2875月分　(1.2625月分)]
				勤勉手当の増加分 137 千円	改正後　(改正前) 年間支給割合　2.15月分　(2.125月分) [６月期　1.075月分　(1.0625月分) 12月期　1.075月分　(1.0625月分)] ただし令和８年度は [６月期　従前どおり　(1.0625月分) 12月期　1.0875月分　(1.0625月分)]

３　給料及び手当の状況

(1)　職員１人当たり給与（令和8年10月1日現在）

区分		事務・技術（行政職）
補正後	平均給料月額（円）	379,157
	平均年齢（歳）	43.9
補正前	平均給料月額（円）	367,311
	平均年齢（歳）	43.9

(2)　級別職員数

区分	行政職		
	級	職員数(人)	構成比(%)
令和8年10月1日現在	9級	―	―
	8級	―	―
	7級	2	6.4
	6級	5	16.1
	5級	10	32.3
	4級	1	3.2
	3級	10	32.3
	2級	2	6.5
	1級	1	3.2
	計	31	100.0

(3)　期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計（月分）	備考
	６月（月分）	１２月（月分）		
補正後	2.325	2.375	4.70	
補正前	2.325	2.325	4.65	
一般会計の制度	2.325	2.375	4.70	

令和８年度群馬県団地造成事業予定貸借対照表

（令和９年３月３１日現在）

資　　産　　の　　部

（単位　千円）

科　　目	金　　額			
1　事　業　資　産				
(1)　分　譲　土　地			2,655,557	
(2)　団　地　造　成　勘　定			17,356,995	
(3)　事　業　準　備　勘　定			419,786	
事　業　資　産　合　計				20,432,338
2　固　定　資　産				
(1)　有　形　固　定　資　産				
イ　土　地	2,345,955			
ロ　建　物	212,262			
ハ　構　築　物	163,961			
ニ　機　械　及　び　装　置	24,873			
ホ　備　品	23,344			
ヘ　諸　装　置	4,877			
減　価　償　却　累　計　額	△176,619	2,598,653		
有　形　固　定　資　産　合　計			2,598,653	
(2)　無　形　固　定　資　産				
イ　電　話　使　用　権		899		
ロ　そ　の　他　無　形　固　定　資　産		18,909		
無　形　固　定　資　産　合　計			19,808	
(3)　投　資　そ　の　他　の　資　産				
イ　長　期　貸　付　金		3,410,180		
ロ　出　資　金		20,000		
投　資　そ　の　他　の　資　産　合　計			3,430,180	

科目	金			額
(4) 事業外固定資産			576,459	
固定資産合計				6,625,100
3 流動資産				
(1) 現金預金			4,501,922	
流動資産合計				4,501,922
資産合計				31,559,360

負債の部

科目	金			額
4 固定負債				
(1) 引当金				
イ 退職給付引当金		201,408		
引当金合計			201,408	
(2) 原価見返勘定			807,212	
(3) その他固定負債			216,659	
固定負債合計				1,225,279
5 流動負債				
(1) 未払金			96	
(2) 引当金				
イ 賞与引当金		20,364		
ロ 法定福利費引当金		3,805		
引当金合計			24,169	
流動負債合計				24,265

科目	金			額
6 繰延収益				
(1) 長期前受金			600	
(2) 長期前受金収益化累計額			△395	
繰延収益合計				205
負債合計				1,249,749

資本の部

科目	金			額
7 資本金				29,442,371
8 剰余金				
(1) 資本剰余金				
イ 受贈財産評価額		2		
資本剰余金合計			2	
(2) 利益剰余金				
イ 利益積立金		93,234		
ロ 建設改良積立金		506,163		
ハ 当年度未処分利益剰余金		267,841		
利益剰余金合計			867,238	
剰余金合計				867,240
資本合計				30,309,611
負債・資本合計				31,559,360

注記

Ⅰ．　重要な会計方針

1　資産の評価基準及び評価方法

(1)　たな卸資産の評価基準及び評価方法

・完成土地及び未成土地　　個別法に基づく低価法による。（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定。）

2　固定資産の減価償却の方法

(1)　有形固定資産

・減価償却の方法

定額法による。

・主な耐用年数

建物	6～50年
構築物	7～60年
機械及び装置	5～17年

(2)　無形固定資産

・減価償却の方法

定額法による。

3　引当金の計上方法

(1)　退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。

(2)　賞与引当金及び法定福利費引当金

職員の期末・勤勉手当の支給及びこれに係る法定福利費の支払に備えるため、当年度末における支給（支払）見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

4　消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式による。

Ⅱ．　その他

1　退職給付引当金の目的使用による取崩しについて

当年度において、退職手当として69,951千円を支給するため、退職給付引当金69,951千円を使用する。

令和８年度群馬県施設管理事業会計補正予算実施計画（第１号）

収益的収入及び支出

支　　出

（単位　千円）

款	項	目	補正前の額	補　正　額	計	備　　考
3　ゴルフ場事業費用			490,801	2,467	493,268	
	1　営　業　費　用		471,897	2,467	474,364	
		1　ゴルフ場管理費	471,897	2,467	474,364	○人件費

資本的収入及び支出

支　　出

（単位　千円）

款	項	目	補正前の額	補　正　額	計	備　　考
3　ゴルフ場事業資本的支出			658,884	62,206	721,090	
	1　建　設　改　良　費		432,153	62,206	494,359	
		1　ゴルフ場建設費	246,274	62,206	308,480	○建物

令和８年度群馬県施設管理事業予定キャッシュ・フロー計算書

（令和8年4月1日から令和9年3月31日まで）

（単位　千円）

区分	金額
1　業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純損益	△32,172
減価償却費	168,946
固定資産除却損	10,021
退職給付引当金の増減額（△は減少）	2,300
賞与引当金の増減額（△は減少）	285
法定福利費引当金の増減額（△は減少）	17
受取利息及び受取配当金	△224
支払利息	520
未収金の増減額（△は増加）	△134,865
未払金の増減額（△は減少）	△23,589
前受金の増減額（△は減少）	△3,117
預り金の増減額（△は減少）	△25
たな卸資産の増減額（△は増加）	30,874
小計	18,971
利息及び配当金の受取額	224
利息の支払額	△520
業務活動によるキャッシュ・フロー	18,675

区分	金額
2　投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△1,337,240
無形固定資産の取得による支出	△10,182
予備費	△58,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,405,422
3　財務活動によるキャッシュ・フロー	
一時借入れによる収入	1,500,000
一時借入金の返済による支出	△1,500,000
建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金による収入	1,253,000
建設改良費等の財源に充てるための長期借入金の償還による支出	△163,704
その他の長期借入金の償還による支出	△20,427
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,068,869
資金増加額（又は減少額）	△317,878
資金期首残高	1,010,620
資金期末残高	692,742

補　正　予　算　給　与　費　明　細　書

１　総　　括

区　　分	職　員　数		給　与　費				法定福利費	合　計
	特　別　職 (人)	一　般　職 (人)	報　酬 (千円)	給　料 (千円)	手　当 (千円)	計 (千円)	(千円)	(千円)
補　正　後		9		39,164	22,283	61,447	10,484	71,931
補　正　前		9		37,997	21,255	59,252	10,212	69,464
比　　較				1,167	1,028	2,195	272	2,467

	区　　分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)
手当の内訳	補　正　後	606	1,146	462	637	1,507	1,416	24	7,773
	補　正　前	606	1,111	462	637	1,450	1,416	24	7,273
	比　　較		35			57			500

区　　分	勤勉手当 (千円)	退職手当 (千円)
補　正　後	6,412	2,300
補　正　前	5,976	2,300
比　　較	436	

(1)　会計年度任用職員以外の職員

区　　分	職員数		給与費				法定福利費	合　　計
	特別職（人）	一般職（人）	報酬（千円）	給料（千円）	手当（千円）	計（千円）	（千円）	（千円）
補正後		8		37,420	21,606	59,026	10,130	69,156
補正前		8		36,307	20,606	56,913	9,858	66,771
比較				1,113	1,000	2,113	272	2,385

手当の内訳	区　　分	扶養手当（千円）	地域手当（千円）	住居手当（千円）	通勤手当（千円）	時間外勤務手当（千円）	管理職手当（千円）	管理職員特別勤務手当（千円）	期末手当（千円）
	補正後	606	1,146	462	637	1,507	1,416	24	7,395
	補正前	606	1,111	462	637	1,450	1,416	24	6,910
	比較		35			57			485

区　　分	勤勉手当（千円）	退職手当（千円）
補正後	6,113	2,300
補正前	5,690	2,300
比較	423	

(2)　会計年度任用職員

区　　分	職員数		給与費				法定福利費	合　　計
	特別職（人）	一般職（人）	報酬（千円）	給料（千円）	手当（千円）	計（千円）	（千円）	（千円）
補正後		1		1,744	677	2,421	354	2,775
補正前		1		1,690	649	2,339	354	2,693
比較				54	28	82		82

手当の内訳	区　分	扶養手当（千円）	地域手当（千円）	住居手当（千円）	通勤手当（千円）	時間外勤務手当（千円）	管理職手当（千円）	管理職員特別勤務手当（千円）	期末手当（千円）
	補正後								378
	補正前								363
	比較								15

区　分	勤勉手当（千円）	退職手当（千円）
補正後	299	
補正前	286	
比較	13	

２　給料及び手当の増減額の明細

区　　分	増減額（千円）	増減事由別内訳（千円）		説　　明	備　　考
給　　料	1,167	給料の増加分	1,167	職員の給与改定による本年度給料月額の増加分	
手　　当	1,028	手当の増加分	1,028	期末手当、勤勉手当及びその他手当の増加分	

(1)　会計年度任用職員以外の職員

区　　分	増減額（千円）	増減事由別内訳（千円）		説　　明	備　　考
給　　料	1,113	1　給与改定に伴う増加分	1,113	職員の給与改定による本年度給料月額の増加分	給与改定の状況 本年度 { 全給料表の改定率 3.2% 実施時期 令和８年４月１日
手　　当	1,000	1　給与改定に伴う増加分	1,000	期末手当の増加分 485 千円	改正後　（改正前） 年間支給割合　2.55月分　(2.525月分) [６月期　1.275月分　(1.2625月分) 12月期　1.275月分　(1.2625月分)] ただし令和８年度は [６月期　従前どおり　(1.2625月分) 12月期　1.2875月分　(1.2625月分)]
				勤勉手当の増加分 423 千円	改正後　（改正前） 年間支給割合　2.15月分　(2.125月分) [６月期　1.075月分　(1.0625月分) 12月期　1.075月分　(1.0625月分)] ただし令和８年度は [６月期　従前どおり　(1.0625月分) 12月期　1.0875月分　(1.0625月分)]
				その他手当の増加分 92 千円 (1) その他手当分 92 千円	給料を基礎として支給するその他手当について、給与改定に伴う手当額の増 地域手当、時間外勤務手当

(2)　会計年度任用職員

区　　分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説　　明	備　　考
給　　料	54	1　給与改定に伴う増加分	54	職員の給与改定による本年度給料月額の増加分	給与改定の状況 本年度 { 全給料表の改定率 4.3% 実施時期 令和８年４月１日
手　　当	28	1　給与改定に伴う増加分	28	期末手当の増加分 15 千円	改正後　(改正前) 年間支給割合　2.55月分　(2.525月分) [６月期　1.275月分　(1.2625月分) 12月期　1.275月分　(1.2625月分)] ただし令和８年度は [６月期　従前どおり　(1.2625月分) 12月期　1.2875月分　(1.2625月分)]
				勤勉手当の増加分 13 千円	改正後　(改正前) 年間支給割合　2.15月分　(2.125月分) [６月期　1.075月分　(1.0625月分) 12月期　1.075月分　(1.0625月分)] ただし令和８年度は [６月期　従前どおり　(1.0625月分) 12月期　1.0875月分　(1.0625月分)]

３　給料及び手当の状況

(1)　職員１人当たり給与（令和8年10月1日現在）

区分		事務・技術（行政職）
補正後	平均給料月額（円）	388,099
	平均年齢（歳）	46.3
補正前	平均給料月額（円）	375,974
	平均年齢（歳）	46.3

(2)　級別職員数

区分	行政職		
	級	職員数(人)	構成比(%)
令和8年10月1日現在	9級	－	－
	8級	－	－
	7級	－	－
	6級	2	25.0
	5級	2	25.0
	4級	2	25.0
	3級	－	－
	2級	－	－
	1級	2	25.0
	計	8	100.0

(3)　期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計（月分）	備考
	６月（月分）	１２月（月分）		
補正後	2.325	2.375	4.70	
補正前	2.325	2.325	4.65	
一般会計の制度	2.325	2.375	4.70	

債務負担行為に関する調書

変　更

（単位　千円）

事項	区分	限度額	前年度末までの支払義務発生（見込）額		当年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳		
			期間	金額	期間	金額	企業債	補助金	損益勘定留保資金等
クラブハウス長寿命化改修工事請負契約（除却工事分）	補正前	46,200			令和9年度	46,200			46,200
	補正				令和9年度から令和10年度まで				
	補正後	46,200			令和9年度から令和10年度まで	46,200			46,200
クラブハウス長寿命化改修工事請負契約（建設改良分）	補正前	287,298			令和9年度	287,298			287,298
	補正	92,462			令和9年度から令和10年度まで	92,462			92,462
	補正後	379,760			令和9年度から令和10年度まで	379,760			379,760

事項	区分	限度額	前年度末までの支払義務発生（見込）額		当年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳		
			期間	金額	期間	金額	企業債	補助金	損益勘定留保資金等
クラブハウス建築工事監理業務委託契約	補正前	2,618			令和9年度	2,618			2,618
	補正	1,282			令和9年度から令和10年度まで	1,282			1,282
	補正後	3,900			令和9年度から令和10年度まで	3,900			3,900

令和８年度群馬県施設管理事業予定貸借対照表

（令和９年３月３１日現在）

資　　産　　の　　部

（単位　千円）

科目	金額			
1　固定資産				
(1)　格納庫		466,655		
減価償却累計額		△389,808	76,847	
(2)　賃貸ビル		4,514,545		
減価償却累計額		△2,973,029	1,541,516	
(3)　ゴルフ場		8,165,252		
減価償却累計額		△3,514,377	4,650,875	
(4)　事業外固定資産			67,949	
(5)　ゴルフ場建設仮勘定			1,302,392	
(6)　投資その他の資産				
イ出資金		681,000		
投資その他の資産合計			681,000	
固定資産合計				8,320,579
2　流動資産				
(1)　現金預金			692,742	
(2)　未収金			149,050	
流動資産合計				841,792
資産合計				9,162,371

負　　債　　の　　部

科目	金額			
3　固定負債				
(1)　他会計借入金				
イ建設改良費等の財源に充てるための長期借入金		1,884,300		

科目	金額			
他会計借入金合計			1,884,300	
(2) 引当金				
ｲ 退職給付引当金		76,554		
ﾛ 修繕準備引当金		46,933		
引当金合計			123,487	
(3) その他固定負債			7,434	
固定負債合計				2,015,221
4 流動負債				
(1) 他会計借入金				
ｲ 建設改良費等の財源に充てるための長期借入金		24,195		
他会計借入金合計			24,195	
(2) 未払金			1,740	
(3) 引当金				
ｲ 賞与引当金		4,468		
ﾛ 法定福利費引当金		794		
引当金合計			5,262	
流動負債合計				31,197
5 繰延収益				
(1) 長期前受金			6,997	
(2) 長期前受金収益化累計額			△6,647	
繰延収益合計				350
負債合計				2,046,768

資　本　の　部

科目	金額			
6　資本金				6,122,057
7　剰余金				
(1)　資本剰余金				
イ　受贈財産評価額		1,109		
ロ　工事費負担金		268,852		
ハ　寄附金		5,000		
ニ　その他資本剰余金		689,632		
資本剰余金合計			964,593	
(2)　利益剰余金				
イ　当年度未処分利益剰余金		28,953		
利益剰余金合計			28,953	
剰余金合計				993,546
資本合計				7,115,603
負債・資本合計				9,162,371

注記

Ⅰ．　重要な会計方針

1　　固定資産の減価償却の方法

(1)　有形固定資産

・減価償却の方法

定額法による。

・主な耐用年数

建物	6～50年
構築物	7～60年
機械及び装置	5～17年

(2)　無形固定資産

・減価償却の方法

定額法による。

2　　引当金の計上方法

(1)　退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。

(2)　賞与引当金及び法定福利費引当金

職員の期末・勤勉手当の支給及びこれに係る法定福利費の支払に備えるため、当年度末における支給（支払）見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

(3)　修繕準備引当金

令和8年3月31日において計上されている額について、従前の例により取り崩す額を計上している。

3　　消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式による。

Ⅱ．　セグメント情報の開示

1　　報告セグメントの概要

施設管理事業会計は、格納庫事業、賃貸ビル事業及びゴルフ場事業を運営しており、群馬県企業局財務規程に定める区分に基づき、これら3つを報告セグメントとしている。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容は以下のとおりである。

セグメント区分	事　業　の　内　容
格 納 庫 事 業	群馬ヘリポート格納庫の管理運営
賃 貸 ビ ル 事 業	公社総合ビルの管理運営及びその附帯事業
ゴ ル フ 場 事 業	ゴルフ場施設の管理運営及びその附帯事業

2　　報告セグメントごとの営業収益等

当年度（自　令和8年4月1日　至　令和9年3月31日）

（単位　千円）

	格納庫事業	賃貸ビル事業	ゴルフ場事業	合計
営業収益	46,459	180,925	466,000	693,384
営業費用	13,452	227,646	470,705	711,803
営業損益	33,007	△46,721	△4,705	△18,419
経常損益	33,008	△44,772	△9,409	△21,173
セグメント資産	807,056	1,399,318	6,955,997	9,162,371
セグメント負債	292,350	275,241	1,479,177	2,046,768
その他の項目				
減価償却費	5,102	73,101	90,743	168,946
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	27,400	86,064	1,233,958	1,347,422

令和８年度群馬県病院事業会計補正予算実施計画（第１号）

収益的収入及び支出

支　　出

（単位　千円）

款	項	目	補正前の額	補正額	計	備　　考
1　病院事業費用			39,270,223	776,415	40,046,638	
	1　医　業　費　用		38,376,331	776,415	39,152,746	
		1　給　与　費	16,742,935	776,415	17,519,350	○心臓血管センター　191,598
						○がんセンター　247,333
						○精神医療センター　114,989
						○小児医療センター　213,948
						○経営戦略課　8,547

令和８年度群馬県病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

（令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで）

（単位　千円）

区分	金額
1　業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純損益	△3,365,046
減価償却費	2,552,203
退職給付引当金の増減額	654,978
賞与引当金の増減額	36,412
法定福利費引当金の増減額	7,244
貸倒引当金の増減額	11,578
長期前受金戻入額	△1,312,050
受取利息及び受取配当金	△8,300
支払利息及び企業債取扱諸費	104,561
有形固定資産売却損益（△は益）	1,996
未収金の増減額（△は増加）	△253,803
破産更生債権の増減額（△は増加）	△9,240
未払金の増減額（△は減少）	345,513
未払費用の増減額（△は減少）	1,150
固定資産除却費（資金移動を伴わないもの）	47,813
その他流動資産の増減額（△は増加）	△65,285
小計	△1,250,276
利息及び配当金の受取額	8,300
利息及び企業債取扱諸費の支払額	△104,561
業務活動によるキャッシュ・フロー	△1,346,537
2　投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△3,003,748
有形固定資産の売却による収入	8
一般会計からの繰入金による収入	1,134,646
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,869,094
3　財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良等の財源に充てるための企業債による収入	2,780,000
建設改良等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△2,280,315
リース債務の返済による支出	△18,566
財務活動によるキャッシュ・フロー	481,119
資金増加額（又は減少額）	△2,734,512
資金期首残高	2,854,979
資金期末残高	120,467

補　正　予　算　給　与　費　明　細　書

１　総　　括

区　　分	職員数		給与費				法定福利費	合　　計
	特別職（人）	一般職（人）	報酬（千円）	給料（千円）	手当（千円）	計（千円）	（千円）	（千円）
補正後	5	1,831		7,388,068	7,514,178	14,902,246	2,482,410	17,384,656
補正前	5	1,831		7,172,993	6,991,535	14,164,528	2,443,713	16,608,241
比較				215,075	522,643	737,718	38,697	776,415

手当の内訳	区　分	扶養手当（千円）	地域手当（千円）	住居手当（千円）	初任給調整手当（千円）	通勤手当（千円）	単身赴任手当（千円）	特殊勤務手当（千円）	時間外勤務手当（千円）
	補正後	138,228	398,857	105,912	594,066	180,004	1,440	533,416	694,670
	補正前	138,228	387,762	105,912	592,410	180,004	1,440	533,416	651,683
	比較		11,095		1,656				42,987
	区　分	宿日直手当（千円）	夜間勤務手当（千円）	休日勤務手当（千円）	管理職手当（千円）	管理職員特別勤務手当（千円）	期末手当（千円）	勤勉手当（千円）	退職手当（千円）
	補正後	129,461	131,724	375,814	71,976	9,072	1,795,708	1,497,695	856,135
	補正前	129,461	128,759	267,520	71,976	9,072	1,710,813	1,424,579	658,500
	比較		2,965	108,294			84,895	73,116	197,635

（１）会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数		給与費				法定福利費	合計
	特別職（人）	一般職（人）	報酬（千円）	給料（千円）	手当（千円）	計（千円）	（千円）	（千円）
補正後	5	1,305		6,033,890	6,593,086	12,626,976	2,036,197	14,663,173
補正前	5	1,305		5,842,328	6,088,819	11,931,147	2,004,998	13,936,145
比較				191,562	504,267	695,829	31,199	727,028

手当の内訳	区分	扶養手当（千円）	地域手当（千円）	住居手当（千円）	初任給調整手当（千円）	通勤手当（千円）	単身赴任手当（千円）	特殊勤務手当（千円）	時間外勤務手当（千円）
	補正後	138,228	326,597	105,912	572,466	134,217	1,440	505,366	599,540
	補正前	138,228	317,482	105,912	570,810	134,217	1,440	505,366	558,551
	比較		9,115		1,656				40,989
	区分	宿日直手当（千円）	夜間勤務手当（千円）	休日勤務手当（千円）	管理職手当（千円）	管理職員特別勤務手当（千円）	期末手当（千円）	勤勉手当（千円）	退職手当（千円）
	補正後	97,687	130,771	364,811	71,976	9,072	1,493,353	1,239,186	802,464
	補正前	97,687	127,823	256,720	71,976	9,072	1,416,157	1,172,549	604,829
	比較		2,948	108,091			77,196	66,637	197,635

（２）会計年度任用職員

区　　分	職員数		給与費				法定福利費	合　　計
	特別職（人）	一般職（人）	報酬（千円）	給料（千円）	手当（千円）	計（千円）	（千円）	（千円）
補正後		526		1,354,178	921,092	2,275,270	446,213	2,721,483
補正前		526		1,330,665	902,716	2,233,381	438,715	2,672,096
比較				23,513	18,376	41,889	7,498	49,387

手当の内訳	区　分	扶養手当（千円）	地域手当（千円）	住居手当（千円）	初任給調整手当（千円）	通勤手当（千円）	単身赴任手当（千円）	特殊勤務手当（千円）	時間外勤務手当（千円）
	補正後		72,260		21,600	45,787		28,050	95,130
	補正前		70,280		21,600	45,787		28,050	93,132
	比較		1,980						1,998
	区　分	宿日直手当（千円）	夜間勤務手当（千円）	休日勤務手当（千円）	管理職手当（千円）	管理職員特別勤務手当（千円）	期末手当（千円）	勤勉手当（千円）	退職手当（千円）
	補正後	31,774	953	11,003			302,355	258,509	53,671
	補正前	31,774	936	10,800			294,656	252,030	53,671
	比較		17	203			7,699	6,479	

２　給料及び手当の増減額の明細

区　　分	増減額（千円）	増減事由別内訳（千円）		説　　明	備　　考
給　　料	215,075	給与額の増加分	215,075	職員の給与改定による本年度給料月額の増加分	
手　　当	522,643	手当の増加分	522,643	期末手当、勤勉手当及びその他手当の増加分	

（１）会計年度任用職員以外の職員

区　　分	増減額（千円）	増減事由別内訳（千円）		説　　明	備　　考
給　　料	191,562	1　給与改定に伴う増加分	191,562	職員の給与改定による本年度給料月額の増加分　191,562千円	給与改定の状況 本年度 改定率 行政職　3.225 % 医療職（一）　3.240 % 医療職（二）　3.231 % 医療職（三）　3.472 % 給与改定の実施時期 令和8年4月1日
手　　当	504,267	1　給与改定に伴う増加分	504,267	期末手当の増加分　77,196千円	改正後　(改正前) 年間支給割合　2.55月分　(2.525月分) 6月期　1.275月分　(1.2625月分) 12月期　1.275月分　(1.2625月分) ただし令和８年度は 6月期　従前どおり　(1.2625月分) 12月期　1.2875月分　(1.2625月分)
				その他の手当の増加分　427,071千円 （１）勤勉手当分　66,637千円 （２）退職手当分　197,635千円 （３）その他手当分　162,799千円	給料を基礎として支給するその他の手当について、給与改定に伴う手当額の増 地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当等

（２）会計年度任用職員

区　　分	増減額（千円）	増減事由別内訳（千円）		説　　明	備　　考
給　　料	23,513	1　給与改定に伴う増加分	23,513	職員の給与改定による本年度給料月額の増加分　23,513千円	給与改定の状況 本年度 全給料表の改定率　4.2% 本年度 実施時期　令和８年４月１日
手　　当	18,376	1　給与改定に伴う増加分	18,376	期末手当の増加分　7,699千円	改正後　(改正前) 年間支給割合　2.55月分　(2.525月分) ６月期　1.275月分　(1.2625月分) 12月期　1.275月分　(1.2625月分) ただし令和８年度は ６月期　従前どおり　(1.2625月分) 12月期　1.2875月分　(1.2625月分)
				その他の手当の増加分　10,677千円 （１）勤勉手当分　6,479千円 （２）その他手当分　4,198千円	給料を基礎として支給するその他の手当について、給与改定に伴う手当額の増 地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当等

３　給料及び手当の状況

（１）職員１人当たり給与（令和８年１０月１日現在）

区分		医師（医療職一）	医療技術（医療職二）	看護（医療職三）	事務（行政職）	その他（技能労務職）
補正後	平均給料月額(円)	513,135	351,781	346,756	363,701	－
	平均年齢(歳)	47.7	41.8	41.5	44.5	－
補正前	平均給料月額(円)	497,457	340,204	335,041	352,052	－
	平均年齢(歳)	47.7	41.8	41.5	44.5	－

（２）級別職員数

区　　分		医療職（一）		医療職（二）		医療職（三）		行政職		技能労務職	
		職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)
令和8年10月1日現在	1　級	13	8.6	1	0.5	0	0.0	9	7.4		
	2　級	83	54.9	41	20.0	205	25.1	16	13.2		
	3　級	51	33.8	60	29.2	428	52.4	30	24.8		
	4　級	4	2.7	27	13.2	47	5.7	31	25.8		
	5　級			28	13.7	24	2.9	20	16.5		
	特５級			32	15.6	100	12.2				
	6　級			16	7.8	14	1.7	9	7.4		
	7　級							5	4.1		
	8　級										
	9　級							1	0.8		
	計	151	100.0	205	100.0	818	100.0	121	100.0		

（３）期末手当・勤勉手当

区　　分	支給期別支給率		支給率計（月分）	備　　考
	6月（月分）	12月（月分）		
補　正　後	2.325	2.375	4.70	
補　正　前	2.325	2.325	4.65	
一般会計の制度	2.325	2.375	4.70	

令和８年度群馬県病院事業予定貸借対照表

（令和９年３月３１日現在）

資　　産　　の　　部　　（単位　千円）

科目	金額			
1　固定資産				
(1)　有形固定資産				
イ　土地		842,727		
ロ　建物	46,814,345			
建物減価償却累計額	△ 32,366,216	14,448,129		
ハ　構築物	3,387,160			
構築物減価償却累計額	△ 3,051,627	335,533		
ニ　器械備品	23,111,404			
器械備品減価償却累計額	△ 16,536,265	6,575,139		
ホ　車両	24,014			
車両減価償却累計額	△ 14,872	9,142		
ヘ　放射性同位元素	3,612			
放射性同位元素減価償却累計額	△ 3,431	181		
ト　リース資産	93,900			
リース資産減価償却累計額	△ 47,433	46,467		
チ　建設仮勘定		228,275		
リ　その他有形固定資産	13,947			
その他有形固定資産減価償却累計額	△ 3,908	10,039		
有形固定資産合計			22,495,632	
(2)　無形固定資産				
イ　電話加入権		5,864		
ロ　その他無形固定資産		224,356		
無形固定資産合計			230,220	

科目	金額			
(3) 投資その他の資産				
イ 破産更生債権		51,522		
ロ 破産更生債権貸倒引当金		△ 51,522		
投資その他の資産合計				
固定資産合計				22,725,852
2 流動資産				
(1) 現金預金			120,467	
(2) 未収金			4,581,105	
(3) 未収金貸倒引当金			△ 37,761	
(4) 貯蔵品			209,825	
(5) その他流動資産			111,106	
流動資産合計				4,984,742
資産合計				27,710,594

負債の部

科目	金額			
3 固定負債				
(1) 企業債			10,850,683	
(2) 引当金			7,327,447	
(3) リース債務			18,565	
固定負債合計				18,196,695
4 流動負債				
(1) 企業債			2,211,732	
(2) 未払金			2,684,234	
(3) 未払費用			3,558	
(4) 引当金				
イ 賞与引当金		1,061,203		
ロ 法定福利費引当金		206,797		
引当金合計			1,268,000	

科目	金額			
(5) リース債務			20,114	
(6) その他流動負債			115,398	
流動負債合計				6,303,036
5 繰延収益				
(1) 長期前受金			30,481,253	
(2) 長期前受金収益化累計額			△ 24,927,968	
繰延収益合計				5,553,285
負債合計				30,053,016

資本の部

科目	金額			
6 資本金				10,433,631
7 剰余金				
(1) 資本剰余金				
イ 受贈財産評価額		12,618		
ロ 寄附金		2,060		
ハ 補助金		83,426		
ニ 負担金		154,701		
ホ その他資本剰余金		359,007		
資本剰余金合計			611,812	
(2) 欠損金				
イ 当年度未処理欠損金		13,387,865		
欠損金合計			13,387,865	
剰余金合計				△ 12,776,053
資本合計				△ 2,342,422
負債・資本合計				27,710,594

注記

Ⅰ．　重要な会計方針

1　　たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1)　貯蔵品　　先入先出法による原価法による。

2　　固定資産の減価償却の方法

(1)　有形固定資産（リース資産を除く）

・減価償却の方法

定額法による。

・主な耐用年数

建物	3～47年
構築物	3～60年
機械備品	3～20年
車両	4～6年

(2)　無形固定資産

・減価償却の方法

定額法による。

(3)　リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用している。

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

3　引当金の計上方法

(1)　退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。

（なお、一般会計部局との人事交流職員に係る部分については、一般会計繰入金により財源措置がなされているため、計上していない。）

(2)　賞与引当金及び法定福利費引当金

職員の期末・勤勉手当の支給及びこれに係る法定福利費の支払に備えるため、当年度末における支給（支払）見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

(3)　貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

4　消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式による。

Ⅱ．予定貸借対照表関連

1　企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は7,220,244千円である。

Ⅲ．セグメント情報の開示

1　報告セグメントの概要

報告セグメントは、群馬県病院事業の設置等に関する条例第２条に基づき、経営の基本たる「群馬県立心臓血管センター」「群馬県立がんセンター」「群馬県立精神医療センター」「群馬県立小児医療センター」の４病院とする。
なお、各報告セグメントの事業内容は以下のとおりである。

セグメント区分	事業の内容
心臓血管センター	循環器疾患等に関する医療及び救急医療の提供
がんセンター	がんに関する医療の提供
精神医療センター	精神疾患に関する医療の提供
小児医療センター	小児疾患に関する医療及び周産期医療の提供

2　報告セグメントごとの営業収益等

当年度（自　令和8年4月1日　至　令和9年3月31日）　（単位　千円）

	心臓血管センター	がんセンター	精神医療センター	小児医療センター	調整額	合計
医業収益	10,020,622	12,261,449	1,996,122	5,052,578	―	29,330,771
医業費用	11,790,970	14,501,292	3,494,462	8,764,530	569,018	39,120,272
医業損益	△ 1,770,348	△ 2,239,843	△ 1,498,340	△ 3,711,952	△ 569,018	△ 9,789,501
経常損益	△ 441,679	△ 864,493	△ 619,324	△ 954,464	△ 481,437	△ 3,361,397
セグメント資産	7,494,568	9,041,815	3,984,447	6,837,588	352,176	27,710,594
セグメント負債	6,543,052	10,989,183	3,926,332	8,260,836	333,613	30,053,016
その他の項目						
負担金交付金	1,026,204	1,375,279	751,843	2,411,254	86,995	5,651,575
減価償却費	708,991	892,535	219,230	725,282	6,165	2,552,203
特別利益	2	2	2	2	―	8
特別損失	501	501	501	2,154	―	3,657
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	417,946	472,539	557,784	1,449,129	106,350	3,003,748

（注）1　医業費用の調整額は、各報告セグメントに配分していない費用であり、その主なものは、経営戦略課の人件費及び経費である。

2　セグメント資産の調整額は、各報告セグメントに配分していない経営戦略課の資産である。

3　セグメント負債の調整額は、各報告セグメントに配分していない経営戦略課の負債である。

Ⅳ.　リース契約により使用する固定資産

1　リース取引の処理方法

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

2　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1年内	20,114　千円
1年超	18,565　千円
計	38,679　千円

Ⅴ.　その他

1　退職給付引当金の目的使用による取崩しについて

当年度において、退職手当として334,144千円を支給するため、退職給付引当金334,144千円を使用する。